

Title	日本における外国人に対する言語政策の諸問題並びにその改善策について
Author(s)	Woo, Wai Sheng
Citation	大阪大学, 2012, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/50217
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

日本における
外国人に対する言語政策の諸問題
並びにその改善策について

Problems and their remedies in language policy for expatriates:
The case of contemporary Japan

大阪大学大学院言語文化研究科
博士学位論文
2012年11月

ウー ワイ シェン
WOO WAI SHENG

獻給我在 2011 年 5 月永辭人世的外婆

目次

第一部 序論

第1章 本研究の目的と意義

1.1 研究テーマとの出会い	1
1.2 研究背景	3
1.3 問題意識	6
1.4 研究仮説および研究目的	8
1.5 用語説明	9
1.6 本研究の意義	12
1.7 本稿の構成	13

第二部 理論的考察

第2章 本研究における言語政策の視座

2.1 社会言語学の課題	15
2.2 言語政策の定義	16
2.3 言語政策の内容と枠組み	20
2.4 日本における言語政策の枠組み	21
2.5 「多言語社会」と「多文化主義」について	24
2.6 多言語社会における言語政策概観	25
2.7 多言語化に伴う言語政策のパラダイム・シフト—国民国家型から多言語化型へ—	34
2.8 言語政策と言語管理	35

第3章 外国人に対する日本の言語政策

3.1 標準主義と外国籍住民—言語教育政策の観点から—	37
3.2 地方自治体と外国籍住民	38
3.3 外国籍住民への政策のあり方	40
3.4 多様性を培う「非標準」語政策の必要性	41
3.5 日本における言語レジーム（体制）	41
3.6 本研究における言語サービスとしての「やさしい日本語」の位置付け	42

第4章 先行研究

4.1 日本における言語政策に関する先行研究	43
4.2 日本における外国人に対する言語政策の先行研究	46
4.3 日本における言語サービスに関する先行研究	48

第三部 外国籍住民を対象とした言語政策の実態

第5章 外国人のための日本語の歴史

5.1 「基礎日本語」	51
5.2 「簡約日本語」	60
5.3 「輸出用日本語」	70
5.4 「基礎日本語」、「簡約日本語」と「やさしい日本語」を比較して	71

第6章 地方自治体にけおる言語サービスの取組み—大阪府の事例—

6.1 調査内容および調査結果	73
6.2 地方自治体における言語サービスの取組みに関する考察	77
6.3 「やさしい日本語」の取組みを行っている地方自治体	78
6.4 「やさしい日本語」の取組みを行っていない地方自治体	79
6.5 まとめ	80
6.6 おわりに	81

第7章 「やさしい日本語」の問題点

7.1 公的機関などで用いられている「やさしい日本語」の分析	82
7.2 分析	84
7.3 分析のまとめ	86
7.4 より良い「やさしい日本語」を目指して	87
7.5 おわりに	88

第四部 問題の改善に向けて

第8章 漢字で表記される語彙

8.1 用語について—「漢字で表記される語彙」—	90
--------------------------	----

8.2	先行研究および言語サービスにその成果を応用する際の問題点	91
8.3	研究方法	92
8.4	漢字で表記される語彙—語源、品詞、形からその理解度をみる—	96
8.5	考察	99
8.6	おわりに	100
第9章 漢字の字体		
9.1	漢字圏出身者と漢字を使用する言語サービスについて	102
9.2	研究目的	102
9.3	先行研究	103
9.4	字体の差異を判断する基準	104
9.5	日本語能力試験級別における日中常用漢字の字体の差異	105
9.6	考察	108
9.7	おわりに	109
第10章 異なる意味となる日中同形語—中国語を母語とする外国籍住民への聞き取り調査を通じて—		
10.1	はじめに	110
10.2	日本在の住中国語を母語とする外国籍住民と受動的多言語使用	113
10.3	中国語を母語とする外国籍住民への聞き取り調査	113
10.4	調査結果	115
10.5	聞き取り調査のまとめ	117
10.6	考察—中国語を母語とする外国籍住民のための言語サービス—	118
10.7	今後の課題	118
第11章 漢字圏出身者のための言語政策について		
11.1	漢字を多用する「やさしい日本語」の構築	119
11.2	文字表記レベル	120
11.3	語彙レベル	122
11.4	文章レベル	133

第五部 結論

第12章 まとめと今後の課題

12.1 全体のまとめ	135
12.2 漢字の差異を考慮した言語サービス	138
12.3 今後の課題	140

<参考文献>	141
--------	-----

<資料>

第6章	149
第7章	155
第8章	157
第9章	172
第10章	175

Abstract

The main objective of this dissertation is to identify the problems in language policy for expatriates who live in Japan. This will be done by examining the language service, especially the *Yasashii Nihongo* (Easy Japanese: hereafter, EJ), that is provided by local governments. In addition, this dissertation will also propose remedies for the identified problems.

The number of expatriates living and working in Japan is currently steadily increasing. Consequently, EJ has emerged as a new topic in the field of language policy studies in contemporary Japan. EJ was introduced after the Hanshin-Awaji earthquake. When it was introduced, EJ was considered to be a potential solution to the problems of providing language services in the multilingual context that characterises modern Japanese society. In particular, EJ aims to assist expatriates living in Japan with limited Japanese language proficiency by using a basic level of grammar and fewer kanjis (i.e. Chinese characters).

This study aims to identify problems in language policy for expatriates by using Osaka prefecture as a sample. The EJ language service that is provided by local governments in Osaka prefecture is studied by conducting a questionnaire. Twenty-four local governments in Osaka prefecture responded to the questionnaire; of these, only three currently provide language services through EJ.

The survey results have confirmed the following points. First, all of the language services provided through EJ have recently been launched and have limited staff. Second, the budget for these language services is limited. Third, two of the three local governments that provide language services refer to the same resource on how to generate EJ.

The following problems in EJ language services have been identified. First, unofficial resources on how to generate EJ are not used. Second, a glossary of administrative terms pertaining to EJ and clear guidelines on how to generate EJ are required. Meanwhile, feedback from expatriates could serve as a criterion for judging whether EJ is genuinely simple. Third, the local governments that provide language

services through EJ have low ratios of expatriates to the total population. On the other hand, local governments (such as Osaka City) that have a high ratios of expatriates to the total population and which provide multilingual language services do not provide a language service through EJ. Hence, the relationship between the expatriate population ratio and the language services provided through EJ should be investigated. Finally, the effectiveness of EJ with respect to several types of language services needs to be further studied.

The EJ that is used by these three local governments is examined in this study, together with some other EJs that are used in NGOs. The results show that EJ has many variations according to who has created it and how it is used. The mother tongue of the target of EJ should be taken into consideration in order to enhance its usability. Normally, EJ uses less kanjis because they are considered difficult for expatriates (i.e. non-native Japanese speakers). However, the question remains whether EJ actually aids native Chinese speakers living in Japan, taking the reduced number of kanjis into consideration. The Chinese form the largest group of expatriates in Japan, constituting approximately 30% of the total expatriate population of approximately two million.

Consequently, an analysis of the similarities and differences of meanings in kanjis used in both Japanese and Chinese has been conducted in this study. The data comprise a vocabulary of 1,343 words that can be written in kanjis, sourced from the Japanese Language Proficiency Test (JLPT), Level 3, upper basic level. JLPT Level 3 is a rough standard of easiness for EJ. The data are classified into nine groups according to their form, origin, part of speech, and meaning. Several Japanese-Chinese and Chinese-Japanese dictionaries have also been referred to.

The key finding of this analysis is that a significant number of kanjis from JLPT Level 3 are shown to differ in meaning between Japanese and Chinese. For example, the percentages of the differences in meaning according to the parts of speech were as follows: noun, 34%; adjective, 27%; and verb, 26%. This finding indicates that the differences in the use of kanjis in Japanese and Chinese are considered relatively high. In the other words, using many kanjis randomly might create confusion instead of aiding comprehension.

Employing the vocabulary from JLPT Level 3 as data suggests that using many

kanjis in Japanese for the benefit of native Chinese speakers does not necessarily improve comprehension. Therefore, the use of kanjis in EJ should be more selective. It is recommended that future research should study a larger quantity of data and should collect the opinions of native Chinese speakers.

This study has also examined the 'shape' of the kanjis used in these two languages. All of the kanjis in JLPT (2,040 characters in total from Level 4 to Level 1) have been analysed in this study and they have been classified into two groups. In the first group, the difference in shape of the kanjis is not apparently distinctive; this group includes between 85%~90% of the 2,040 kanji characters. In the second group, the difference in shape is distinctive; this group includes 10%~15% of the 2,040 kanji characters.

After examining both the meaning and shape of kanjis used in Japanese and Chinese, a number of simple interviews of native Chinese speakers living in Japan have been conducted. These interviews aimed to reveal the opinions of native Chinese speakers living in Japan about the similarities and differences of the meanings of these kanjis as well as their shapes. The interviews show that kanjis that have overlapping meanings are most difficult for the Chinese to learn. Meanwhile, kanjis which have no counterparts in Chinese are difficult at first, but they soon become easy to learn and remember because they are not confusing. In addition, kanjis with a pronunciation guide (i.e. *furigana*) are the most welcomed style of EJ. Finally, differently shaped kanjis are not found to be a fatal obstacle to reading.

These results show that the proposal of an EJ for native Chinese speakers (EJFC) is possible. In generating an EJFC, attention should be paid to three aspects: the shapes (orthography level), and meanings (vocabulary level) of kanjis, conjugation in verbs and adjectives, and expression (sentence level).

The significance of this dissertation is the construction of EJFC as a language policy using the philosophy of 'Welfare Linguistics' which was proposed by the first chairperson of the Japanese Association of Sociolinguistic Sciences, the late Mr. Tokugawa Munemasa, in 1999.

第1章 本研究の目的と意義

1.1 研究テーマとの出会い

1.1.1 多言語社会のマレーシアと「単一言語」社会日本での経験

筆者は多民族・多言語社会のマレーシアで生まれ育った中国系4世である。マレーシアの民族構成を簡単にいうと、様々な先住民を含むマレー系は6割強、中国系は2割強、インド系が1割弱と、それ以外の少数派という内訳になる。それぞれの民族は各自の文化や母語で生活を営んでいるが、民族間のコミュニケーションは国語および公用語のマレー語で行われていることが多い¹。義務教育では小学校²を除き全てマレー語が媒介語となっている³。

筆者は家庭内では中国語の粵変種を話し、小学校では中国語の北方変種で教育を受け、異なる中国語の変種を操る同級生とのコミュニケーションは北方変種で行っていた。中学校から大学までは母語の中国語ではなく、マレー語を通じて学業を修めていた。マレー語は国語のため、義務教育では英語と並んで必修科目となっている。激しい個人差はありながらも、筆者ぐらいの世代⁴だとほとんどのマレーシア人がマレー語ができる。中国語は中国系にしか通じないため、他の民族と交流する時はマレー語を話している。英語は必修科目のため小学校から習っており、日本語は大学で専攻した。

マレーシアは多言語社会ではあるものの、政策的には基本的に単一言語主義である。公的機関の役所ではマレー語でしか業務が行われぬ。公務員の採用にマレー語の資格が条件となっている。国立公立大学への入学も文理を問わずマレー語の合格が必須である。

上述のように、マレーシアでは、中国語やタミル語のような少数派言語の話者に公用語であるマレー語（多数派言語）の習得と運用能力が要求され、場合によってはその能力が原因で不利益を蒙ることもある。筆者はこのような階層化された言語環境で育ち、言語間における不均衡な状況に慣れているため、いささかの疑問を抱きながらも、多言語社会というのはこのような仕組みになっており、仕方のないことだと考え、甘受してきた。

留学による二度の来日がきっかけで、上記のことを、当然だとは考えられなくなった。

¹ 都会においては、英語が使われることもある。

² 小学校は媒介語によって3種類ある。マレー語を媒介語とする学校と、中国語（北方変種）を媒介語とする学校と、タミル語を媒介語とする学校である。どの種類の学校に就学するかは民族や母語で決まっているのではなく、全く自由である。中学校と高校では、母語教育も行われているが選択性である。

³ 英語能力の低下が問題視され、義務教育で数学と理科を英語で教えるなどの例外もある。

⁴ 筆者は1980年生まれである。

初回の来日⁵では、街角で見かける多言語表示や、公的機関が発行している多言語情報誌があることを知ったが、言語的に均一化している日本は少数言語話者にも配慮しており、母国の状況とは異なることに衝撃を受けた。母国の大学を卒業し、大学院に進学するために二回目の来日⁶を果たした。二回目の来日では、配慮されている少数言語の話者は主に日本語に不慣れなニューカマーであることが新たに分かった。更に、街角の多言語表示といった少数言語の話者への配慮があるとはいえ、公的機関における多言語による対応や外国人児童の母語教育など、未解決の問題が未だに多くあることも知るようになった。

1.1.2 大阪大学二十一世紀 COE プログラム「インターフェイスの人文学」への参加

大阪大学二十一世紀 COE プログラム「インターフェイスの人文学」言語班は文学研究科と筆者が大学院生として所属している言語文化研究科との共同研究であり、2002年から2006年まで行われていた。この COE プログラムは言語文化研究科のグループでは日本在住の外国人にかかわる諸問題を研究テーマとして取り上げていた。

言語文化研究科のグループはいくつかのサブグループに分かれているが、筆者は山下仁准教授が指導教員となっているサブグループ⁷に参加していた。筆者が実際にかかわっていたのは 2006 年度のみであるが、山下サブグループでのプロジェクトの研究テーマは以下の通りである。

2003 年 国会での答弁

2004 年 多文化共生に対する行政の取組み・外国籍住民への聞き取り調査

2005 年 行政サービスとしての街角での多言語表示の実態調査

2006 年 日本人の共生に対する意識の聞き取り調査

筆者のかかわった 2006 年度の COE プロジェクトの共同研究では、日本人の持つ外国人に対するイメージ、共生社会における日本人と外国人の言語習得、多言語サービスに関するインタビュー調査が行われた。

COE プロジェクトに参加したことによって、日本における外国人の言語問題に興味を

⁵ 2003年の4月から2004年の3月まで交換留学生として亜細亜大学留学生別科で日本語を学んでいた。

⁶ 筆者は2005年10月に来日し、現在に至る。

⁷ 以降「山下サブグループ」とする。メンバーは教員と数名の大学院生から構成される。

持つようになり、日本在住の外国人の問題について色々と考えた。そのうち、とりわけ地方自治体における外国人への言語サービスに関心を抱き、言語的には均一性の高い日本社会では日本語の弱者である外国人への言語政策がどのように行われているのか、という問題を学術的に更に深めようと思い、研究テーマとした次第である。

1.2 研究背景

1.2.1 日本における多民族および多言語化

現在の日本が多言語社会であることは改めていうまでもあるまい。古来日本列島に住み続けてきた「北方少数民族（アイヌ民族）」や「琉球列島住民」、或いはまた「小笠原在来島民」⁸などによって、多言語社会としての日本は既に形成されていた。更に、植民地政策で来日させられた朝鮮半島の人々も多言語社会を構成する要素の一つと言えよう。しかしながら、皇民化のような同化政策などによって、日本列島に在住する民族が多様になったことは一般的には認められておらず、多言語的である現実も黙殺されてきたことも事実である。

19世紀末の台湾の領有と日韓合併が近代における日本の多民族社会を形成する要因となったという見解もある。駒井（1999）によると、1899年に発布された「内地雑居令」を建前とした皇民化によって日本は多民族国家を指向していたという（駒井 1999:24-25）。しかし、第二次世界大戦の敗戦後、単一民族主義が台頭することによって日本は「単一民族国家」になった。

ところが、単一民族主義を揺さぶる契機となったのは、1970年代末より始まった新来外国人、いわゆるニューカマーの到来と、1982年に発効した難民条約⁹への加盟である（駒井:27）。更に、1990年代、血縁関係で門戸を開くという入国管理法の一部改正に伴い、多くの日系南米人が来日した（吉富 2004:45）。これらの出来事によって、日本の多民族・多言語社会化は一層複雑になった。

また、バブル期以来、留学生、研修生、難民、また労働者として数多くの外国人が日本にやってきた。彼らの中には日本に定住するつもりの者も増加しつつあり、日本で言われ

⁸ 「北方少数民族」、「琉球列島住民」、「小笠原在来島民」は、ましこひでのり(1997)『イデオロギーとしての「日本」』三元社、より援用した。

⁹ 難民条約への日本の加入は昭和56（1981）年のことである。

（2006年11月公刊、法務省入国管理局広報資料『難民認定行政－25年間の軌跡－』電子版

http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/happyou/pdf/nanmin_nintei.pdfを参照）。当引用における「発効」は加入後の発効を指すと思われる。

てきた単一民族社会¹⁰の構成に新たな要素として加わった。外国人の定住を想定していなかった日本社会にとって、この現象は大きなインパクトを与えたものと考えられる。

1.2.2 ニューカマーの増加

近年、日本におけるニューカマー¹¹の人口は増加の傾向にあり、世界の様々な国からの人々が日本にやって来ている。ニューカマーの上位十番以内には、中国、ブラジル、米国といった聞き慣れた国名ばかりが占めている。そこから範囲を絞って、大阪府の外国人人口に関する統計データを次のページで見してみる¹²。大阪府のデータでは、登録されている外国人の国籍（出身地）は150以上に及んでいる。

これほど多くの国（地域）からの外国人が日本にいるということは、それだけ多様な言語が話されていることを意味する。もちろん、その中には数千人から一万人以上の話者を有する言語（例えば韓国・朝鮮語、中国語、フィリピン語、ポルトガル語など）もあれば、話者が数人しかいない言語（例えばディベヒ語、マケドニア語、ルクセンブルク語、マルタ語、アルメニア語など）もある。

ニューカマーのうち、とりわけここ数年は中国¹³を中心とする漢字圏出身者¹⁴が長年に亘って外国人登録者数の首位を占めていた韓国・朝鮮籍を上回り、外国人登録者数のトップに躍り出た。法務省の統計データによると、2010年現在中国籍の外国人登録者数は687,156人であり、総数の2,134,151人の32.20%¹⁵を占めている。一方、中国出身以外の外国人も漢字を読める人の数は少なくないため、その人々を対象にすることは、今後より意義深くなると想定される。

¹⁰ 第二次世界大戦後出現した単一民族主義言説による「単一民族社会」を指す。

¹¹ 本稿ではいわゆる新来外国人登録者のことを「ニューカマー」とするが、「外国籍住民」と同義で扱う。なお、引用使用などの都合上、「外国人」や「外国人住民」などを用いる場合もある。以降同様。

¹² 大阪府「平成22年度（2010年度）府内外国人登録国籍別人数」を参照。

¹³ 中華人民共和国（中国大陸、香港）や中華民国（台湾）を含む東アジア諸地域を指す。なお、中華人民共和国や中華民国といった国名（または地域名）は参照資料によるものであって筆者の自らの政治的立場を表すものではないことを断っておく。以降同様。

¹⁴ 母語において漢字を用いる者のことを指す。

¹⁵ 本稿では、統計数字は少数第三位を四捨五入し、小数第二位までで表示する。

国籍(出身地)	合計(人)	国籍(出身地)	合計(人)	国籍(出身地)	合計(人)
総数(163ヶ国)	206,951	チリ	30	エルサルバドル	4
韓国・朝鮮	126,511	モロッコ	27	トリニダード・トバゴ	4
中国	51,056	ポルトガル	26	ウルグアイ	4
フィリピン	6,081	パラグアイ	25	パプアニューギニア	4
ブラジル	3,348	チュニジア	24	エストニア	3
ベトナム	3,253	デンマーク	21	トルクメニスタン	3
米国	2,485	ノルウェー	21	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3
タイ	1,784	タンザニア	21	セルビア共和国	3
ペルー	1,238	ウズベキスタン	20	モーリシャス	3
インドネシア	1,218	コンゴ民主共和国	20	シェラレオネ	3
インド	845	南アフリカ共和国	19	ザンビア	3
英国	820	スーダン	18	ハイチ	3
ネパール	789	ジャマイカ	17	セントルシア	3
オーストラリア	750	ベネズエラ	16	スリナム	3
カナダ	704	ヨルダン	15	パラオ	3
フランス	399	チェコ	13	アラブ首長国連邦	2
マレーシア	397	モルドバ	13	バーレーン	2
ロシア	394	ウガンダ	13	クウェート	2
ニュージーランド	252	ドミニカ共和国	13	モルディブ	2
スリランカ	236	ベラルーシ	12	マケドニア	2
ドイツ	219	カメルーン	12	セルビア・モンテネグロ	2
パキスタン	211	スロバキア	11	ベナン	2
イラン	207	セネガル	11	ガボン	2
ボリビア	193	トンガ	11	ギニア	2
モンゴル	190	キルギス	10	トーゴ	2
バングラデシュ	183	エチオピア	10	ブルキナファソ	2
イタリア	175	キューバ	10	パナマ	2
トルコ	151	シリア	9	アンティグア・バーブーダー	2
シンガポール	147	カザフスタン	9	ミクロネシア	2
ナイジェリア	140	フィジー	9	オマーン	1
ルーマニア	135	リトアニア	8	カタール	1
コロンビア	128	タジキスタン	8	イエメン	1
スペイン	127	エクアドル	8	パレスチナ	1
ガーナ	116	ギリシャ	7	ルクセンブルク	1
エジプト	116	アイスランド	7	マルタ	1
ウクライナ	109	グルジア	7	アルメニア	1
ミャンマー	106	イラク	6	コソボ共和国	1
メキシコ	105	クルアチア	6	ボツワナ	1
スウェーデン	74	ラトビア	6	チャド	1
サウジアラビア	68	アゼルバイジャン	6	ジブチ	1
ポーランド	61	アルジェリア	6	エリトリア	1
オランダ	60	コンゴ共和国	6	ガンビア	1
スイス	60	コートジボワール	6	リベリア	1
イスラエル	50	グアテマラ	6	マダガスカル	1
ブルガリア	49	サモア	6	マラウイ	1
ラオス	47	スロベニア	5	ニジェール	1
フィンランド	46	マリ	5	ルワンダ	1
アイルランド	46	ホンジュラス	5	バハマ	1
カンボジア	43	ブータン	4	ドミニカ	1
アフガニスタン	42	ブルネイ	4	セントビンセント	1
ベルギー	41	レバノン	4	ガイアナ	1
ケニア	41	アルバニア	4	ナウル	1
オーストリア	34	ジンバブエ	4	ソロモン	1
アルゼンチン	34	バルバドス	4	バヌアツ	1
ハンガリー	31	コスタリカ	4	無国籍	76

表 1.1 平成 22 年度大阪府国籍別外国人登録者数 (出典：注 13 を参照)

1.3 問題意識

このような状況の中にあつて、多言語化により生じる様々な言語問題への政府の対応が遅れていることが指摘されている。しかしながら、いかなる言語政策を施行すれば言語問題の解決につながるのだろうか。具体的な言語政策や有効と思われる対策は今のところ充分になされているとは言いがたい。

ニューカマーが増えている中、かれらへの言語サービス¹⁶も重要視されはじめています。日本語に不慣れな外国籍住民のために、公共交通機関や自治体などでは外国籍住民の母語による様々なサービスが提供され、「多言語化」が進んでいる。例えば、駅構内の表示を複数の言語で表記することや、市役所の相談窓口日本語と英語以外の言語ができる人員を配置することなどである。しかし、多言語化にはコストや語学人材の確保などの問題があり、自治体によって対応可能な言語数もばらつきがある。英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語のような大言語の話者でない外国籍住民は現在の「多言語化」から取り残されている。その救済策の一つとして、「やさしい日本語」が考えられる。オールドカマーとは異なり、ニューカマーには日本語に不慣れな者が多くいる。日本語は日本で生活する上で欠かせないものであるが、多様な言語を話している外国籍住民の日本語能力はそれほど高くない。少々古いデータではあるが、文化庁が2001年に地域の日本語教室に通っている16歳以上の外国人600人を対象に行った調査結果¹⁷を参照してみると、日本で生活している外国人は「学校や役所などからのお知らせを読む」や「履歴書を書く」などという、日本語を読む能力及び書く能力が話す能力を下回っていることが分かる。かなの読み書きについては凡そ70%強ができるのに対し、漢字の読み書きについては、「漢字が読めて意味も分かる」が20%弱で、「漢字が十分に書ける」が17%強である。上記の調査結果から、日本語に不慣れな外国籍住民が確実に存在し、様々な場で弱者になり、不利益を被っていることが考えられる。

このように、外国人は言語的に不自由を被っている。それに対して、言語政策は何ができるのであろうか。本来ならば、ニューカマーの母語による言語サービスが最も望ましいが、現状をみると様々な制約によってニューカマーの母語による言語サービスは充実しているとは言いがたい。このような状況を受け、漢字の使用を制限し文法も簡単なものにす

¹⁶ 行政等の主体による、日本語を含む多言語を用いた様々なサービスの提供を指す。

¹⁷ 文化庁「平成13年(2001年)日本語に対する在住外国人の意識に関する実態調査」を参照。
http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/jittaiichousa/zaiju_gaikokujin.html

るといった工夫が施された「やさしい日本語」が考案され、ニューカマーへの言語サービスに応用されている。

言語政策の分野で日本における多言語化が問題となる時、「やさしい日本語」が取り上げられることがある。言語サービス¹⁸を今以上に多言語化しようとする場合、コストの問題や人材不足の問題があるため、様々な言語による多言語化の代案の一つとして「やさしい日本語」を活用する可能性が論じられるのである。例えば、『大阪市外国籍住民施策基本指針』では、既存の多言語化で対応できていない言語を使用する外国籍住民のために「やさしい日本語」の推進が図られている。また、総務省は「多文化共生推進プログラム」（2006年）を打ち出している。

表 1.2 総務省「多文化共生推進プログラム」地方自治体において検討が必要な多文化共生施策

コミュニケーション支援	1) 地域における情報の多言語化
	2) 日本語・日本社会学習支援

（出典：総務省『「多文化共生推進プログラム」の提言」報道資料より抜粋）

ニューカマーと呼ばれる者のうち、日本語に不自由している者が少なくないことは既に述べた通りである。ニューカマーは言語や文化の面において均質化が高い日本社会で暮らしていく際に多岐に渡る問題に直面している。例えば、日本語が分からないため、行政サービスが受けられないことが挙げられる。このような問題を解決するために、行政サービスの多言語化（＝多言語サービス）が図られている。しかし、多言語サービスにはコストの問題や全ての言語をカバーするのが現実的に不可能という課題がある。そこで、多言語化の補助案として日本語を分かりやすく、やさしくした「やさしい日本語」を活用する可能性が考えられる。換言すれば、「多言語＋『やさしい日本語』」という図式に現在の多言語化の問題を解決するヒントを得られるのではないかと思われる。

「やさしい日本語」とは、阪神淡路大震災以後に考案された日本語の表現法のことである¹⁹。日本語に不慣れな外国籍住民に情報を発信する際、難解な単語を分かりやすい単語に言い換え、漢字の使用を制限し、漢字を使用する場合はルビを振り、或いは複雑な文の構

¹⁸ 言語サービスとは、主に地方自治体における日本語を含む多言語による情報提供のことをさす。詳細は「用語説明」を参照されたい。

¹⁹ 詳細は「1.5 用語説明」を参照されたい。

造を簡単にしたものである。母語や出身地域等の差異で「日本語に不慣れな外国籍住民」は様々であり、それぞれの必要とする「やさしい日本語」も多様なはずである。日本語には表意文字の漢字と表音文字のかなが使われており、この文字の特徴によって、「日本語に不慣れな外国籍住民」は漢字圏出身者²⁰と非漢字圏出身者の二者に大別することができる。本稿では、そのうちの漢字圏出身者に特化した場合の「やさしい日本語」について考察する。

1.4 研究仮説および研究目的

前節で述べたように、言語的に均一化している日本では、日本語に不慣れなニューカマーの増加によって、何らかの施策が必要であり、例えば言語サービスにおいては、多言語化が要求されるようになった。しかし、多言語化とはいえ、様々な制約があるため、そのあり方を考える必要がある。

そこで、制約を受けている現在の多言語化を補完するものとして、「やさしい日本語」が考えられる。但し、「やさしい日本語」は必ずしも全ての外国人にとって「やさしい」わけではない。これらのことを踏まえ、本研究は以下の研究仮説をたてる。

- ・日本における言語政策の一つとして言語サービスがあり、その一つとしての「やさしい日本語」はどのような意味で外国人にとって「やさしい」ものになるか。（「やさしい日本語」そのものについて）
- ・地方自治体において言語サービスが提供されるためには、どんな戦略が必要となるのか。（「やさしい日本語」の使い方について）

上記を受けて本研究の目的は以下の3点である。

- ①言語政策としての言語サービス、特に「やさしい日本語」の可能性を考える。
- ②公的機関である地方自治体における言語サービスの実態及び地方自治体の抱えている問題点を究明し、その解決策について考察する。
- ③外国人住民ばかりではなくそのほかの情報弱者に研究成果を還元するための方法を考察する。

²⁰ 本稿における漢字圏出身者に関する説明は「1.5 用語説明」を参照されたい。

1.5 用語説明

ア) 言語政策 (Language Policy)

言語政策とは、国家などの公的機関を含む様々な主体が、ある言語に対して人為的に介入し、社会の全領域・部分領域における当該言語の位置や使用を変えようとするものである。言語政策は次の三つの作業から構成されている。

「席次計画 (status planning)」(政策の対象となる言語を選定する作業)、

「実体計画 (corpus planning)」(選定された言語を実体化していく作業)、

「普及計画 (acquisition planning)」(選定作業と実体化作業を経た言語を普及していく作業) (真田 2006:223)。

イ) 言語計画 (Language Planning)

言語計画は、言語政策に似ている概念であり、今日区別せずに使用されることが多い。言語政策を指針だとするならば、言語計画はその指針の具体的な実行内容(作業)を指す。換言すれば、言語計画は言語政策の実践である (カルヴェ 2000:7)。

ウ) 言語管理 (Language Management)

言語管理は言語学者 J.V.ネウストプニーが言語政策という研究分野において言語政策を見直すために提唱した概念である。従来の言語政策の研究では、政策を行う主体が目される一方、政策を受ける側が脚光を浴びずに来た。いわゆるトップダウンのアプローチであった。それに対し、言語管理は、政策を受ける側、つまり政策の受け皿となる個人の生活における言語使用に焦点をあて、生活の中で経験する言語問題の分析に基づく (木村 2011:64)。そうすることによってボトムアップのアプローチができるようになる。

エ) リンガ・フランカ (Lingua Franca)

基本的には相互理解が不可能な異なる言語話者がコミュニケーションを遂行するために用いる言語をリンガ・フランカという。一方、多数派の言語が一つ、少数派の言語が複数、という言語社会の場合では、多数派の言語がリンガ・フランカとなることがある。リンガ・フランカを「媒介語」と訳す場合もある。元来は中世の地中海で使われた通商語を意味したが、意味が拡大して共通語一般を示すようになった (河原・山本 2004:188)。

オ) 受動的多言語使用 (Receptive Multilingualism)

受動的多言語使用は、異なる言語話者が互いの言語を特に学ばなくても各自の言語を用いるだけで、ある程度の相互理解が可能という状態を指す。それぞれの言語において互いに何らかの共通点を持つことが前提となる (ライネルト 2011:37)。

カ) Welfare linguistics (福祉言語学、厚生言語学)

言語学者故徳川宗賢が社会言語学において提唱した概念である。言語学者が、自らの研究を社会における言語問題と関連付け、その解決につながるような貢献がどのようにできるかを考えることが Welfare Linguistics である (徳川 1999:90)。

キ) ドメイン

言語ないし言語変種が使用される領域 (場面) のことをドメインという。例えば、家庭内、学校、役所などが挙げられる。多言語社会においては、ドメインがある個人の言語使用に大きく影響を与える (真田 2005:358)。

ク) 多言語社会

ある社会において、2 つ以上の言語、または言語変種がその社会を構成する者によって用いられている状態のことを多言語社会という。言語の法的な地位は本稿では考慮の範疇には入らない。

ケ) 言語サービス²¹

まず、言語サービスの定義を先行研究からみる。平野 (1996:65) は外国人住民のための日本語以外の言語を使用した行政サービスと定義している。一方、河原 (2007:11-12) は外国人が理解できる言語を用いて必要とされる情報を伝達することと、そして外国人の言語アイデンティティを守り、多言語社会を維持発展させることと、言語サービスの定義を述べている。これらを踏まえ、本稿では、言語サービスを「多言語社会において、日本語を含めた諸言語を用いて外国人のための情報伝達を効率よく行うこと」と定義する。

²¹ 通用する英訳はない。直訳すれば「language service」となるが、分かりにくいいため検討する必要がある。

平野（1996）は日本における言語サービスに関する研究の最初の文献と思われる。河原（2007）は日本言語サービスに関する研究の枠組みと内容をより充実させた。以下、河原（2007）に従って言語サービスの具体的な内容をみていく。

i) 誰が誰に、言語サービスを提供するのか

- ・ 中心となる提供者：地方自治体
- ・ 補助：関係する国際交流協会、ボランティア、NGO 等
- ・ 対象者：ニューカマー、帰国子女、中国帰国者等

ii) 言語サービスで使われる言語

- ・ 外国人住民の母語：最も望ましい
- ・ 平易な日本語：次善の策、日本社会への同化（?）
- ・ 平易な英語：非母語話者の英語

iii) 言語サービスの具体的な内容

- ① 災害・事故・緊急医療など緊急事態に関する言語サービスを提供すること
- ② 相談窓口を提供すること
- ③ パンフレットやホームページを通して、生活情報を提供すること
- ④ 多言語での公共の掲示、道路標識、案内標識を充実すること
- ⑤ 観光案内を充実すること
- ⑥ 司法通訳を提供すること
- ⑦ 日本語教育を提供すること
- ⑧ 外国児童への母語保持教育を提供すること

コ) 漢字圏出身者、非漢字圏出身者

漢字圏出身者とは中華人民共和国（中国）、中華民国（台湾）、東南アジアの華人社会などの出身者で、生活の中で漢字を用いる者を意味する。一方、非漢字圏出身者とは、これら以外の国（地域）の出身者で、生活の中で漢字を用いない者のことをさす。

サ) ニューカマー、外国籍住民

ニューカマーは主に高度経済成長期を経て経済的な発展を成し遂げた日本にやってきた

世界各国・諸地域の人々のことを指す。一方、外国籍住民とは、来日期間を問わず、日本に在住していながらも日本国籍所有者ではない人々を意味する。外国籍住民はニューカマーより意味的には広義的である。

シ) 中国語を母語とする日本在住外国籍住民

諸地域変体が含まれる現代中国語を母語する日本在住の者。「外国籍」は便宜上の呼称であり日本に帰化した者や中国帰国者を除外しない。

ス) 「やさしい日本語」

日本語に不慣れな外国籍住民に情報を発信する際、難解な単語を分かりやすい単語に言い換えたり、漢字にルビを振ったり、複雑な文の構造を簡単にしたりする、(阪神淡路大震災以後に考案された)日本語の表現法である。「やさしい日本語」には様々な変種があり、研究が最も進んでいる、弘前大学人文学部社会言語学研究室²²を拠点とする「減災のための『やさしい』日本語研究会」が代表的である。

以下、「やさしい日本語」の研究が最も進んでいる弘前から例を借用し「やさしい日本語」と普通の日本語との比較を示したのち、「やさしい日本語」の文字・表記などについて述べる。前述したように弘前の研究は災害などが発生した緊急時における「やさしい日本語」を作成する際の注意点をまとめたものが中心になるが、緊急時以外の応用もできるのではないかと考える。「やさしい日本語」の詳細は第7章を参照されたい。

1.6 本研究の意義

1.6.1 Welfare linguistics (福祉言語学、厚生言語学)

「Welfare linguistics」は社会言語学会初代会長徳川宗賢による造語であり、Welfare Economics に啓発されたという。

そのネーミングの理由として以下の2点が挙げられた。

- ①目標が見えてきやすい
- ②何かをせねばならないポジティブな使命感

²² 弘前大学人文学部社会言語学研究室のホームページ
<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/Default.htm> (2012年11月20日閲覧)

徳川（1999）は、Welfare linguistics と研究者の社会的責任の関連性について、次のように述べている。

「研究者は、世の中に関係なく、ただ学問をしていればいいという次代は終わった」p.89

「社会に貢献することも考えるべき」、「これまでの研究成果をどのように社会に役立てるか、足りないところはどこなのか」 p.90

「行政といっても、国会であると同時に地方自治体もあるかもしれない。（略）少なくとも現在のところはそういう立場にいる人たちが関与した方がいい場合もあるんじゃないか」、「その力をよい方向に向けることができるなら、借りるときがあってもいいと思う」 p.99

1.6.2 Welfare linguistics と言語政策

Welfare Linguistics が提唱されたのは 1999 年ごろだが、その必要性が衰えることなく、ニューカマーの増加につれ、ますます必要とされている。「やさしい日本語」は情報弱者のために考案されたもので、WL の理念に適っている。

中国語を母語とするニューカマーは漢字圏のため、非漢字圏ほど注目されない。ニューカマーの約 3 割を占めている中国語を母語とする者を対象にした言語サービスについて研究し、行政などを通じてかれらに還元するための方法を考察する。

換言すると、本研究の意義は次の 2 点にある。

- ア) Welfare linguistics 福祉言語学（徳川 1999）の一環としての言語政策論の構築
- イ) 情報弱者（外国人住民や高齢者、障害者など）の視点からの言語政策論の構築

1.7 本稿の構成

本稿は 5 部から成り立っている。

まず、第一部は序論であり、第 1 章「本研究の目的と意義」が含まれている。第 1 章では、研究背景、問題意識、研究仮説と研究目的、用語説明、研究の意義、本稿の構成について述べる。

次に、第二部「理論的考察」が続く。第二部には、第2章「本研究における言語政策の視座」、第3章「外国人に対する日本の言語政策」、第4章「先行研究」、第5章「外国人のための日本語の歴史」が含まれている。第2章では、言語政策の定義をはじめ、多言語化に伴う言語政策のパラダイム・シフト—国民国家型から多言語化型へ—、本研究における言語サービスとしての「やさしい日本語」の位置付けなどが述べられている。第4章では、日本における言語政策に関する先行研究、日本における言語サービスに関する先行研究について記述する。

第二部に続き、第三部は「外国籍住民を対象とした言語政策の実態」についてである。具体的には、第5章では、日本において外国人のための日本語の歴史を述べる。第6章では、地方自治体における言語サービスの取組み—大阪府の事例—について述べ、第7章では、地方自治体で用いられる「やさしい日本語」の分析を行い、その問題点を指摘したうえで克服についての考察を述べる。

第四部は、第三部を受けて「問題の改善に向けて」について考察する。第四部は第8章、第9章、第10章と第11章から構成される。まず、第8章では一つ目の問題点「漢字で表記される語彙」について検討する。次に、第9章では二つ目の問題点の「漢字の字体」を考察する。第10章では、中国語を母語とする外国籍住民への聞き取り調査について述べる。第11章では、中国語を母語とする外国籍住民向けの言語政策としての「やさしい日本語」の具体的な内容について検討を試みる。

本稿は第五部「結論」で結ぶ。第五部には第12章があり、全体のまとめ、漢字の差異を考慮した言語サービス、今後の課題について述べる。

第2章 本研究における言語政策の視座

2.1 社会言語学の課題

社会言語学は言語と社会（言語を使用する個人）の関係性を究明する学問であり、言語学と社会学に跨った学際的研究分野といえよう。社会言語学の課題としては、次のようなものが挙げられる²³。

- ア) バーンスタインによって提唱された言語障壁理論。
- イ) 制限コードとの類推で、方言の話し手が学校や職場で被る社会的な困難を問題にした方言社会学。
- ウ) 心理的な要因ばかりでなく、社会構造との関連をとらえようとするピジン、クレオールの研究。
- エ) 言語変異を規則の中に取り入れることによって、言語の均質性を前提にしたモデルを克服しようとした変異言語学。（この変異言語学の枠組みにおいて、それまでの欠損仮説から差異仮説への移行がなされた。）
- オ) 女性解放運動との関連で発展したフェミニズム言語学。
- カ) 民族と国家と言語の問題を扱う言語的少数民族の研究。
- キ) 特に社会的な要素と結びついた語用論的研究。
- ク) ハーバーマス (J.Habermas) の伝達能力やハイムズ (D.Hymes) のコミュニケーションの民族誌の研究。
- ケ) 言語変種や言語共同体に関する問題。特に変種については、方言、社会集団語、個人語、特殊語、レジスターなどの下位分類がある。
- コ) ある言語共同体における多言語併用や二重言語使用の問題。
- サ) 言語の社会的地位に関する類型学。たとえば、ダイグロシアの問題、もしくは標準語、公用語、土着語等を規定する諸条件の問題について。
- シ) 学校、役所、企業などの機関におけるコミュニケーションの形態やマスメディアにおけるコミュニケーションに関する問題。
- ス) 言語、および言語使用におけるイデオロギー的な側面について。政治と言語あるい

²³ 山下仁「社会言語学」 (<http://www.lang.osaka-u.ac.jp/~yamasita/index.cgi?page=Soziolinguistik>) より引用。

は政治言語の実態についての調査。

セ) 言語保存や言語操作などについて。

ソ) 言語計画、言語育成などの研究。

タ) 国際的な規模におけるコミュニケーションの問題について。たとえば、国際語や国際補助語について。

上記のうち、言語政策（言語計画）はマクロレベルの課題であり、マクロ社会言語学に属している。また、研究者によってその想定も異なるため、本研究はあくまでも代表的な課題を挙げたに過ぎない。

本研究と関係するのは、ケ) 言語変種の問題、サ) 言語の社会的地位、シ) 役所などにおけるコミュニケーションの形態、ソ) 言語計画、などである。これらの社会言語学の課題が本研究では、中心となる「やさしい日本語」を軸に据えて次のように相互に関係している。換言すれば、本研究は社会言語学からみると次のように説明することができる。

「やさしい日本語」はいわゆる「普通」の日本語の変種で、標準主義が未だに強く根付いている日本社会において広く市民権を得ていない。つまり社会的地位が高くない状況の中で、役所などの機関が、外国人住民とのコミュニケーションのあり方を模索していく言語政策のツールとして活用されている。

2.2 言語政策の定義

2.2.1 先行研究における言語政策の定義

まず、言語政策の定義を洋邦・年代別に先行研究からいくつかを取り上げてみる。

ア) 日本語文献

豊田（1964）は第二次世界大戦後における言語政策の最も古い文献と思われる。言語政策が次のように定義されている。

「言語政策とは、政策主体の一つの意志のもとに言語の改革・整理・改善・普及を施策することであり、国語政策がその政策主体を国家機関として、国家目的によった、政治的概念による国語の施策を行うことに対して、言語政策はより広義な言語一般の内容をもつものであると考える」（豊田 1964:27）。

豊田（1964）に続き、塩田（1973）が挙げられる。塩田による言語政策の定義は次のようなものである。

「ことばや文字に関する社会問題を、言語問題という。そして、言語問題に対してとられる行政的な処置を、言語政策または言語施策という。言語施策というのは、戦後、文部省で、当用漢字表の採択その他言語政策の中の個々の具体的な処置を呼ぶものに用いられてきたことばである」（塩田 1973:13）。

塩田（1973）に続いてクルマス（1987）は言語政策を次のように定義している。

「ある社会内で用いられている（諸）言語の発展に、ある目的をもって介入すること」（クルマス 1987:340）

最後に、日本語の文献として亀井他編（1996）が挙げられる。亀井他編では言語政策が次のように定義されている。

「国家、政党、種々の圧力団体や報道機関などが、言語の自然な発展過程を意識的に変動させようとする行動」（亀井他編 1996:4251）。

イ) 英語文献

日本語の文献における言語政策の定義を概観してきた。次は英語の文献における言語政策の定義をみる。

まず、Spolsky(2004)をみてみよう。

‘Language policy concerned not just with named varieties of language, but with all the individual elements at all levels that make up language. Language policy operates within a speech community, of whatever size.’ (Spolsky2004:40)

（言語政策は名づけられた諸言語変種のみならず、言語を構成するあらゆるレベルにおけ

る全ての要素にも関係する。言語政策は言語コミュニティにおいて機能する。この場合、その規模は問われない。) ²⁴

次に、Spolsky (2004) に続いて Wright(2004)が挙げられる。

‘I see it as the discipline that enquires into all aspects of the language arrangements of all human societies.’ (2004:12&13)

(言語政策を、全ての人間社会における言語配列のあらゆる側面を問う学問と見なす。)

最後に、英語の文献として Shohamy (2006) を挙げる。言語政策は次のように定義されている。

‘Language policy has become a major tool used by those in authority seeking to manipulate language behavior and practice.’ (2006:56)

(言語政策は公的機関にいる者が言語態度および言語習慣を操作しようとする主要な道具となった。)

上記の言語政策の定義はそれぞれ異なるが、総合的にみても、次のような要素を見出すことができる。これらの要素を以って言語政策を規定することができる。

- ア) 誰が (実行する側)
- イ) 誰に (受ける側)
- ウ) 何を (対象言語)
- エ) どこで (使用領域、または物理的な地域)
- オ) どうやって (方法)

前述の「誰が、誰に、何を、どこで、どうやって」の諸要素が変わることによって、言語政策のあり方が異なるものとなる。本章の 2.4 節にてこれらの諸要素が異なるいくつか

²⁴ 日本語以外の引用の和訳は、明記がない限り筆者によるものである。以降同様。

の言語政策の例をみることにする。

2.2.2 本稿における言語政策の定義

平高（2003:130）で指摘されているように、「言語政策」という用語は個々の研究において、問題の本質へのアプローチが異なるため、安易に同列に論じることはできない。本稿では、言語政策の定義として、筆者が考えているものに最も近い以下のものを採用する。

亀井他編（1996:4251）：国家、政党、種々の圧力団体や報道機関などが、言語の自然な発展過程を意識的に変動させようとする行動。

本稿では言語政策を「誰が、誰に、何を、どこで、どうやって」に従って規定するならば、次のようになる。本研究における言語政策の主体（誰）が地方自治体であり、上記の「国家」の一部と考える。対象となる「言語」（何）は日本語である。「自然な発展過程を意識的に変動させようとする行動」に関しては、日本語の新しい変種である「やさしい日本語」の実態および言語政策としての可能性について研究することが「行動」（どうやって）に該当する。なお、「どこで」および「誰に」はそれぞれ「日本、地方自治体において」と「外国人、日本語に不自由している者」が当てはまる。

従って、本研究における言語政策を以下のように定義する。

地方自治体が日本語に不自由している外国人住民に理解可能な言語を用いて、当該の地方自治体内で言語サービスを提供すること。

2.2.3 言語政策と言語計画

一方、言語政策と似た用語として「言語計画」がある。言語政策と言語計画とはどう異なるか。言語政策と言語計画の相違について、以下の諸説がある。

ア) カルヴェ（2000）「言語政策と言語計画とは主従関係にある。」

イ) Cooper（1989）「言語政策を言語計画のゴールとする。」

ウ) 平高（2003）「言語計画は1960年代から使われていたのに対し、言語政策は少し遅

れて70年代に入って使われはじめたとするのが一般的である。しかし、現在では言語政策は言語計画の上位概念であり、より広い領域をカバーしているという見方が主流となっている。」

上記の諸説を総合的に考えると、言語計画は用語として言語政策より早く使われ始めたが、今日では言語政策のサブ概念として捉えられている。

2.3 言語政策の内容と枠組み

真田編(2006:223)によると、言語政策は三つの作業から構成されている。まず、政策の対象となる言語の選定作業の「席次計画(status planning)」がある。次に、選定された言語を実体化していく作業としての「実体計画(corpus planning)」があり、最後に選定作業と実体化作業を経た言語を普及していく作業である「普及計画(acquisition planning)」がある。ちなみに、「席次計画」は「地位計画」と、「実体計画」は「コーパス計画」と呼ばれることもある。

言語政策を規定する「誰が、誰に、何を、どこで、どうやって」と関連付けて上記の三つの作業を考えてみる。まず、「誰が」と「誰に」と「どこで」はこれらの作業では問われない。言語政策の3つの作業で問われるのが「何を」と「どうやって」の2つの要素である。そのうち、「席次計画」は「何を」に該当し、「実体計画」と「普及計画」の両者が「どうやって」に当てはまる。つまり、「どうやって」には「実体計画」と「普及計画」が共に関与しており、席次計画で選定された対象言語(何を)をどのような方法で政策として取り扱うかということを「実体計画」と「普及計画」にわけて考えることになる。

上記の作業を言語政策の領域(フィールド)と合わせて平高(2003:138)では、次の表を提示している。

表 2.1a 言語政策の領域と内容

領域・内容	国	地方自治体	企業	教育機関	法廷	NPO
選択・使用						
規範化						
普及・制限						

表 2.1a の「選択・使用」は「席次計画」にあたり、「規範化」は「実体計画」に該当し、「普及・制限」は「普及計画」に相当する。「国」や「地方自治体」などの領域については、表で取り上げられているものに限るのではなく、あくまでも代表的なものに止めた（平高 2003:139）。

平高（2003）の表を援用して本研究における言語政策の領域と内容を示すと次のようになる。

表 2.1b 本研究における言語政策の領域と内容

領域（誰が、どこで）・内容	国	地方自治体	企業	教育機関	法廷	NPO
選択・使用（何を）		言語サービスとしての「やさしい日本語」				
規範化（どうやって）		言語サービス「やさしい日本語」の内容				
普及・制限（どうやって）						

本研究は、地方自治体における言語サービスとしての「やさしい日本語」を取り扱っている。「選択・使用」では「やさしい日本語」が対象言語となる。一方、「規範化」は、「やさしい日本語」の具体的な内容を考えることである。表 2.4 でこれについて更に詳しく述べる。

2.4 日本における言語政策の枠組み

本節では、地域を限らない言語政策の枠組み（豊田 1964）と、日本における言語政策の枠組み（安田 2010）を 2 人の研究者が提示したものから概観する。

ア) 豊田国夫

豊田(1964:536-542)は、多言語社会における言語政策をその内容から次のように分類している。

i)言語の対外的政策

少数民族語対策、国家公用語対策、言語教育調整、二語併用地域対策・言語重複居住地域の弊害対策、民族政策、外国同一民族との調整、属領地域に対する言語対策

ii)言語の対内的政策

文字言語対策、音声言語対策、語彙対策、教育対策

iii)言語の文化的政策

国語の国外普及対策、宣教対策、外国語教育、文盲²⁵対策、研究対策

豊田(1964)の言語政策に関する3つのものを、前節2.3で述べた言語政策の3つの作業と照らし合わせると、「i)言語の対外的政策」は席次計画に該当する。「ii)言語の対内的政策」は実体計画である。「iii)言語の文化的対策」は普及計画にあたる。

一方、第二次世界大戦前からの「日本」という領域内における「日本人」以外の民族への政策については、「日本の異民族統治における国語政策」という文脈で書かれている。それは、北海道異民族対策、樺太の異民族対策、沖縄の国語政策、台湾の国語政策、朝鮮の国語政策、関東州の国語政策、南洋群島の国語政策、と表現されている。

この「日本の異民族統治における国語政策」に対して豊田は批判的である。この「国語政策」は全体的な傾向としては、日本語を用いて異民族を同化しようとするものであった。具体的には次の2つの引用でみてみたい。

「かくて日本の異民族統治の手段としては、国語を浸透をもってしての同化を、重要なものと考えてきたあとを歴々とふりかえることができた」(豊田 1964:194)

「日本が外地におこなった言語政策は、甚だしくこの弊におち入っていた。初等教育から彼等の母語を無視して、全部を国語でおこなうということは、国語の同化力を過信して

²⁵ 引用文献のまま。

の事実であり、神話的世界の延長であった。国語は文化や同化力そのものではない。文化的条件であり、同化的手段であった」(豊田 1964:196)。

このように、戦時中に日本の植民地における異民族に対し、日本語による言語統治、更にいうならば、日本語による言語暴力は「神話的世界の延長」であると同時に、多民族・多言語社会では単一言語政策が成功しないことが述べられている。第二次世界大戦が終了して 70 年近く経とうとしている今日の日本では、多民族・多言語が顕在化している中、二の舞いにならないように、単一的な標準主義による政策は避けるべきと考える。

イ) 安田敏朗

安田 (2010:134) は、日本における言語政策を戦前から今日まで通時的に政策の対象(言語、話者)と政策の内容別に次のように領域に分けて分類している。

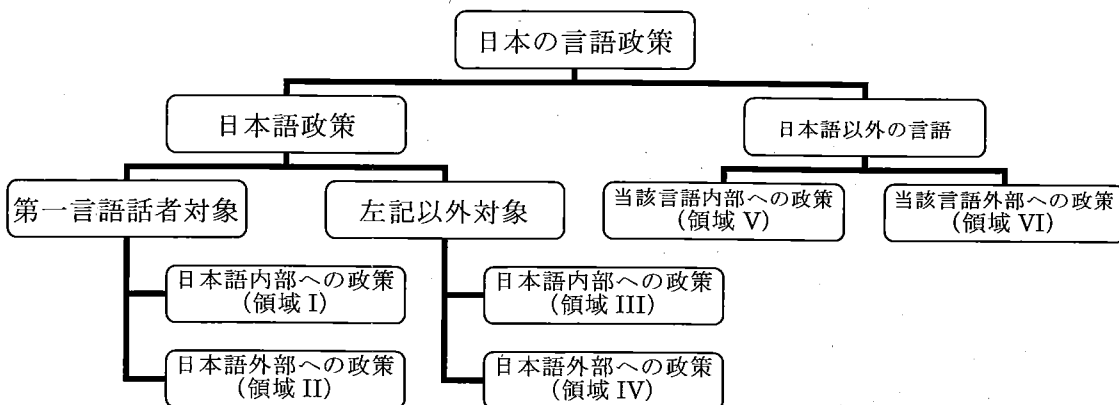


図 2.1 日本における言語政策の領域

領域 I は日本語の標準語の制定や漢字の制限といった文字使用に関するものであり、領域 II は日本語の標準語の推進や普及にかかわる政策の策定およびその実行である。領域 V と VI は日本における英語などの外国語教育の施策に関するものである。

領域 I および領域 II は「第一言語話者」が対象となっており、日本語を母語としない外国人は除外されている。領域 III および IV は日本語を母語としない者が対象となっているが、領域 I と領域 II と比較すると脚光を浴びず、それに関する研究の蓄積も皆無に近いことと、戦後に日本の今日までの日本の言語政策は領域 I および II が中心的になされてきた

と、安田（2010）は指摘している。

本研究における言語政策は日本語の第一話者ではない外国籍住民の抱える言語問題およびその解決策を考察することを中心に取り扱っているため、図 2.1 の「領域 III」および「領域 IV」に該当する。

豊田（1964）および安田（2010）を総合的にみると、以下のことがいえる。

- ・第二次世界大戦中は、外国人が「国語」によって同化される政策があった。
- ・第二次世界大戦後、日本における言語政策は日本人が対象となるものがほとんどであった。

このように、今日の日本における外国人のための言語政策は日本語による同化ではないものの、外国人が対象となる政策が欠如していることが分かる。

2.5 「多言語社会」と「多言語主義」について

原（2007:107）は「社会は本質的に多言語的であるが、あえて多言語社会という場合、そこに言語的単一化傾向をもつ社会が存在するからである」と、「多言語社会」と「単一言語社会」の関係性を述べている。それと関連し、近代国家における少数言語は多言語社会論の基点ともなると、「多言語社会」を論じる際に少数言語の重要性が主張されている（同書:107）。

また、多言語社会の「出現」と「認知」について、庄司（1999）は欧米諸国²⁶を例にとって、大きく 2 つに分けることができると述べている。一つ目は、「第二次世界大戦後、かつての植民地支配や安価な労働力供給の代償として、移民、難民、労働移民などによってもたされた多言語社会」であり、二つ目は、国民国家の形成過程で取り込まれた異言語および言語変種が 20 世紀になって認知されるようになった時に現れた多言語社会と、欧米諸国における「多言語社会」である（庄司 1999:20）。

多言語社会において、その多言語性が法的に認知されている場合、特徴によって大きく 2 種類に分けることができる。すなわち、国家的多元性が反映されているタイプと、複数民族による国家構成ということから、政治的均衡化のためにいや応なく認めているタイプ

²⁶ 庄司は欧米諸国を「西側の先進諸国」と表現している。

である。前者はいわゆる先進国でよくみられ、後者は発展途上国が典型的である（原2007:111）。これらに加え、文化遺産の保護ということが目的で法的認知が行われる場合もある（同書:111）。

法的認知ではないが、多言語社会において、主流言語以外の言語への認知は公私にかかわらず、公共な場において様々な言語で書かれる表示、すなわち「多言語表示」という指標によって、多言語性がどの程度認知されているかを知ることができる」と述べている研究がある²⁷。しかし、多言語表示があくまでも指標にすぎず、実際にどれだけの影響を与え、どのように受容されているかは多言語社会で生活している人々の意識によると、庄司（2009:41）は指摘している。

一方、多言語社会と一緒に語られる用語として、「多言語主義」が挙げられる。多言語主義が肯定的的に使われていることに対し、再考すべきとの意見がみられる。例えば、山下（2012:719,723）は多言語主義の問題点として次の2点を挙げている。すなわち、「言語」という言葉の多義性をもっと吟味すべき点と、多言語主義でいう「多」はいくつの言語までなのか、つまり言語の数が問題となる、との2点である。

また、ヨーロッパ発祥の多言語主義をあたかも普遍的な価値としてアジア、アフリカの諸国に当てはめようとすることに対し、「そもそも、ヨーロッパにおける『多言語主義』自体が様々な矛盾をはらんだ問題含みの概念であることを確認しておかなければならない。（略）この『多言語主義は』まだあくまでも新たに掲げられた『理念』、いやむしろスローガンにとどまっており、現実の政策としては試行錯誤が始まったばかりのものにすぎないのである」と、砂野（2012:15）は強く批判している。

2.6 多言語社会における言語政策概観

本章の2.2節で、言語政策を規定する「誰が、誰に、何を、どこで、どうやって」という5つの要素を念頭において、様々な多言語社会においてこれらの要素がどのような様相を呈しているのかを概観する。

まず、多言語社会の分類を確認しておきたい。それぞれの分類で各々一つの国の多言語・

²⁷ 例えば、Backhaus, Peter(2005) Signs of multilingualism in Tokyo—A diachronic look at the linguistic landscape. *International Journal of the Sociology of Language* 175/176, 103-121.、金美善（2003）「言語景観からみた日本の多民族化」庄司博史・三島禎子（編）『国際移民の自存戦略とトランスナショナル・ネットワークの文化人類学研究』国立民族博物館、pp.175-190、などが挙げられる。

多文化主義、或いは多民族（少数民族）に関する言語政策の実例を挙げて概観していく²⁸。
但し、一つの国が複数の型に当てはまることもあり得る。

多言語社会の分類① 欧米、オーストラリア型

これらの国々では出稼ぎ労働者、移民、難民によって社会が多言語化する。例えばアメリカ合衆国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、オーストラリア連邦などが挙げられる。

多言語社会の分類② 中華人民共和国・インド型

元来から多民族的国々がこの分類に属する。例えば中華人民共和国、インドなどが挙げられよう。

多言語社会の分類③ 植民地型

i) 植民地 A 型

これらの国々は植民地政策によって多言語社会が形成される。植民地に先住民と異なる民族が植民者によって連れ込まれる。例えばマレーシア、シンガポール共和国などが挙げられる。

ii) 植民地 B 型

これらの国々は植民地政策によって宗主国が多民族化となる多言語社会である。宗主国に植民地の住民が連れ込まれ、または植民地の住民が宗主国に入り込む。例えば英国、フランス共和国などが挙げられよう。

上で述べた多言語社会の分類を簡略化すると次の表 2.2 のようになる。

²⁸ 以下の国名の名称については引用中のものを除き外務省のホームページにおいて使用されているものに従う。

表 2.2 多言語社会の分類

多言語社会の分類		例
①欧米、オーストラリア型		オーストラリア連邦
②中華人民共和国・インド型		中華人民共和国
③植民地型	i)植民地A型	マレーシア
	ii)植民地B型	英国

では、これらの地域における言語政策の差がいかなるものであろうか。その差について以下の節で4つの国を取り上げて検討してみたい。

2.6.1 諸外国における言語政策

ア) 多言語社会の分類① 欧米、オーストラリア型：オーストラリア連邦の例

「オーストラリアでは、1966年に移民法が緩和されることによってアジア系移民が急増した。これを契機として、これまで『白豪主義』を採ってきたオーストラリアは、1970年代後半から移民数の増加に伴い、『多文化主義』を国策として推進することになった」（岡戸 2002a:131）。このように、オーストラリア連邦では1970年代に移民の増加に対する対策が講じられた。

移民の増加から生じる問題として言語の問題が挙げられる。この問題に対して、オーストラリア連邦政府が採った解決の方法の一つは、義務教育（小中学校の計12年間）における『英語以外の言語』教育（Language Other Than English, LOTE）であるという（岡戸 2002a:132）。LOTEは1978年に出された『ガルバリー報告書』で書かれている英語以外の言語教育の必要性という勧告を政府が受けて生まれた政策である。

このようにオーストラリア連邦では、グローバル化による英語の共通言語化と逆行して、英語以外の言語教育が推進された。その理由として次の2点が挙げられている。「その一、オーストラリア国内の異文化交流コミュニティにおける円滑なコミュニケーションのため。その二、対外的に経済関係を維持していくため」である（岡戸 2002a:134）。

LOTEで取り上げられる言語は州によって異なるが、1987年に公表された「言語に

関する国家の政策 (National Policy on Language)」では九つの言語が挙げられている。「九つの重要な言語 (Nine Key Languages)」と呼ばれるそれらの言語をアルファベット順に示すと、以下の通りである。

アラビア語、中国語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、インドネシア・マレー語、イタリア語、日本語、スペイン語。

LOTE は教育で重要な位置づけがなされているが、教育の能力不足や予算不足といった問題もあると岡戸 (2002a:140) が述べている。また、異文化間におけるコミュニケーションの促進に LOTE が必要であるが、人々の言語への捉え方が社会的実用性から脱却していないため、英語以外の言語が英語より下の位置にあると思われる、という社会的課題もあると指摘している (岡戸 2002a:141)。

一方、近年の着目すべきこととして、岡戸 (2002a:141) は「これまでの言語あるいは言語教育と経済発展とを関連付ける考え方から、『言語』をより人間的な視点から捉えようとする流れへの変化が見られ、以前にも増して異文化、異言語を背景とする人々との『調和』に重点が置かれるようになってきている」と、オーストラリア連邦の多言語社会の今後の方向性について述べている。

イ) 多言語社会の分類② 中華人民共和国・インド型：中華人民共和国の例

「現行の中華人民共和国憲法 (1982 年) は、序言で同国が多民族国家であることを謳い、第四条で各民族の一律平等、民族区域自治の実行や各民族語・文字の使用と発展の自由などを定めている」(岡本 1999:3) とのことから、中華人民共和国では、少数民族の言語などが憲法で保障されている。例えば、フフバートル (2007:82) は「少数民族²⁹であっても、教育や出版・メディアの言語、または、自治区域の通用語や公用語として認定されている言語も多い」と述べている。

中華人民共和国内の諸言語を語族ごとに分類すると次のようになる (フフバートル 2007:82)。

²⁹ 少数民族の人口は総人口の10%未満である。

ア) アルタイ語族

朝鮮語：1 言語、満州・ツングス諸語：5 言語、モンゴル諸語：6 言語、チュルク諸語：7 言語

イ) マライ・ポリネシア語族

インドネシア諸語：1 言語

ウ) シナ・チベット語族

漢語：1 言語、カム・タイ諸語：10 言語、ミャオ・ヤオ諸語：3 言語、チベット・ビルマ諸語：17 言語

エ) インド・ヨーロッパ語族

インド・イラン諸語：1 言語、バルト・スラヴ諸語：1 言語

オ) 南アジア語族

モン・クメール諸語：4 言語

しかし、多民族国家の中華人民共和国では、各少数民族の諸言語と、主要民族の言語、すなわち中国語との力関係をいかに調和した形で維持するかが大きな課題となっている。この言語間における「調和した形」を孫（2010）は「調和の取れた言語社会」と表現している。この「調和の取れた言語社会」は具体的には次のように書かれている。

「多くの言語が併用され、それぞれが役割を果たし、長所を伸ばし、居場所を得る、というのは、各民族の人民大衆が切望することであり、また、言語の多様性と文化の多様性を保護するという重要な事柄でもあるのである」（孫 2010:52）。

このような考え方のもとで、その具体的な構築において最も重要なのは様々な領域で各民族の母語の使用と普及を適切に位置づけることだと孫（2010:54）は述べている。その様々な領域として教育、メディア、行政、司法、日常生活、科学研究などが挙げられてい

る。

ウ) 多言語社会の分類③

植民地型 i) 植民地 A 型：マレーシアの例

植民地政策で労働力不足を解消するため、宗主国の英国が 18 世紀の後半以降、中華人民共和国南部及びインド南部から大量に労働者を植民地のマラヤ半島に呼び寄せた。これがマレーシアの多言語多民族社会を構成する原因となった(河原 2007:110)。今日、マレーシア在住の中華人民共和国の子孫は中華系、もしくは中国系と呼ばれ、人口の 2 割強を占めている。一方、インドにルーツを持つ人々はインド系と呼ばれ、人口の約 1 割弱を占めている。マレーシアの諸民族が先住民か否かによって、優遇政策の恩恵が受けられるかどうかが決まる。マレー系を含む先住民は「ブミ・プトラ (Bumiputra)」³⁰と呼ばれている。

中華系は主に中国語の南方の諸変種を母語としている。そのうち、有力な変種は閩南変種、粵変種、客家変種が挙げられる。これらの中国の諸変種は音韻的な面からみると非常に異なっているため、口頭言語では相互理解が不可能である。一方、インド系の多くはインド南部のタミル・ナドゥ州の子孫でドラヴィダ語族に属しているタミル語を母語とするが、タミル・ナドゥ州の周辺の諸州にルーツを持つ者もいるため、タミル語の他に同じくドラヴィダ語族のマラヤーラム語、テルグ語の話者も少数でありながらもいる。また、インド系の中に、植民地政策によって主に警察官や警備員を職業としていたインド北部のパンジャブ州出身の人々もいる。かれらはシック教徒でインド・ヨーロッパ語族のパンジャビー語の話者である。

マレー系を筆頭とする諸先住民たちの言語状況もまた複雑である。マレー系はマライ・ポリネシア語族のマレー語を母語とし、マレーシア全土に住んでいる。マレー系の他に、マレー半島のジャングル地帯に、セノイ人やセマン人などの先住民が住んでいる。これらの先住民は「オラン・アスリー (Orang Asli)」³¹と呼ばれ、その言語はマライ・ポリネシア語族ではなく、アウストロ・アジア語族に属している。

³⁰ 「大地の子」という意味である。

³¹ 「最初の人々」という意味である。マレー系より早くマレー半島に住んでいるとされている。

一方、ボルネオ島にマレー系と中華系の他に、様々な先住民たちがいるが、そのうち有力なのはイバン人とカダザンドゥスン人である。イバン人はイバン語、カダザンドゥスン人はカダザンドゥスン語を話す。両言語はマレー語と同じくマライ・ポリネシア語族に属しているが相互理解は困難である。イバン語はマレー語と語彙や文法の面において相似性が高く、カダザンドゥスン語は隣国のフィリピンの諸言語に近い。

このように、マレーシアは多言語社会の典型的な例であることが分かる。河原(2007:111)はこのように複数の言語が話され、それぞれが機能的に補完関係にあることを、Platt(1977)を援用し、「多言語併用(Polyglossia)」と呼び、アジア・アフリカの旧植民地でよく見かける現象と述べている。

マレーシアは1957年に独立を果たし、憲法で土着言語のマレー語に国語の地位を確立し、その他の民族言語は憲法にて私的分野に限ってその学習や使用が自由とされた。従って、各言語間に階層があり、それに付随する権力や威信も異なる。言語間の階層は民族によって異なるが、河原(2007:112)は中華系を例にしてその階層を次のように示している。

マレー語→英語→中国語³²→地域で中華系の間で共通語として使用される中国語の変種→自分の母語である中国語の変種、他の中国語の変種→市場マレー語³³。

河原(2007:124)は最近の動向として、「1996年から、新教育法が制定され、マレー語重視の言語政策がやや緩められ、多言語主義を視野に入れた政策へと転換している」と述べている。

言語的多様性について、マレーシアに限らず、河原(2007:130)は先進国と発展途上国に分けてその捉え方の違いを次のように指摘している。

「言語の多様性を先進国では資産と見なすのに対して、途上国では清算しなければならない負債と考える傾向がある。また途上国における言語政策はきわめて重要な政治的・経済的な決定であるのに対し、先進国では対照的に言語問題を教育・文化の問題と

³² 現代中国語の標準語「普通話(プー・トン・ファー)」のことを指す。マレーシアを含む東南アジアでは「華語(ファー・ユー)」と呼ばれる。

³³ マレー語をベースとするピジン語。

して捉える傾向がある。」

ii) 植民地 B 型：英国の例

英国では、もともと国内に存在しているケルト語族のウェールズ語やスコットランド・ゲール語といった少数言語と、移民によって使われるようになった様々な少数言語というように、少数言語の種類を分けることができる。

第二次世界大戦後、旧植民地を中心として英語を母語としない移民の人口が増加してきている社会状況の変化から、1950年代から1960年代にかけて同化政策が重要視されてきた英国では、EC および EU の多文化主義の政策が打ち出されたことと連動し、移民たちの出身国の文化を尊重する方向に転換した(中尾 2002:205)。これに関して、1979年から Linguistic Minority Project (LMP) という社会言語学的調査が開始されたことがその重要な一例である。これは移民の言語の価値を認め、潜在的な資産として肯定的に捉えようとするプロジェクトであると岡戸 (2002b:67) は評価している。

LMP は、ロンドン大学教育大学院が中心となり、旧植民地からの移民が多くいるイングランド地区に住居している移民の子供たちの言語使用状況を調べたものである。この調査は1983年まで継続され、1985年に『The Other Languages of England』として、研究成果が刊行された(中尾 2002:206)。LMP のきわめて注目すべき点について、中尾 (2002:206) は次のように述べている。

「イングランドにおいて、英語と英語以外の言語を話すバイリンガリズムを、個人的だけでなく、社会的にも、価値のある潜在的な資源として肯定的に捉えている。」

2.6.2 日本の場合

前節で、各々諸外国の言語政策と日本の言語政策を概観してきた。これらに基づいて、この節では、多言語社会の日本の場合を考えてみたい。

まず、1960年代の高度成長期を経て1980年代のバブル期を迎えた日本には出稼ぎ労働者といった多くの外国人がやってきた。この状況を鑑みれば、日本は多言語社会の分類①の「欧米、オーストラリア型」に該当すると考えることができる。一方、明治時代から日本という近代国家ができあがる時点において、領土内にアイヌ民族などの先住民が在住していることを考慮に入れば、多言語社会の分類②の「中華人民共和国・イン

ド型」にもあてはまるともいえよう。また、19世紀末期から第二次世界大戦終戦まで続いていた台湾と朝鮮半島で行った植民地政策もあったため、多言語社会の分類③ii)の「植民地B型」にも属するともいえる。

以上のことから、多言語社会としての日本は複雑な状況にあることが明らかである。しかし、アイヌ民族の同化、朝鮮半島出身者の同化・帰化などを経て、多言語社会におけるそれらの民族に伴う言語問題は潜在化もしくは自己消滅しつつある。従って、現在の日本において顕在化しかつ問題とされているのは、むしろ1980年代から来日し、しかも増えつつあるいわゆるニューカマーの抱える言語問題である。それゆえ、脚光を浴びている日本におけるニューカマーの言語問題が論じられるとき、しばしば多言語社会の分類①の「欧米、大洋州型」に分類され、オーストラリア連邦、アメリカ合衆国の事例がよく参照される。

もちろん、現在日本の抱える多言語社会は、多言語社会の分類①の「欧米、オーストラリア型」に極めて類似していることは否めない。しかし、現代日本の状況と問題を安易に多言語社会の分類①の「欧米、オーストラリア型」に分類し、それを前提として解決策を考えるのが妥当か否かは慎重に検討する必要がある。

第2.3節で既に指摘しているように、今日までの日本の言語政策は標準語の普及や漢字の使用制限といった日本人母語話者のためのものが中心的になされてきた。外国人への言語政策は脚光を浴びず、それに関する研究の蓄積も皆無に近い。今日の外国人住民への言語政策は同化が目的ではないものの、不十分であるため、早急にその対策を講じなければならない。

また、マレーシアの事例では「途上国における言語政策はきわめて重要な政治的・経済的な決定であるのに対し、先進国では対照的に言語問題を教育・文化の問題として捉える傾向がある」と河原(2007)を引用しているが、日本における外国人への言語政策は教育・文化の問題に限らず、行政の問題でもある。例えば、市役所などにおける言語サービスの問題が挙げられる。一方、言語教育においては、オーストラリア連邦や英国のように、国単位の統一した政策が欠如している。つまり、日本は先進国でありながらも、その言語政策が教育・文化も問題のみならず、政治的な決断でもある。

2.7 多言語化に伴う言語政策のパラダイム・シフト—国民国家型から多言語化型へ—

多言語化に伴って、言語政策が従来の国民国家型から多言語化型へ移行しつつある。以下、従来の国民国家型の言語政策と多言語化型の言語政策の違いを表 2.3 と表 2.4 にて示す。

表 2.3 従来の国民国家型言語政策

項目	内容
政策の主体	国家・中央政府
言語の位置付け	ナショナル・アイデンティティ
対象者	国民
政策の対象言語	主流民族の言語=国語
コーパス計画	近代化・純化・標準化
政策の領域	行政・マスコミ等社会の全領域

(出典：平野 1996: 70)



表 2.4 多言語化型の言語政策

項目	内容
政策の主体	地方自治体が中心となり、ボランティア、NGO、一般市民等が補佐
言語の位置付け	情報の伝達かつ外国人の言語アイデンティティを守り、多言語社会を維持発展させる手段
対象者	国籍を問わず日本語が不自由な者
政策の対象言語	外国人住民の母語、平易な日本語、平易な英語
コーパス計画	簡易化
政策の領域	行政サービス及び司法通訳、日本語教育、外国人児童母語保持教育

(出典：河原 2007: 12-23 を参照して筆者が作成)

河原 (2007) は、共時的に今日の多言語化が顕在化している日本社会において言語政策の主体などを考えたものである。安田 (2010) の通時的領域分類とは別次元のものであるが、領域 III と領域 IV の内容を具体化し、言語政策としての言語サービスを考えるにあたって示唆に富んでいる。表 2.3 と表 2.4 を見比べると、従来の国民国家型言語政策と多言語化型言語政策とは大きく異なっていることが分かる。政策の主体 (誰が) と対象者 (誰

に)は多元化しており、政策の対象言語(何を)も単一でなくなっている。コーパス計画(どうやって)が純化・標準化から簡易化に変わり、政策の領域(どこで)も範囲が拡大している。

2.8 言語政策と言語管理

まず、言語政策、またはその下位概念である言語計画と言語管理はどのような関係であるのかという問いをネウストプニー(1997:21)からみてみたい。

「言語管理の理論は、言語計画の理論よりも幅広い枠組みを提供するものであり、すべての言語に対する行為に関係している。(略)言語管理の理論は、言語修正の理論から出てきたものだが、言語管理という術語事態は、1987年に初めて出版物³⁴の中で用いられたものである。」

ネウストプニー(1994:71)では、言語計画と言語管理の理論の具体的な内容の比較を示している。

表 2.5 言語計画と言語管理の理論

	言語計画	言語管理
言語問題の範囲	主として言語バラエティーの使用と発展	すべての言語問題を扱う(言語教育も含む)
言語問題解決の可能性	適当な政策を採用すれば解決できる	解決できない問題のための処理も必要である
言語問題以外の問題との結び付き	狭い意味の言語を対象にする	言語問題と同時に社会言語と社会文化能力に関する問題も処理しなければならない
言語問題のレベル	主として国全体のレベルを対象にする	談話レベルまで複数のレベルを扱う
言語問題のプロセス	談話からスタートするプロセスを体系的に取り扱わない	談話での問題を出発点にプロセスを対象とする
言語問題処理の普遍性	基本的にはすべての社会での言語問題は同じである	言語問題は社会によってそのパラダイムが異なる

(出典：ネウストプニー(1995)を参照)

³⁴ Jernudd, B. & J.V. Neustupny 1987. *Language planning for whom?* Proceedings of the International Symposium on Language Planning, ed. by L. Laforge, pp69-84. Ottawa: Les Presses de l'Université Laval.

表 2.5 を念頭において、本研究における言語政策はどのように言語管理の観点を取り入れているかを述べてみたい。結論からいうと、「言語問題処理の普遍性」で本研究は言語管理の観点を取り入れている。「言語問題処理の普遍性」では、言語計画ではすべての言語問題は基本的に同じであるというのに対し、言語管理では社会によって言語問題が異なると、ネウストプニー（1995）は述べている。本研究は、日本における言語政策としての言語サービスに注目し、漢字圏出身者のための漢字の差異を考慮した言語政策の在り方を考えている。これは、日本語と中国語が共通している文字言語の特性、つまり両言語のいずれも「漢字が使用されている」という特有な言語現象を前提とする、日本に在住している漢字圏出身者が抱えている特有の言語問題である。

第3章 外国人に対する日本の言語政策

本章では、少々範囲を広げ、外国人に対する日本の言語政策を「標準主義と言語教育政策」、「地方自治体」、「外国籍住民への政策」、「非標準語政策の必要性」、「日本における言語レジーム」、という5つの関連分野から論じてみたい。

3.1 標準主義と外国籍住民一言語教育政策の観点から一

文化庁文化審議会の国語分科会日本語教育小委員会は、2009年から2010年にかけて、『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案を作成した。このカリキュラム案は、『生活者としての外国人』が我が国で暮らす上で最低限必要とされる生活上の行為を日本語で行えるようなり、『日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること』、『日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること』、『日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること』、『日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること』が達成できるために、必要な日本語教育の内容を示すものである（文化庁 2010:2）という趣旨で作成された。このカリキュラム案で扱う生活上の行為は次の通りである³⁵。

- ・健康・安全に暮らす
- ・住居を確保・維持する
- ・消費活動を行う
- ・目的地に移動する
- ・人とかかわる
- ・社会の一員となる
- ・自身を豊かにする
- ・情報を収集・発信する

西原（2010:46）はこのカリキュラム案を次のように積極的に捉えている。

³⁵ 文化庁（2010:4）より。

「このカリキュラム案が日本における社会統合を目指す言語教育政策の第一歩として位置づけられるものであると評価する。この案が案であるにとどまらず、公的に裏づけられた存在価値をもち、国境を越えて日本社会に参画する人々が、コミュニケーション能力においても高度人材として共生できるようになるための支援策の一環となることを希望している。」

しかしそれと同時に、西原（同:46）は「日本における社会統合を目指す言語教育の立案に際して「正しいことばは一つ」に警戒する必要がある」と指摘している。また、西原（同:47）は「将来の日本社会は言語規範を厳しく追求するより、複数の日本語の変種に耐性を持つものとなることが必然であろう」と、いわゆる「正しい日本語」から逸脱した日本語の諸変種に寛容的な態度が要求され、標準主義からの脱却が求められるようになると述べている。

3.2 地方自治体と外国籍住民

多文化共生センター都道府県および政令市における多文化共生施策調査チームは、日本の47の都道府県および各政令市を対象に2005年から2006年にかけて、多文化共生に関する自治体の取組みの現状を調査し、全体的な状況を俯瞰すると同時に、対象自治体間の比較を通して施策の不足状況を可視化する「多文化共生施策調査」を行った。

この調査では各自治体のウェブサイトに掲載されている情報を収集し、次の4つの視点（16項目）によって分析が行われた（多文化共生センター2005:6-13）。

1. 施策の方向性

- 項目1 在住外国人施策の指針や条例の設置
- 項目2 在住外国人が施策形成に参画するための制度
- 項目3 在住外国人担当部署
- 項目4 自治体職員の国籍条項
- 項目5 多文化共生に関するNPOとのパートナーシップ

2. 教育

- 項目6 在住外国人に対する教育の指針

項目7 外国人児童生徒にかかわる教職員の支援体制

項目8 小・中学校における特別指導

項目9 公立高等学校進学にかかわる配慮

3. 生活支援

項目10 日本語によるコミュニケーションが困難な住民に対するサポート体制

項目11 日本語習得支援

項目12 住宅問題に対する取り組み

項目13 いわゆる外国人無年金者に対する支援のための制度

4. 情報提供

項目14 在住外国人向けの生活情報の提供

項目15 在住外国人に対する災害対応への取り組み

項目16 在住外国人を対象とした相談窓口の設置

本研究は地方自治体における言語サービスを研究対象としているため、上記の4つの視点のうちの最後の「情報提供」に注目し、この報告書での結果をみる。まず、項目14「在住外国人向けの生活情報の提供」については、多言語への取り組みが概ね進んでおり、地域特性に配慮した言語を選定している自治体は40あり、傾向として、紙媒体には日本語が併記されているものが多く、ウェブサイトではそうでないものが多かった一方、「外国人を対象とした」日本語での情報がない自治体が5あったと書かれている³⁶。次に、項目15「在住外国人に対する災害対応への取り組み」に関しては、なんらかの取り組みが確認できる自治体は都道府県34で政令指定都市は13とのが分かった³⁷。最後に、項目16「在住外国人を対象とした相談窓口の設置」については、青森県と沖縄県を除く全ての自治体で相談窓口の設置が確認され、最も多いところで10言語、少ないところでも2言語であり、多い順にその言語を並べると、英語(54)、中国語(50)、ポルトガル語(35)、韓国・朝鮮語(32)、スペイン語(27)、フィリピン(タガログ)語(13)、タイ語(9)、という順になるが、全ての言語が常時対応の自治体はなく、一部の言語のみ常時対応か、

³⁶ 多文化共生センター(2006:153)より。

³⁷ 多文化共生センター(2006:159)より。

全てが週に1~2回程度の対応という体制であった³⁸。

多文化共生センター（2005）では、各自治体へ様々な提言がなされているが、外国籍住民への情報提供に関しては、「多言語化と日本語の工夫」を相互補完的に取り組む必要があると述べられている。各自治体における多言語化は進んでいるものの、「日本語の工夫」に関していえば、取り組んでいる自治体はまだ少数と指摘されている。また、「日本語を読むのは日本人、外国語を読むのは外国人」といった固定観念を打破した取り組みが必要であると提言している。

本研究における「やさしい日本語」は当該報告書では触れられていないが、「日本語の工夫」の部類に入り、「外国人の読む日本語」として、言語政策的にその実用性を考えて構築する価値はあると思われる。

3.3 外国籍住民への政策のあり方

田尻（2010:52）は、言語政策より広い視野に立ち、日本語習得を含めた外国人政策について、その主張を次のように述べている。

「日本に住む外国人への政策を一括して扱うのではなく、そのルーツとなった国別・年齢別・地域別・在留ビザ別などで各々の状況に合わせた政策を構想する。（略）また、地域での日本語習得支援の中心的な役割を果たしてきた日本語ボランティアグループや在住外国人の問題を共有する他の学会と連携する必要がある。日本語教育学会の中だけでいろいろな問題を検討しているようでは、日本の置かれている現状に対応はできない。また、政策を構想するにあたっては、各省庁の縦割りの行政の枠を壊して考える。」

上記の引用の中に「政策を構想するにあたっては、各省庁の縦割りの行政の枠を壊して考える」とあるが、日本において、外国人問題を取り扱う関係省庁は田尻（2010:53-70）によると、次の11に上り、これらを統一した機関は存在しない。

- ・内閣官房（外国人労働者問題）
- ・内閣府（定住外国人施策）

³⁸ 多文化共生センター（2006:160）より。

- ・文部科学省（初等・中等教育における日本語教育、高等教育における留学生など）
- ・文化庁（外国人に対する日本語教育全般）
- ・経済産業省（外国人研修生・技能実習生の受け入れ、発展途上国の技術者・管理者を対象にした研修「EPA」など）
- ・総務省（外国人台帳制度など）
- ・法務省（外国人の日本入国出国に関わる業務）
- ・外務省（「文化外交」としての日本語教育、国際交流基金、国際協力機構など）
- ・厚生労働省（EPAを筆頭に、技術研修のために来日する外国人に関わる日本語研究を含む業務、中国残留邦人の支援など）
- ・農林水産省（技術研修生・技能実習生の施策の評価など）
- ・国土交通省（留学生の公営住宅入居の推進など）

本研究は外国人政策全般ではなく、言語政策に注目したものであるが、言語政策においても、一括して扱うのに限界があると考ええる。言語政策にかかわる要素として、最も重要なのは言語であろう。従って、母語別に外国人への言語政策を考える必要性を感じる。

3.4 多様性を培う「非標準」語政策の必要性

西原（2010:47）では、英語が世界共通語としての地位を獲得した理由に、いわゆる伝統的英語国の標準的運用例ではなく、各地域の変種を寛容に包括したことを挙げ、日本に置き換えて考えると、多言語・多文化共生社会における新しいコミュニケーションに役立つ日本語の運用の形を模索していくことが必要と述べられている。

本研究における「やさしい日本語」は、言語教育ではなく、情報伝達のために考案されたものであるが、広義的に考えると、情報伝達もコミュニケーションの一環である。「新しいコミュニケーションに役立つ日本語の運用の形」として、いわゆる「正しい日本語」のみならず、新しい変種の「やさしい日本語」もコミュニケーションの道具としての役割を果たせると考える。

3.5 日本における言語レジーム（体制）

クルマス（2003:246）は、言語レジームを次のように定義している。

「あらゆる政治過程や社会関係と同じく、一般的に言語行動は、明示的で法的に拘束力ある諸要素と黙示的で習慣的な諸要素からなるレジームによって支配されている。」

日本を例にいうと、国語レジームというのがあり、日本人の言語行動・言語使用に深く関わっている。例えば、標準語を普及させるために、諸地域変種が劣った存在とされ、公的な場での使用が意識的に避けられていた。また、敬語が美しいものと賞賛され、その使用も国レベルの政策のみならず、一般の人々の一般教養として、書籍販売店などで売られている。

この国語レジームは「斉一性と標準化が絶対的であった」とクルマス (2003:248) が指摘している。しかし、時代の変化によって、日本における言語レジームも変わり、「言語的同質性が強調されることは無くなっている。(略) 言語の多様性はより肯定的に見られるようになってきている」とクルマス (2003:249) は評価している。

3.6 本研究における言語サービスとしての「やさしい日本語」の位置付け

本研究における「やさしい日本語」は普通の日本語の変種であり、逸脱として捉えられる場合もある。西原 (2010) でいう「新しいコミュニケーションに役立つ日本語の運用の形」として「やさしい日本語」が考えられるが、ホスト社会の日本人には異様なものに映るかもしれない。日本在住の外国人も日本語を日常生活において使用しているため、日本語は日本人のものではなくなっている昨今、日本語の諸変種に対する寛容な態度がますます求められるであろう。

外国籍住民の母語による言語サービスを主に、「やさしい日本語」を補完するものとする。両者が相互補完することによって言語サービスを更に充実していくことを理想的な言語政策として目指すべきものと考えている。

現在の「多言語化」から取り残されている少数言語を話す外国籍住民への救済策として「やさしい日本語」が考えられるが、「やさしい日本語」はあくまでも補助的な対策であるということを断っておきたい。決して「多言語化」をやめて「やさしい日本語」にする、というわけではない。現在の日本社会において「やさしい日本語」は「多言語化」を補完するものとして位置づけたい。

第4章 先行研究

4.1 言語政策に関する先行研究

4.1.1 言語政策一般

ア) 豊田 (1964、1968)

豊田 (1964) は次の章から構成されている。

第一部「総論 民族と言語の問題」、第二部「各論の一 日本の異民族統治における言語政策」、第三部「各論の二 漢民族接触における北諸族王朝の言語政策」、第四部「各論の三 中国の国語政策」、第五部「各論の四 独立前の東南アジアにおける言語政策」、第六部「結語」

一方、豊田 (1968) は次の章から構成されている。

第一章「言語政策の概念」、第二章「日本の言語政策」、第三章「台湾における言語政策」、第四章「朝鮮における言語政策」、第五章「中国における言語政策」、第六章「モンゴルにおける言語政策」、第七章「東南アジアと言語」、第八章「フィリピンにおける言語政策」、第九章「インドシナにおける言語政策」、第十章「インドネシアにおける言語政策」、第十一章「マラヤにおける言語政策」、第十二章「タイにおける言語政策」、第十三章「ビルマにおける言語政策」、第十四章「インドにおける言語政策」、第十五章「セイロンにおける言語政策」、第十六章「パキスタンにおける言語政策」、第十七章「アフリカにおける言語政策」、第十八章「アメリカにおける言語政策」、第十九章「ソヴェトにおける言語政策」、第二十章「言語政策の三つの問題」

豊田 (1964) は日本に限らず、帝国日本 (満州、朝鮮半島、台湾、南洋) も範囲内に収めており、包括的な研究である。一方豊田 (1968) は、政策の地理的領域を更に拡大させ、南アジア諸国、アフリカ、アメリカ、旧ソ連における言語政策も視野に入れた。

豊田 (1964,1968) は言語政策にかかわる理論の考察および豊富な言語政策の実例の両方を兼ねたものであり、言語的単一指向が強まる時代においては多言語に関するものとして先駆的な研究といえよう。特にアフリカについての記述が為されているところや日系人

が多くいるアメリカのハワイとブラジルにおける日本語対策に言及しているところが貴重である。

イ) 塩田紀和

塩田 (1973) は、次の三つの章から構成されている。

第 1 章「言語政策論」、第 2 章「標準語論」、第 3 章「標準表記法論」

第 1 章の「言語政策論」は、言語政策の概念を導入したのち、日本における「国語」と「標準語」に移行して、「国語審議会の問題」で締めくくられる。第 2 章の「標準語論」では、標準語の意味、標準語の形成、標準語の普及が論じられている。第 3 章では、漢字問題、かなとローマ字問題、地名・人名の書き方の問題が取り上げられている。外国人への言語政策は、第 2 章の「標準語の普及」で日本語の海外普及という文脈でしか言及されていない。

以上で述べたように、塩田 (1973) はいわゆる「日本人の日本語」という枠の中で言語政策について論じたものである。

ウ) 平高史也

平高 (2005) は慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科の総合政策学ワーキングペーパーシリーズ³⁹のうちの一巻として刊行されたものである。

平高 (2005) は次のような構成である。

1. はじめに
2. 日本における言語政策
3. 多言語多文化社会における言語政策の実践から
4. 多言語多文化社会における言語政策
5. 総合政策学としての言語政策の課題と可能性

³⁹ 総合政策学ワーキングペーパーシリーズは、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科において実施されている文部科学省21世紀COE (Center of Excellence) プログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点－ヒューマンセキュリティの基盤的研究を通して」に関する研究者が行なった研究成果を取りまとめて刊行するものである (平高2005、表紙の裏面の記述より引用)。

まず、「総合政策学」とは何かについて少々説明を付け加える。平高（2005:5）では、岡部（2005）⁴⁰を引用して「総合政策学」を説明している。

「総合政策学とは、各種学問領域を有機的に利用しつつ、IT革新の影響下にある現代社会の問題発見、その性質の解析、多様な手法ならびに多様な関係者の活用、という一連のプロセスを扱う『問題発見・解決型』の社会科学（中略）あるいは、そうした研究方法（methodology）。」

平高（2005）では、国家レベルで操作されてきた言語政策が社会の様々なレベルで論じられるようになってきたことを1. と2. で述べている。3. と4. では、学校教育や社会教育における外国籍住民への支援の仕方について具体例を挙げ、言語政策に関する問題を総合政策学的な視点からの見方とその有用性を論じている。

平高（2005）では、外国人住民への支援の中の教育に焦点を当てており、本研究の言語サービスとは焦点が異なるが、政策の面からみると示唆に富んでいる。

従来どおりのように、社会言語学ではなく、総合政策学によって平高（2005）は言語政策をみている。このことについて、平高（2005:18）は次のように述べている。

「総合政策学から見た言語政策とその研究は、社会言語学的なアプローチを否定するものではない。むしろそれを補完し、これまで見えてこなかった政策のプロセスやファクターなどに光を当てることによって、研究と実践の両者が相互に関連した言語政策の展開が期待できるのである。」

エ) 野村敏夫

野村（2006）は、次の7章から構成されている。

序章「日本語の歩みと国語政策」、第1章「戦後の国語改革」、第2章「民主社会の基盤整備」、第3章「改革への賛否と施策の見直し」、第4章「国語表記基準の再構築」、第5

⁴⁰ 岡部光明（2005）「総合政策学の確立に向けて（2）：理論的基礎・研究手法・今後の課題」総合政策学ワーキングペーパーシリーズ77、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科

章『新しい時代』の施策追及」、第6章「国語政策の現在、そして未来へ」

序章で国語である日本語と日本人との関係や、明治から戦中までの政策が概観されている。第1章から第6章までは、本書の中心である日本語（日本人にとっての「国語」）の政策史について書かれている。主なキーワードとして、次のような事柄が取り上げられている。まず、当用漢字・常用漢字や仮名遣いといった日本語の表記法の改定、つまり、日本語そのものの実態計画に関するものである。次に、上記の表記法を制定する主体の国語審議会について述べられている。これは、実態計画を実施する主体および、実態計画が行われた日本語の普及（普及計画）についてのものである。

野村（2006）は書名の『国語政策の戦後史』からも分かるように、日本人の国語である日本語の政策史について「戦後」を起点にし、実態計画と普及計画の両面から包括的に論じたものである。「日本人の国語」のため、日本に在住している外国人は対象とされていない。

4.2 日本における外国人に対する言語政策の先行研究

本節では日本における外国人に対する言語政策の先行研究を概観する。先行研究の中で、外国人に対する言語政策は「外国人への日本語教育」という文脈で語られることが多い。

関（1990:4-5）によると、外国人への日本語教育史は以下のように三つに区分される。

時代①：外国人による日本語学習・日本語研究草創の時代

この時代は16世紀半ばから19世紀末期までとされている。この時代において、教える側の日本人よりも、習う側・学ぶ側の外国人に主体性があった日本語学習や日本語研究が行われた。例として、16世紀後半から17世紀前半にかけて、キリシタン宣教師団の布教活動を目的とした日本語学習や、19世紀半ばからヨーロッパの諸大学で開始された日本・日本語研究などが挙げられる。

時代②：侵略的日本語普及教育の時代

この時代は19世紀末期から1945年までとされている。この時代において、アジアへの侵略政策の下で、国家規模でアジアの人々に対して強制的に日本語教育が行われた。例えば、植民地の台湾と朝鮮半島では日本語が国語として教えられ、東南アジア

では日本語教育が強いられた。

時代③：国際交流のための日本語教育の時代

この時代は 1950 年から現在に至るとされている。この時代において、日本語教育は経済協力・文化交流という形で再生した。例として、留学生や技術研修生の招聘や、1962年に日本語教育学会が発足したことと 1972年に日本の文化交流を飛躍的に発展させた国際交流基金の発足などが挙げられる。

上述のように、外国人への日本語教育を三つの時代に分けることができる。次は歴史的背景から外国人への日本語教育に関する先行研究をみる。

まず、「大東亜共栄圏・日本語進出」という時代②を時代背景にした言語政策に関する先行研究としては以下の三点がある。第一に、建部（1918）が挙げられよう。これは、体系的に日本の言語政策を論じた最初の研究だが、当時の日本が採用した政策の分析ではなく、むしろ具体的な概念の整理である（安田 1999:86-87）。外国人に対する言語政策に関しては、「国外普及政策」において言及されている。第二に、松本（1942）が挙げられる。松本（1942）では、外国人に対する言語政策に関して、「国語の海外進出」や「日本語の大陸進出と南方共栄圏への拡布態勢」という箇所では触れられている。第三に挙げられるものとして、豊田（1964）と豊田（1968）がある。これらの研究は帝国日本を一つのまとまりとして言語政策を論じ、具体的な事実を先駆的に指摘したものである（安田 2001:204）。帝国日本に関する記述に加え、豊田（1964）では、中国（古代と近・現代）と独立前の東南アジアに関する言語政策についても触れている。その4年後に出版された豊田（1968）では、現代中国、植民地時代と独立後の東南アジア、南アジア、アフリカ、アメリカなどの言語政策が言及されており、1964年の研究を土台にして研究を発展させている。

続いて、「国際交流」や「日本語の国際化」という時代③を時代背景にした言語政策に関する先行研究としては次の研究が挙げられる。日本未来学会編（1989）は日本未来学会創立 20 周年記念シンポジウム「日本語の未来」の約 1 年後に出版されたものである。この研究では、鈴木孝夫らが日本語の未来や日本語の国際化などを論じている。また、同書には公務員から主婦まで幅広い参加者が応募した同学会の創立記念懸賞論文の入

選・佳作論文も収められている。

続いて、関（1990）にはなかった「多文化・多言語（共生）社会」を時代背景にした言語政策に関する先行研究としては次の四点がある。まず、東（2002）が挙げられよう。東（2002）は、主にアメリカのバイリンガル教育について論じているが、冒頭で日本とアメリカを比較し、言語政策における「共生」にまつわる問題について言及している。次に、安井・平高（2005）がある。安井・平高（2005）では東（2002）が用いた「共生」概念をより発展させ、多言語多文化社会日本の言語政策が論じられ、日本における多文化共生の実現を統合的にとらえるべきであると主張している。

4.3 日本における言語サービスに関する先行研究

4.3.1 言語サービスの理論的枠組みの研究

言語サービスの定義は、平野（1996:65）では「外国人住民のための日本語以外の言語を使用した行政サービス」と述べているが、河原（2007:11-12）では、「第一定義は外国人が理解できる言語を用いて必要とされる情報を伝達すること。第二定義は外国人の言語アイデンティティを守り、多言語社会を維持発展させること」と述べている。

平野（前出:70）は多言語サービスの枠組みを従来の国民国家型の言語政策と比較して次の表 4.1 のように提示している。

表 4.1 平野（1996）による多言語サービスの枠組み

比較項目	国民国家型	多言語サービス
政策の主体	国家・中央政府	地方自治体を含む多様な主体
言語の位置付け	ナショナル・アイデンティティ	情報の伝達手段
対象者	国民	外国人を含む住民
政策の対象言語	主流民族の言語＝国語	言語的少数派の言語
コーパス計画	近代化・純化・標準化	簡易化
政策の領域	行政・マスコミ等社会の全領域	行政サービス等社会の部分領域

（平野 1996:70）

河原（2007）は平野（1996）が提示した言語サービスの枠組みを補充補完したものとい

える⁴¹。平野（1996）は政策の対象言語を「言語的少数派の言語」（＝日本語以外の言語）としているため、「多言語サービス」という用語を用いるのに対し、河原（2007）は、外国語のみならず、分かりやすい日本語によるサービスも重要視しているため、言語的多数派の言語である日本語の変種の「平易な日本語」も政策の対象言語に含めて「言語サービス」という用語を用いている。

本稿は河原（2007）の枠組みを援用して「平易な日本語」を「やさしい日本語」に置き換えるなど、本研究における言語サービスの枠組みを次のように示す。

表 4.2 本研究における言語サービスの枠組み

項目	内容
政策の主体	地方自治体を中心となり、ボランティア、NGO、一般市民等が補佐
言語の位置付け	情報の伝達かつ外国人の言語アイデンティティを守り、多言語社会を維持発展させる手段
対象者	国籍を問わず日本語が不自由な者
政策の対象言語	外国人住民の母語、「やさしい日本語」
コーパス計画	文法の簡易化、漢字の戦略的使用
政策の領域	行政サービスを中心とする

（河原 2007: 12-23 を参照。網掛けは本研究特有のもの）

4.3.2 各地方自治体における言語サービスの実態調査の研究

平野（前出）は、言語サービスを言語政策という観点から位置付けたうえで、文献調査を中心に日本全国および日本の自治体の中で外国籍住民が最も多く在住している東京都の言語サービスの展開を記述し、言語サービスの特徴および課題を提示したものである。大学英語教育学会（JACET）言語政策研究会（2000）では、各地方自治体⁴²における言語サービスの実態調査を行い、平野（前出）では取り上げられなかった外国人児童の日本語教育と母語教育に関する調査が行われ、海外の言語サービスも取り上げられている。河原編

⁴¹ 第2章のp.33の表2.4を参照されたい。

⁴² 東京都、神奈川県と横浜市、藤沢市、静岡県と浜松市、愛知県と豊田市、石川県と金沢市。

著（2004）では、各地方自治体⁴³における言語サービスと日本語教育の他に、人権の視点が加わった調査もみられた。河原・野山編著（2007）では、調査地域の範囲が更に拡大した⁴⁴。これらの研究は様々な地域における言語サービスの諸相を呈しており、各地方自治体の実態が窺える。しかし、「都道府県」レベルにおける一つの自治体、或いは「市町村」レベルにおける一つの自治体に注目したものが多く、「都道府県」の中の「市町村」レベルにおける複数の自治体同士の言語サービスの比較を行う視点がみられない。

一方、「やさしい日本語」に特化した研究は弘前大学社会言語学研究室（以降「弘前」と略する）の研究が挙げられる。弘前の研究は災害時における「やさしい日本語」の活用を中心に言語学的分析を通じて行われるものであり、「やさしい日本語」の作成にあたって参考になるところが多数ある。しかしながら、平常時における「やさしい日本語」の活用に関する記述は議論の中心とはされていない。

⁴³ 神奈川県、東京都、相模原市、東久留美市、川崎市、豊田市、浜松市、沖縄県、旭川市、秋田県、山形市、小松市、金沢市。

⁴⁴ 群馬県太田市と大泉町、川崎市、千葉県、長野県、秋田県、金沢市、神戸市、京都府精華町、島根県、香川県、北九州市、宮崎県。

第5章 外国人のための日本語の歴史

「やさしい日本語」は阪神淡路大震災後に考案されたものであるが、実は「やさしい日本語」に類似したものは戦前から存在している。以下、「やさしい日本語」と相似するものを紹介する。

5.1 「基礎日本語」

5.1.1) 「基礎日本語」を取り巻く時代背景

満州国などを含む東アジア、太平洋戦争によって軍事的に占領を果たした東南アジア及び太平洋諸島が範疇に収められ、日本が指導権を握り盟主となる大東亜共栄圏というスローガンが打ち出されている内に、日本語がその共栄圏における共通語として位置づけられていた。とりわけ東南アジアの多言語状況に日本が向き合い、日本語に「東亜共通語」という役割が与えられた（安田 1997:285）。

この共通語を普及させていくのに具体的に日本語をどうすれば良いかという問題が現れた。これに対する回答は二通りあった。一つはありのままの日本語を用いて普及作業を進めるべきという意見と、もう一つは整理した日本語を用いるべきという意見である。「基礎日本語」はこのような流れの中に生み出されたいくつかの一つである。

5.1.2) 「基礎日本語」の提唱者

「基礎日本語」を論じる際に、土居光知という人物を欠かすわけにはいかない⁴⁵。土居が「基礎日本語」の発案者であるからである。土居は1886年8月に高知県[現在]南国市で生まれ、1979年逝去した。1907年に東京帝国大学文学科に入学、英語学・英文学を学んだ。1910年に卒業し、同大学の大学院に入学し田部重治の感化によりギリシャ思想と文化に関心をもった。日蓮宗大学講師・東京帝国大学文学部委託講師・東京女子大学教授・東京高等師範学校教授を経て、1924年に東北帝国大学法文学部教授となった。何度かにわたり英仏での滞在歴をもち、ロンドン大学東方学院より銀鉢を贈呈されたことがある。1948年に東北大学教授を定年退官し、名誉教授となった。翌年の1949年に津田塾大学教授として赴任し、1969年の辞任まで教鞭を執っていた。教壇に立つことの

⁴⁵ この小節での情報は『土居光知著作集 第五巻文学序説』の「土居光知先生年譜」に準じる。

他に、日本ペンクラブやユネスコといった団体での活躍もみられる。本論文で取り上げる「基礎日本語」は、東北大学教授在官中の時からの土居の研究成果である⁴⁶。

5.1.3) 「基礎日本語」のとは

発案者の土居が著した『基礎日本語』の端書きには以下のように定義されている。

「この基礎日本語はできる限り単純な、しかし何事でもはつきりと言ひ表し得る、整理された、また記憶することがたやすい、基礎となるべき日本語を組織することを目的とした試みであります⁴⁷」(土居 1934:1)。

「基礎日本語」の由来については、「この基礎日本語はイギリス國のゲムブリヂの Orthological Institute の C.K.Ogden 様の考案した Basic English から間接の教えを受け、昭和七年一月に語表を作り初め、昭和八年一月に文章の規則その他を書き終えることができました」とある(前書:9)。

「基礎日本語」の目的として土居は以下の五つを挙げている(前書:2-5)。

- 一、わずか 1000 語のため小学校の五六年間に完全に読書きできるようになる⁴⁸。基礎日本語を用いられた書面或いは口頭での情報伝達によって小学校教育を受けた人々はむずかしいことばに妨げずに知識の吸収・理解ができるようになるだろう。
- 二、朝鮮・台湾・満洲での日本語教育に有効。自然のまま、整理されていない日本語で日本語教育を行われれば難航する恐れがある。整理され記憶しやすい日本語であれば成功を収めるであろう。
- 三、ヨーロッパやアメリカの人々に対して日本語は非常にむずかしい言葉と言われている。「基礎日本語」はそのむずかしさをなくし、日本語をたやすく話したり書いたりすることができるようにする⁴⁹。
- 四、同音異義語を避けねばならない。そうすることによって、むずかしい漢字の

⁴⁶ 但し、以下で触れるように、「国語協会」でも「基礎日本語」について調査を行っていた。

⁴⁷ 原文のままの旧字体、旧仮名遣いになっている。以下より同年代からの引用は全てこの扱いに準じる。

⁴⁸ 「基礎日本語」における 1000 語の詳細は付録を参照されたい。

⁴⁹ 『基礎日本語』が刊行された約 2 ヶ月後に『国語純化と基礎語』が刊行され、同条に「日本語を東洋に於ける國際的な言葉」との文節が書き加えられた。

束縛から解放され、ローマ字での表記も解りやすくなり、日本語の読み書きと印刷がたやすくなる。

五、むずかしい漢語を用いず、より単純で解りやすい文章表現となる。

一方、「基礎日本語」の目的をより一層明らかにさせるため、以下の2点が記されている。⁵⁰

一、「基礎日本語」は日本語の初学者にとって基礎となる。または階段となるべきものであるが、いつまでも1000語にこだわる必要はない。

二、「基礎日本語」は実用に便利ということを念頭において考案されたため、微妙なことを表すことができず、小説や劇には不適當である。しかし、法律や科学など、各自の術語を有する分野においては、それらの術語を「基礎日本語」に取り入れれば「基礎日本語」を用いて法律文章などを書くことができる。

「基礎日本語」には、日中戦争以後の日本軍によるアジア各地への支配力の高まりという時代背景がある。安田（1996）によると、当時の日本語海外進出の作業は「東亜共通語」という名義で進み、「基礎日本語」はその具体的な位相の一つとして考えられている（安田 1996:23）。

「基礎日本語」の目的からみると、日本語を学習する外国人に対する配慮のみならず、日本語の母語話者の日本人にも焦点が当てられている。しかし、このようなバランスは1940年代に入ってから失われ、『一般大衆のための基礎語』の側面を強調するようになっていく」と饗場（2007:252）が指摘している。

5.1.4 「基礎日本語」の内容

「基礎日本語」の内容説明を以下の文献に基づいて進めていく。

文献①土居光知（1934）『基礎日本語』（普及版）六星館⁵¹

文献②土居光知（1933）『國語純化と基本語』明治書院

⁵⁰ 土居（1934:5-7）、土居（1933:33-35）より。

⁵¹ この文献は1933年3月に刊行されたものを微調整して出版されたものの普及版である。

文献③Ono, Tatsu., 1966, *Basic Japanese*. Tokyo News Service, Ltd., Tokyo. (文献①の英訳版)

まず、1000の語彙の選定については、上述した文献①と文献②にそれぞれ異なる基準が挙げられているが、それを次の表5.1にまとめた⁵²。

表 5.1 「基礎日本語」における 1000 語の選定方

文献	1000の語彙の選定方 (文献番号、頁)	例
①と②	一つの題を置き、その下に集まってくる単語の必要性を考慮して選ぶ。(①13、②19)	「體」：頭、毛、脳、など 「人」：(資料に例がない) 「住居」：(資料に例がない)
①	選んだ単語は何事でも表現できるか否かを、種々の文章の書き直しで試みる ⁵³ 。(①16)	欄外にて示す
②	私生活に最も重要な、または親しみが深く使用の度数が多い単語を選ぶ。(②19)	鉱物：金、銀、銅、など 動物：牛、馬、豚、など
②	経済性が高く応用の範囲が広い単語を選ぶ。(②20)	「髪」：人の頭の毛 「毛」：1.髪、2.頭以外に生える毛、3.動物の毛(「毛皮」、「毛もの」などができる)、 4.植物にある毛 よって、「髪」より「毛」が選ばれる。

⁵² 饗場(2007)によると、選定された1000語は、検討が加え続けられる都度に選定語が入れ替わり、何度かの改定が行われたという(饗場 2007:251)。

⁵³ 「種々の文章」については、「家のうちの親しい人々の話す言葉」・「社会のでき事」・「文藝的な文章」・「歴史的な、または思想を表はす文章」及び「科学的な文章」、の計5種類が土居(1933)に挙げられている。

表 5.1 における上から 2 番目の選定方による種々の書き直しを、土居 (1934) から引いてここで一例を挙げよう。

原文 文部省『尋常小學讀本 卷三』第 2 「ハヤオキ」より抜粋 pp. 2-3⁵⁵ :

「コウバ ノ キテキ ガ ナツテ キマス。マダ ウスグラウ ゴザイマス ガ、ケサ コソ ニイサン ヨリ サキ ニ オキテ ミヨウ ト オモツテ、ソツト ネドコ ヲ 出マシタ。」

「基礎日本語」による書き直し 土居 (1934) 『基礎日本語』、「基礎日本語讀本 第二部 第二章 ^{はや お}早く起きること」より抜粋 p.32⁵⁶。

「工場^{こうば}で仕事^{しごと}の初^{はじ}まる知らせ^しの音^{おと}がして居^をります。今^{いま}はなほすこし暗^{くら}いが、この朝^{あさ}は兄^{あにさま}様より前^{まへ}に起^おきたいと思^{おも}つて静^{しづか}に眠^{ねむ}りの床^{どこ}を出^でました。」

前頁の表 5.1 で 1000 の語彙の選定方法を述べたが、品詞に関して次頁の表 5.2 にまとめた。括弧内にあるものは『基礎日本語』で用いられる用語である。

表 5.1 で示したように、「基礎日本語」においては、主に名詞と動詞の選定に力が注がれている。とりわけ名詞の割合が約 7 割を占め、名詞から動詞を派生させることによって、動詞の数が抑えられ、名詞の持つ経済性を高める。

なお、サ行変化動詞が多用される理由として、活用部分を落とせば名詞として使えたり形容詞を動詞化することができたりすることが挙げられている。また、サ行変化動詞より早い時期に作られ単純な働きを表す四段変化動詞といった他の変化動詞より、サ行変化動詞の方が時間的に最も新しくできた変化であるがゆえ、「今日また明日の生活をいひ表し、また知的な働きを表はすためにはサ行變化の働きの語を基礎とすることが正しいと思ひます」と述べられている (土居 1933:8)。

続いて、同音異義語に関しては、できる限り除外されているものの、話し言葉では文脈で判断するとされる。例えば、「秋」と「倦き」、「朝」と「麻」などが挙げられる。但

⁵⁵ 原文は縦書き

⁵⁶ 原文は縦書きで、ふりがな付き。

し、同音異義の漢字熟語に関しては、口で言う時には「古い音」⁵⁷を用いるとされている。例えば：「科学」と「化学」はそれぞれ「Kagaku」と「Kwagaku」とされている。

表 5.2 「基礎日本語」における品詞の分類

品詞（語の分類）	説明	例
名詞 （名を表す語）	・ 1000語中の7百数十語を占める。 ・ 文献①の英訳版である文献③には、新たに100の語彙が加わった。	土地や人名：日本、山本
代名詞 （名の代りの語）	特別な説明はない。	私、あなた、誰
動詞 （働きを表す語）	・ サ行変化動詞を多採用。 ・ なるべく動詞を使わない。	・ 居住する、おほきくする、ちひさくする ・ 「好む」の代りに「好みをもつ」、「喜ぶ」の代りに「喜びを感じる」とする。
形容詞 （形容を表す語）	特別な説明はない。	白い、多い
副詞 （添への語）	特別な説明はない。	美しく、どうぞ～、必ず
助動詞・助詞 （助けの語）	特別な説明はない。	であります、知り <u>たい</u> 、より
接続詞 （繋ぎの語）	特別な説明はない。	と、そして、ながら
接頭・接尾辞 （他の語の頭あるいは尾に添へる語）	特別な説明はない。	<u>お</u> 行きになりますか、行き <u>ます</u>

⁵⁷ すなわち旧仮名遣いによる発音。

饗場（2006）は、「基礎日本語」の1000語を「簡約日本語」の2000語との意味的分野の観点から比較を行い、「基礎日本語」の1000語を以下のように評価している。

『基礎日本語』は、精神活動の合理的な表現や、実用的な知識の伝達のための語彙としての利用の可能性を持っており、外国人が日常生活を円滑に送るために最初に覚えるべき語彙とは違った性格を有していること、千語以上が選定されている語彙表ととらえ、検討し、評価すべきであることなどがわかった。よって、「基礎日本語」は、日本人母語話者あるいは外国人日本語学習者の『知的な言葉』を支える語彙として、現在でも活用しうる可能性を持っているととらえることは可能であろう」（饗場 2006）。

一方、語彙レベルの他に、スピーチレベルに関しても多少なり触れられている。動詞の受身形をもって尊敬の意味を表すが、できる限り「ます体」⁵⁸を使用し、「これはすこしも相手あるひは第三の人を尊敬しないことにはなりません」という（土居 1934:36）。この方法によって、煩わしいと言われる日本語の敬語を簡易化しようとする試みがわずかながら窺える。

5.1.5) 「基礎日本語」に対する世間の反応

戦前及び戦中における海外への日本語の普及という時代の流れの中に、語彙の選定など、日本語を整理するという共通した理念がある。土居の「基礎日本語」そのものに対する世間の反応が現在では確認できていないが、土居の「基礎日本語」にみられる上述した「日本語を整理し、普及させる」という理念は日本語教育者が支持していることを次に引用する北京新民会⁵⁹委託講師の大出の文章から分かる。

「國字や國語の整理をすることによつて日本精神でも失ふやうに考へて反對する保守的な人に、一時間でもよいから日本語を外國人に教へさせて見たい。我々及び多くの同志は海外へ來て日本語を教へるに際し、國字國語が未整理であるためにどんなに苦しんでゐるか、更にそれを習ふ人たちがどんなに困り果ててゐるかを見て貰いたい。それは

⁵⁸ 土居（1933.3）では「單純ないひ表し方」とする。

⁵⁹ 「北京新民会」は第二次世界大戦前に北京に樹立された親日政権である中華民国臨時政府と裏表一体をなす民衆教化団体であり、日本陸軍の華北占領政策によるものであるという（榎谷 2004:94）。

想像の外である。それだけでなくもその他に色々な課せられた重荷を負つてゐる現場の教授者にそんな重荷までつけ加へる事は殘酷であると思ふ」(大出 1940:70-71)

上で大出が述べているように、現地で日本語に携わる日本語教育者は複雑な日本語を整理せずに教えるのは困難であることが挙げられる。

5.1.6) 「基礎日本語」への政策の主体(政府)からの関与度

戦前における「基礎日本語」には、土居以外のものも存在していた。特に「国語協会」という機関の下でなされた研究が記述に値する。安田(1996)によると、国語協会は元来1930年に文部省の国語調査事業を援助・促進し、国語の整理統一を目的として発足したものであり、のち1937年に、国語改良を目指す団体の国語愛護同盟と合併されたものであるという(安田 1996:26-27)。

国語協会は1938年に「基礎日本語調査会」を設置し、日本語教育界の重鎮の石黒修、国語審議会幹事の保科孝一を含む会員が活発に活動を行った。その活動内容は機関誌の『国語運動』に掲載されており、第2巻第2号より、基礎日本語調査会の活動報告を開始した。その調査会の主な活動内容は、日本語の海外進出というキーワードの下で日本語を整理することであり、詳細は次の通りである。

- ①基礎日本語を選定すること
- ②選ばれた語彙を基にし、日本語教科書・文典・会話書・辞典・日本語独習書を作ること
- ③更に出版物・レコード・発声映画を作ること(『国語運動』第2巻第4号、pp.18-19)

同号の「編集の後で」に、国語協会の事務局が急遽遷居した理由について「基礎日本語の調査に関し申請中の補助金が意外に早く内閣から文部省を通して下付されたのと、基礎日本語の要望は高まるばかりの現状」と書かれている⁶⁰。この出来事に鑑みれば、安田(1996)でも指摘されているように、国レベルにおいて海外における日本語の普及は早急にせねばならぬこととされている当時の実状を切実に表しているのであろう。

⁶⁰ 下線は筆者による。

国語協会基礎日本語調査会委員の一人の加茂正一は、基礎日本語調査会で行われている基礎日本語の研究が、同時進行でなされていた土居の「基礎日本語」とは別物であるという弁明をした（『国語運動』第2巻第12号、p.9）。更に、調査会長の下瀬謙太郎も基礎日本語調査会で「基礎日本語」が用いられる理由は言い換える案が決まっていないためそのままにしておいているからという（『国語運動』第2巻第12号、p.9）。土居のものとは異なるものの、日本語を整理して普及するという理念が共通している。当時の「基礎日本語」の普及は、大東亜共栄圏実現の戦略の一つと見なされていたため、政府の関与度が高いと考えられる。

5.2 「簡約日本語」

5.2.1) 「簡約日本語」を取り巻く時代背景

第二次世界大戦後、日本はしばらく世界の舞台から姿を消した。日本語の海外普及もこれに伴い同様に消滅した。やがて歳月を経て、1964年に第18回夏期オリンピック大会が日本で開催され、この国を挙げての世界的なイベントによって日本は国際社会へ復帰したと言われている。

1960年代を境目にし、アメリカ合衆国をはじめ、東アジア、東南アジアや中近東地域の諸外国との貿易が栄えるようになり、国家間の交流も一層深められている。更に、およそ1980年代からは、外務省及び法務省の統計データによると、海外へ渡航する日本人の数⁶¹と来日する外国人の数⁶²が増加し、すなわち人口移動と、日本語にいわゆるカタカナ語が多用されたり英語がそのまま多く使われたりすることから、日本はいうまでもなく、日本語も国際化を迎えた。その中に、言葉による交流から生じてくる問題点が注目されはじめた。ことに日本語を用いて交流する場合、その日本語をどうすべきかが課題となった。「簡約日本語」は、その創成の目的にも明言されているが、日本語の国際化という時代に生まれたのである。

⁶¹ 外務省の「海外在留邦人数統計」 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html>) を参照されたい。

⁶² 法務省入国管理局の「外国人登録者数」 (<http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.html>) を参照されたい。

5.2.2) 「簡約日本語」の提唱者

「簡約日本語」の中心人物は野元菊雄である⁶³。野元は1922年9月に神奈川県横須賀市で生まれ、2006年7月に逝去した。東京大学文学部言語学科を卒業し、1948年連合軍総司令部民間情報教育局に勤務し、日本人の読み書き能力調査に従事していた。退職後、1950年に国立国語研究所に入所し、言語行動研究部長、日本語教育部長、日本語教育センター長、所長などを歴任し、1990年に名誉所員となった。神戸松蔭女子学院大学文学部教授として1990年から1998年の定年退職まで在任した。1992年より財団法人日本漢字能力検定協会理事、日本語教育研究所長を務めていた。日本語教育学会とのかかわりも深く、1989年から1995年まで副会長、1995年から1997年まで会長として在任した。長年の功績により、1992年には勲三等旭日中綬章を受けた。本論文で扱う「簡約日本語」は野元が国立国語研究所在官中及び退職後の研究である。

5.2.3) 「簡約日本語」とは

野元(1991)によると、「簡約日本語」に関する記録のある最も古い文献は1978年刊行された『日本人と日本語』(筑摩書房)であり、正式に研究を始めたのは1988年度から政府予算がついてからのことであるという(野元 1991:152)⁶⁴。また、「簡約日本語」を1988年の2月26日の『朝日新聞』夕刊で紹介され、大きな反響を呼んだが、実はそれ以前にも発表したことがあるという⁶⁵。

野元(1988)によると、「簡約日本語」は次のような性格を帯びている(野元、1988:1060-1061)。

- ①国際共通語としての日本語を世界にもっと普及させるには、日本語の難しい点を取り払い、エッセンスとしての日本語を創り出す必要がある。(略)このような人工的にやさしく覚えやすくした日本語を「簡約日本語」と名付ける。

⁶³ この小節での情報は『文章・会話辞典—いい文章の書き方・会話と敬語の心得・電子メール活用術・著作権への対応』ぎょうせい、2002年出版の「著者紹介」、日本語教育学会学会誌「日本語教育」131号(2006年10月)「訃報 元日本語教育学会会長 野元菊雄氏逝去」、及び「文林」第32号(1998年3月)「野元菊雄先生略年譜・業績一覧」に準じる。

⁶⁴ 国立国語研究所の研究活動であり、1989年度～1994年度までの『国立国語研究所年報』にてその研究報告が公表されている。

⁶⁵ 1982年5月11日『日本経済新聞』「人・仕事」欄、同年月14日『読売新聞』夕刊「簡約日本語」など。(野元1991:152)

②簡約日本語の、普通の初級日本語との相違は、初級日本語はなるべく早く日本人の日本語と同じにやることを目的とし、自然な日本語からあまり離れないのに対し、[簡約日本語は]そこに至るまでを多少人工的にコントロールされたものとして、一つ一つ確実なステップ⁶⁶を踏んで登っていくようにするところにある。

昭和 (夕刊) 発行定価 毎月2,800円、(部売) 80円 (夕刊) 40円 発行所 朝日新聞社

外国人のため 簡約日本語 “発明” します

「北風と太陽」の場合

いづれも野元所長の話

まず北風が強く吹き始めた。しかし北風が強く吹けば吹くほど、旅人はマントにくるまるのだった。遂(つい)に北風は、後からマントを脱がせるのをあきらめた。

▼

まず北の風が強く吹き始めました。しかし北の風が強く吹きますと吹きますほど、旅行をします人は、上に着ますものを強く体につけました。とうとう北の風は彼から上に着ますものを脱ぎますことをやめませんとなりませんでした。

この「北風と太陽」の物語は、日本語の初級学習者にとって、非常に重要な教材である。この物語を通じて、日本語の文法と語彙を学ぶことができる。また、この物語は、日本語の文化と習慣についても学ぶことができる。

国立国語研 三年がかりで

①です・ます調に統一
②動詞は「マス」活用
③基本使用語は1000語



野元 所長
国立国語研究所長

図 5.2 大きな反響を呼んだ新聞記事「外国人のため 簡約日本語 “発明” します」
(出典：『朝日新聞』(夕刊) 1988年(昭和63年)2月26日金曜日(19)4版)

66 「簡約日本語」におけるステップに関する説明は後で行う。

「簡約日本語」の具体的な作成作業は以下の三つの原則に従って行われるという（国立国語研究所 1994:1）。

- ①文法及び文型はできるだけ基本的なものだけを取り上げることとし、現行の初級日本語教科書の中から基本的なものを選び出す⁶⁷。
- ②語彙は第一次千語、第二次千語、計二千語とする。そのうちの多義語について、どの多義語の使用度が高いかを調査しそれぞれの語の基礎的な意味がどれであるかを原則として三義までを決定し登録する。
- ③上の結果作成された語彙表及び文法書をもとに、より覚えやすく、より学習しやすい日本語教材（原稿）を作成する。

また、野元（1991）は『簡約日本語』はエリートの日本語とはけっして考えないと述べている（野元 1991:144）。ここでのエリートとは、大学などの教育機関で勉学する留学生といった正規の学習によって日本語を学習した人のことを指す。エリートとは異なり、労働者など、日本語の学習時間を十分に確保できない日本在住の外国人には役に立つと野元は考えていたのであろう。

一方、日本語の学習時間が充分である学習者に対し、国立国語研究所(1994)は、「これ[簡約日本語]を出発点として、ステップを重ねていって最終的には日本人の日本語と同じものを目指す」と述べている（国立国語研究所 1994:1）。つまり、「簡約日本語」は日本語を学習する外国人のいわゆる不自然な日本語が自然な日本語になるまでの最初の手助けとなる日本語というような存在として捉えられているのであろう。

5.2.4) 「簡約日本語」の内容

「簡約日本語」の内容説明を以下の四つの文献に基づいて進めていく。

文献①国立国語研究所（1989-1994）『国立国語研究所年報』昭和 63 年度～平成 5 年度 40 号から 45 号まで 国立国語研究所

⁶⁷ 計17種類の教科書が参考にされた（国立国語研究所1994：50-51）。

文献②野元菊雄（1992）「簡約日本語」『文林』第 26 号 松蔭女子学院大学国文学
研究室 pp.1-36)⁶⁸

文献③—（2005）「簡約日本語語彙の意味分野」『日本語学』特集テーマ別ファイル
(3) 語彙 I、明治書院、pp.138-146

文献④国立国語研究所日本語教育センター第二研究室分室（1994）『簡約日本語の
創成と教材開発に関する研究』国立国語研究所日本語教育センター第二研究室分
室

まず、「簡約日本語」において使用される語彙についてだが、「基礎日本語」の 1000 語の倍であり、計 2000 語が選定されるという。この 2000 語は「第 1 次 1000 語」と「第 2 次 1000 語」のように分けられている。これらの語彙を選定する際、参考になった資料の一つには土居(1933)が挙げられている。「簡約日本語」と「基礎日本語」は 50 年以上もの時間で隔たられている。戦前のことを触れないようにするという戦後の日本語教育界の流れの中に、このつながりがあったことは、「基礎日本語」の語彙の学術的価値が承認されたことを意味するのであろう。

文献③を参考にして「簡約日本語」における 2000 語の内容を次頁の表 5.3 にまとめる。

この 2000 語について、Basic English の 850 語と VOA (Voice Of America) 放送の Special English の 1400 語より多いことを、野元自身も数は少し多いかもしれないと述べている（野元 1992:24）。しかし、この 2000 語は未確定のものであり、必ずしも守らなければならぬことはないという⁶⁹。「課文にあっては二千語以外のものも使って、それは二千語以外のものとして使い、覚えるものなら覚えてもいいのではないか、と思っています」というように、暫定の 2000 語に柔軟性をもたらしめている。これは日本語教室などの現場で活躍している教師及び学習者の混乱を避けさせることを考慮に入れたのであろう（野元 1992:25）。

⁶⁸ 『文林』は縦書きでの組み版だが、該当論文は横書きのため、頁数が括弧で括られている。この資料に関しては引用の頁数を明記する際は括弧を取り除く。

⁶⁹ このことと関連して文献④では次のような記述がある。「簡約日本語が初めて世に出たとき、例として多少無理をして第一次の千語だけを使って例を出したため、誤解を招いたところがあった」（国立国語研究所 1994:34）。

表 5.3 「簡約日本語」における語彙の内訳

語彙の種類（語例の具体的な分野）		第1次1000語	第2次1000語	合計
1.体の類	1.1抽象的關係（時間、空間）	217語	157語	374語
	1.2人間關係の主体（人物、居住地）	140	133	273
	1.3精神及び行為（心、ことば）	142	261	403
	1.4生産物及び用具（材料、衣料）	51	118	169
	1.5自然及び自然現象（天体、身体）	79	94	173
2.用の類	2.1抽象的關係（変化）	134	64	198
	2.3精神及び行為（心）	137	77	210
	2.5自然現象（例なし）	19	14	32
3.相の類	3.1抽象的關係（大小）	134	64	198
	3.3精神及び行為（感覺）	137	77	210
	3.5自然現象（例なし）	19	14	32
4.その他の類	4.1接続	8	14	22
	4.3感動	19	11	30
姓		15	14	29
助詞・助動詞		29	11	40

語彙に続き、品詞に移る。「簡約日本語」における品詞の分類は文献①⁷⁰では下記のように10種類に分けられている。

⁷⁰ 平成元年度41号pp. 89

動詞、形容詞、形容動詞、代名詞、連体詞、副詞、接続詞、感動詞、助詞、助動詞⁷¹

表 5.4 「簡約日本語」におけるステップ及びその内容

ステップ名	内容
ステップI	デス・マス形
ステップII	デス・マスのその他の形
ステップIII	態の表現 テ形
ステップIV	テ形を使った表現意図
ステップV	否定形
ステップVI	受け身・可能形
ステップVII	使役形
ステップVIII	否定の表現意図
ステップIX	受身の表現意図
ステップX	使役の表現意図
ステップXI	マス形から離れる。過去形
ステップXII	辞書形・連体形
ステップXIII	助詞
ステップXIV	好悪・義務・許可・忠告の表現
ステップXV	比較
ステップXVI	能力・可能 ²
ステップXVII	やり・もらい
ステップXVIII	条件の表現
ステップXIX	敬語
ステップXX	推測の表現

これらのステップは I から XX まで設けられ、異なる学習段階において一つの完結体と考えられるという。更に、これらのステップを順序的に踏んでいけば、最初の不自然とい

⁷¹ 上記脚注での文献①平成元年度41号には「名詞」という品詞項目がないが、同文献に「品詞の分類は2000語中含まれる品詞名による」との記述があるため、文献④の語彙表を調べたところ「名詞」という品詞項目があることは確認できた。

われる日本語がいわゆる自然な日本語に近づけることができるとされている。

文献④では、ステップ I から X までは各々2 課から構成されており、教授項目⁷²も詳細に設定されているが、ステップ XI から XX までは教授項目名のみである。なお、ステップ I から XX まで完全体として正式に公表されたのは文献①と文献④が刊行されてからであることを記しておきたい⁷³。

以上ステップの種類を概観してきたが、「簡約日本語」と普通の教え方とはいかなる相異を有しているかという問いに関し、野元は以下のように述べている。

「普通でいえば、初級の終了とか中級の終わりとかがひとつの区切りとなるわけですが、初級の終了の間にもいくつものステップを作ってあげて、ステップごとにもひとつの完結体になっているようにしたいのです。完結体というと全部できあがったもののように思うけれど、そうではなくて、そこまでに習ったことで一応何かと言えるというようなものにしたいわけです」(日本語教育年鑑編集部 1990:69)

「簡約日本語」について最後に文献②に基づいて音声とアクセントについて触れておきたい。音声に関しては、野元は「話し言葉を中心と考えますから、音声的な音韻については、別に簡略化する必要はないでしょう。あるいはすべきではないと言えます」と述べられている(野元 1992:24)。それに続き、アクセントに関しては、「はじめのうちはそう厳しく求めなくてもいいでしょう。何しろ無アクセント、乃至一型アクセントが存在するのですから」と野元は見解を示している(前書:24)。

これに鑑みれば、標準語のアクセントを意識しておらず、寛容性を示したと捉えても差し支えないであろう。その半面、「基礎日本語」では、「基礎日本語は教育ある東京の人々の毎日の話の言葉、他の言葉でいへば、標準とされてある今日の日本語にできる限り近いものにしました。そして書く言葉と話の言葉を全く同じものにしました」というような記述がある。すなわち、これは当時の整理が整っていないといわれている日本語の中から首都東京の変種を標準に据え教育現場に適用していく、という時代的な実況を反映している

⁷² 「教授項目」は文献④では「文型」とされている。その内容の詳細は国立国語研究所(1994)に記載されている。

⁷³ これより以前に公表されたステップに関する私案もあったが、野元(1993)はこれらの私案は「今のステップ案とは大分違っています」と述べている(野元 1993:118)。更に、野元のそれらの私案には各ステップに朝日新聞での記事のような例文が添えられているが、文献①と文献④には例文が見当たらない。

ものといえるのであろう（土居 1933:19）。

5.2.5) 「簡約日本語」に対する世間の反応

新聞で紹介されたことにより社会的関心が集まった「簡約日本語」は、一般的な層の支持を得にくいものであった。新聞投書などで賛否両論が数多くあった。野元（1993）は新聞記事で紹介された「簡約日本語」の例文は厳密にステップ I を適用した場合の結果であり、実際に課文⁷⁴でもそうなるかは別の問題とコメントし、更に、多くの反論を起こした理由について以下のように述べている。

「これはただステップ I だけのことで、あとはずっと積み上げて普通の日本語にすることなどが記事にはあまり強調していなかったことが、多くの反対論を起こした原因でしょう」（野元 1993:104-105）

「基礎日本語」に対する賛同論と反対論について、野元（1993）などでは古い年代順に沿って詳細にまとめられ、紹介されており、それらの賛同論と反対論に対して回答などという形で野元自身のコメントも載せられている。例えば次の朝日新聞での 4 通の投書を参照されたい⁷⁵。

投書①：1988年3月3日朝刊5面「簡約日本語は外国人を侮辱（声）」東京都 松本幸夫（大学助教授 43歳）

→国会予算を使い、珍妙な言語体系を発明し、日本語学習者が普通の日本語から遠ざかってしまう。まじめに日本語を学習する外国人を侮辱する。

投書①に対し、野元は、投書を書いた人は簡約日本語が最終の形という誤解から出発し、例文を見て頭に血が上っただろうと述べている。（野元 1993:106）

投書②：同①「外国人のための簡約日本語、通常から離れ無意味な試み（声）」東京都 ロバート・エスクセン（大学院生 32歳）

⁷⁴ 教科書の例文のことを指す。

⁷⁵ 記事の要約を「→」記号の後に記す

→簡約日本語は読みづらく、文法的に不自然。その上、単純化された日本語は必要性があるにもかかわらず通常の日本語から離れすぎて無意味になってしまった。外国人向けの教材は、聞かれる可能性のない「ニホンゴ」より小学生程度の生きている日本語が望ましい。

投書②に対し、野元は「大人の学習者に小学生程度でいいというのはおそろべき考え方です」と述べている。(野元 1993:105)

投書③：1988年3月25日朝刊5面「『簡約日本語』、成果に期待大(声)」バンコク
小野打 数重(技術指導員 66歳)

→会社での日本語学習者は多いが繁務で難しいと思い途中放棄人も多い。そこで易しい簡略化された教材の少なさに痛感。タイ人の日本語学習に協力した投書者自身の経験から野元の「簡約日本語」の理念に同感を寄せる。

投書④：同③「意思疎通がまず先決では 簡約日本語も価値はある(声)」東京都 久保照美(高校生 18歳)

→我々が外国人は日常使わない、受験英語の存在を意識しておくように、簡約日本語の実態を正しく知らせ、生活しながら言葉を改善していく必要を説けばよい。簡約日本語が妙だといっても、通じないことはないだろう。

上記の投書③及び投書④に対し、野元は「頭に血が上がらない人の冷静な受け止め方の典型でありましょう」と述べている。(野元 1993:114)

新聞の投書欄でみられた世間の反応に続き、日本語教育に携っている専門家の見解もみてみよう。森(2005)は「簡約日本語」について次のように述べている。

「第二言語の学習を効率的に進めるための手段として、人工的に編み出された表現自体に対しては、生の日本語表現そのものとのずれに、当の外国人⁷⁶を含めて、とまどい

⁷⁶ ここでの「外国人」は、いわば野元のいう「エリート」のみのことを指し、それ以外の外国人の意見が含まれていないと思われる。

の声があがり、展開が途絶えてしまったかの現象につながった経緯がある」(森 2005:3)

5.2.6 「簡約日本語」への政策の主体（政府）からの関与度

「簡約日本語」は、野元が国立国語研究所所長在任中にのみ政府の関与度が高かったと思われる。国立国語研究所では、1989年から1991年までは「簡約日本語の創成と教材作成に関する研究」が行われ、1992年から1994年までは「国際語としての日本語の創成とその教材化」が行われた。「簡約日本語」に関する研究は6年間にわたり行われており、「少なからぬ国費を投じていた」という。この6年間の集大成ともいえる、国立国語研究所日本語教育センターの名の下で217ページの報告小冊子は公表されたが、所蔵が同研究所の図書館にしかなく、大学などの教育機関に行き渡っていないことがあまりにも皮肉である。

野元の退任後、簡約日本語の研究及び開発活動は個人レベルに止まる。更に、野元の死去によって、簡約日本語の存在すら忘れられつつある。

5.3 「輸出用日本語」

「基礎日本語」とほぼ同一時代に「輸出用日本語」というものの存在が確認できた。「輸出用日本語」は、その実体が不明瞭ではあるが、外国人に対する日本語政策の下で考案された当時の外国人向けの日本語の位相の一つといえよう。

石(2005)によると、「輸出用日本語」に関する議論が1941年前後から1944年まで続けられていたという(石 2005:203)。また、「輸出用日本語」は最初から計画された人工的に作られる輸出用の日本語ではなかったという(前書:203)。「輸出用日本語」が現れた理由として、石(2005)は次頁の3点を挙げている(前書:203)。

- ①日本語普及の下で植民地で現れたピジン日本語の雛形が無視できなくなったこと。
- ②植民地及び占領地、とりわけ中国大陸での日本語教育が順調でないこと。
- ③東南アジアの占領によって拡大された大東亜共栄圏における日本語の普及を強制しようとする際、当時の日本語自身に内在する問題が障害を来すこと。

5.4 「基礎日本語」、「簡約日本語」と「やさしい日本語」を比較して

本章で取り上げた「基礎日本語」、「簡約日本語」、2者⁷⁷は、「やさしい日本語」と比較した際、どんなところにおいて相似点を持ち、またはどんなところに相違点を有するのかについて簡単に述べる。

まず、実体計画において、いずれも語彙の選定や文法の規定などの「日本語の簡易化」が行われており、「〇〇日本語」を整備しているところに相似点を持つ。例えば、「基礎日本語」は語彙の選定に力を入れており、「簡約日本語」は語彙と教授する文法項目の選定が中心となっている。また、「やさしい日本語」はゼロから語彙と文法を選定のではないものの、日本語非母語話者向けの語学検定試験の日本語能力試験の初級レベルの語彙と文法を基準にし、そこから日本語を「やさしく」する様々な研究が行われており、日本語を簡易化させるところが共通している。

では、「基礎日本語」、「簡約日本語」と、「やさしい日本語」とは、どんなところに相違点を有するのであろうか。「基礎日本語」と「簡約日本語」は日本語の整理および日本語普及を目指しているものであるのに対し、「やさしい日本語」は言語サービスとして日本に住んでいる外国人にとって分かりやすい日本語を用いて情報伝達を行うものである。つまり、相違点は「目的」にある。

「基礎日本語」は日本語の母語話者および非母語話者の両者を対象に、国語教育と日本語教育という文脈において、日本語の中にある難しいと思われる部分を整理し、「学びやすく使いやすい」言語にすることを主な目的とする。「簡約日本語」は日本語の難しい点を除去したエッセンスとなる日本語を、世界共通語として普及させる壮大な目的を持っている。

一方、「やさしい日本語」は、日本語教育や世界における日本語の普及は目指しておらず、あくまでもツールとして、日本在住で日本語に不慣れな外国人にいかに効率よく情報伝達ができるかを考えるために、日本語を「使いやすくするための」整理を行っている。

⁷⁷ 「輸出用日本語」は実体が不明瞭なため比較の対象にしない。

第6章 地方自治体における言語サービスの取組み—大阪府の事例

大阪府の地方自治体における言語サービスの取組みについての先行研究は、宮島(1995)および羅・山下(2005)がある。

宮島(1995)は資料収集のために大阪府が作成した多言語パンフレット、多言語相談窓口、公共交通機関の多言語による対応などの調査を行った。多言語パンフレットに関しては、友好都市向けの資料として作成されたものと、大阪に在住している外国人のために作成されたものの2種類があった。資料収集のため、考察は書かれていなかったが、次のいくつかの注釈があった⁷⁸。

- ア) 今の多言語パンフレットは、日本における居住者・観光客の問題になっている。
- イ) 多言語の対応は万博、関西空港の開港など、何かの出来事をきっかけにして、とられることが多い。
- ウ) 上記の対応が実際に役に立っているかどうか疑問である。客観的に測定すべきである。
- エ) 多言語対応そのものが、多言語状況を作り出している。関係ない人には、どうでもいい。駅や役所の多言語表示は見る人の目に映る。外国語のアナウンスはすべての人の耳にいやおうなしに飛び込んでくる。つまり、必要としない人にも、多言語恐々を強制することになる。

一方、羅・山下(2005)は、大阪府内の各地方自治体に住んでいる外国籍住民の抱えている問題を調査し、考察する研究であった。言語サービスもその調査項目の一つであった。大阪府内各地方自治体において外国語で書かれた生活案内がある自治体は41のうち21である⁷⁹。また、外国語による生活相談窓口がある自治体は7つのみであることが分かった。

行政サービスの一環としての多言語サービスはかなりの程度実施されているが、まだまだ外国籍住民の要求に応えられない場合が多いと羅・山下(2005:113)が指摘している。このような問題を回避するために、羅・山下(2005:113)は次のように提案している。

⁷⁸ 宮島(1995:20)より

⁷⁹ 提供されている言語は：英(21)、中(19)、韓(15)、西・葡(8)、タガログ(6)、越・インドネシア(6)、タイ(4)。

「外国籍住民の見解を取り入れたり、経験知の異なる市町村間の横のつながりを密かにしたりする必要があるだろう。いかなる情報をどの程度、どのような言語で伝えるかなど、多言語の情報冊子についての課題は覆いが、参考となる資料もすでに存在することも確認できた。それらを有効に利用することが望まれる。」

本研究は、上述の先行研究と同様に、大阪府内の地方自治体における言語サービスについて調査を行ったが、「やさしい日本語」の取り組みに特化したものである。次に筆者が行った調査について述べる。

6.1 調査内容および調査結果

本節は、行政レベルにおいて、外国籍住民と直に接している地方自治体がどのような形で「やさしい日本語」に取り組んでいるかを調査し、言語サービスという側面からその現状と特徴について考察することを目的としている。具体的には、大阪府の各地方自治体⁸⁰における「やさしい日本語」の使用実態を調べるため、地方自治体へのアンケート調査を行った。この調査を行うことによって、大阪府内の各地方自治体における「やさしい日本語」の現状が確認でき、地方自治体が抱えている課題が浮上してくるものと考えられる。また、この調査の結果を地方自治体に還元することによって、相互の情報交換を促して「やさしい日本語」の取り組みを促進できるものと考えている。

本調査は、災害時ではなく平常時における言語サービスとしての「やさしい日本語」に特化し、「都道府県」（大阪府）の中の「市町村」（3つの市）レベルにおける複数の自治体同士の比較を行うところに特徴がある。今回の調査では対象を大阪府内の自治体とした。調査対象選定の理由は、第一に、先行研究では大阪府内の地方自治体が注目されていない、第二に、筆者は大阪府内の地方自治体に在住しているため、各地方自治体の担当者に比較的容易にアクセスできると考えたという2つの理由からである。

6.1.1 アンケート調査の実施

本稿のアンケート調査期間は2009年2月24日から同年3月末までである。アンケート

⁸⁰ 「市町村」を意味するが、これ以降は「地方自治体」とする。

は、「やさしい日本語」の取り組みの名称及びその内容、期間、始まった契機、目的及び対象、規模、参考モデルの有無、「やさしい日本語」を用いた資料を作成する際の参考資料の有無及びその問題点などの項目について尋ねた⁸¹。大阪府内全 43 地方自治体の広報公聴、または国際交流や人権関係等の部署に協力を依頼したところ、27 地方自治体から承諾を得てアンケートを送付したが、回収できたのは 24 地方自治体のみであった。この 24 地方自治体の中で、「やさしい日本語」の取り組みがあると回答し、かつその取り組みが「難解な単語を分かりやすい単語に言い換えたり、漢字にルビを振ったり、複雑な文の構造を簡単にしたりする」に 1 つ以上該当している地方自治体は 3 つあった⁸²。以下、「やさしい日本語」に取り組んでいる 3 つの地方自治体について述べていく。

6.1.2 調査結果

大阪府内において、「やさしい日本語」に取り組んでいる地方自治体が 3 つ確認できた。それぞれの取り組みの概要を表 6.1 で示す。

表 6.1 大阪府内における「やさしい日本語」に取り組んでいる地方自治体

自治体名	取り組みの名称または内容	形態
富田林市	i 「ユニバーサル・ウエルカムパッケージ」作成事業 ii 市役所のちらし等の文書の翻訳業務	印刷物他
羽曳野市	外国人住民向け生活情報冊子『ようこそ はびきのへ!』作成事業	印刷物
箕面市	「みのお生活（せいかつ）ガイド」	ホームページ

ア) 富田林市の取り組み

富田林市は大阪府の東南部に位置し、人口が 121,497 人の都市である。外国人登録人口は 950 人で、富田林市の人口比率の 0.78% を占めている（富田林市役所ウェブサイト 2009 年 3 月末までの統計データによる）。

「ユニバーサル・ウエルカムパッケージ」は補助業務として 2004 年 4 月から始まり 2005

⁸¹ 詳細な質問項目は巻末の資料を参照されたい。

⁸² 「やさしい日本語」の取り組みがあると回答した地方自治体はこの 3 つの他にもあったが、漢字にルビをふるのみであったため、本稿ではそれらを「やさしい日本語」の取り組みとして見なしていない。

年3月に終了し、市役所のちらし等の文書の翻訳業務は2006年度から現在に至っている。開始の契機はとんだばやし国際交流協会からの問題提起であった。取り組みの目的及び対象については、「ユニバーサル・ウエルカムパッケージ」は富田林市の業務について外国人市民⁸³に理解してもらうためであり、文書の翻訳業務は外国人市民への連絡をスムーズにするためである。文書の翻訳業務は現在でも同じ目的で継続されている。取り組みの規模についていうと、文書の翻訳業務は担当者2名、予算125,000円（2008年度）、外郭団体との連携がある。「やさしい日本語」を用いた資料を作成する際に参考にした資料があるか否かという問いに対し、冊子『どないしたん～やさしい日本語で外国人と話してみよう』⁸⁴が使われていると回答している。また「やさしい日本語」を用いた資料を作成する際に直面した問題点として「行政用語を正確に伝えられない」と記入している。

アンケート調査とは別に取り組みの詳細についても問い合わせた。「ユニバーサル・ウエルカムパッケージ」は、とんだばやし国際交流協会との協働事業で地域国際化協会等先導的施策支援事業の1つとして、財団法人自治体国際化協会から助成金を受けている。「ユニバーサル・ウエルカムパッケージ」は2004年に外国籍住民と共に作成され、市民情報、教育情報、医療情報、福祉情報等が「やさしい日本語」で書かれていた。一方、市役所のちらし等の文書の翻訳業務については、普通の日本語から外国語に翻訳する作業の間に、普通の日本語を「やさしい日本語」に書き換える、という作業が介在している。現在取り扱っている言語は英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語である。

イ) 羽曳野市の取り組み

羽曳野市は富田林市の北に位置し、富田林市と隣接しており、人口が118,606人の都市である。外国人登録人口は879人で、羽曳野市の人口比率の0.74%を占めている（羽曳野市役所ウェブサイト2010年10月末までの統計データによる）。

羽曳野市の取り組みの期間は2005年10月から2007年10月までであった。開始のきっかけは担当者が外国人住民の支援を考える研修を受けたことで、その研修の中で「やさ

⁸³ 本節では「外国人市民」や「外国人住民」という用語を共に使用するが、これはアンケートに記入された用語をそのまま本稿で用い、統一しなかったためである。

⁸⁴ 大阪府国際交流課のウェブサイトにてPDF形式で公開されている。（2010年11月30日確認）

<<http://www.pref.osaka.jp/kokusai/kotobanokabe/index.html>>

しい日本語」の存在を知り、本取り組みを始めた。取り組みの目的及び対象に関する問いに対しては、「冊子は韓国語、中国語及び英語で作成されたが、来日して日本語に不慣れた外国人住民に日本語に慣れてもらうため、『普通の日本語』と『やさしい日本語』を併記する冊子を同時に作成した」と述べている。取り組みの規模は担当者1名で予算が30万円程度、民間団体と連携している。「やさしい日本語」を用いた資料を作成する際の参考資料はなく、「やさしい日本語」を用いた資料を作成する際に直面した問題点として、「意味を変えずに表現を柔らかくすることと、必要な固有名詞を残しつつ、分かりやすい説明を加えること」が挙げられている。

筆者は現物の冊子を郵送してもらった。この冊子は200部作成されており、羽曳野市の概要、外国人登録等の各種手続き、妊娠出産育児予防接種、教育、税金、国民年金国民健康保険、福祉、日常生活、くらしの相談コーナー、防災、という項目がある。作成されてから2年近く経過したため、2010年度にも改定する予定である。

ウ) 箕面市の取り組み

箕面市は大阪府の北西部に位置し、人口が127,399人の都市である。外国人登録人口は2,209人で、箕面市の人口比率の1.73%を占めている(箕面市役所ウェブサイト2010年9月末までの統計データによる)。

箕面市の取り組みは2008年4月から始まって現在に至っている。開始の契機については「『やさしい日本語』を加えることにより、多くの人に情報を提供できると考えた」と回答している。取り組みの対象は外国人市民で、目的は箕面市で生活する上で必要となる生活情報の提供とのことであった。規模については、担当者4名で予算は特になく、外郭団体との連携がある。「やさしい日本語」を用いた資料を作成する際の参考資料として、冊子『どないしたん～やさしい日本語で外国人と話してみよう』⁸⁵及び冊子『外国人にやさしい日本語表現手引2006』⁸⁶が挙げられた。また、「『やさしい日本語』について正解・不正解がないため、どれが『やさしい日本語』なのか、どの程度まで『やさしい日本語』にする必要があるのか分からなかった」との問題点が指摘された。

⁸⁵ 富田林市の冊子と同じものである。

⁸⁶ 埼玉県民生活部国際課「外国人にやさしい日本語表現の手引」はウェブサイトにてPDF形式で公開されている。(2010年11月30日確認)

<<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/tabunkakyousei/yasasiinihongo.html>>

ホームページ⁸⁷の内容は次の通りである。生活に便利な情報：ごみの収集、日本語を学ぶ、外国語メディア、働く、税金、等。健康に関する情報：事故や病気の時、国民健康保険、等。結婚出産育児に関する情報：結婚届、乳幼児に対する医療助成、児童手当、等。その他に生活を楽しむための情報や福祉に関する情報も掲載されている。

6.2 地方自治体における言語サービスの取り組みに関する考察

6.2.1 富田林市の取り組み—翻訳のソース言語としての「やさしい日本語」—

富田林市においては、「やさしい日本語」は多言語の一つとして「ユニバーサル・ウエルカムパッケージ」で用いられるのみならず、翻訳のソース言語として市役所のちらしなどの行政文章を多言語へ翻訳する際に用いられていることが分かった。これは今までなかった「やさしい日本語」の新たな活用例である。「やさしい日本語」を導入する経緯について尋ねたところ、取り組みの担当者からは「以前は行政文書の文言が難しく、翻訳に際して翻訳者から質問がよくあった。翻訳者が文章内容をよく理解し、翻訳しやすいようにするために『やさしい日本語』を導入してから、翻訳者からの質問が減った」との回答を得た。以下、行政文章を普通の日本語から「やさしい日本語」へ書き換えられた富田林市による例を本稿の巻末の資料として示す。

地方自治体が提供する言語サービスに翻訳のソース言語として「やさしい日本語」が使用されることによって以下の利点が期待できると考える。

- ・行政文書の多言語への翻訳作業の効率および質の向上
- ・多言語による言語サービスが進む
- ・外国人の母語による情報伝達が保障される
- ・日本語への言語的同化が回避可能
- ・機械翻訳への応用が可能

6.2.2 羽曳野市の取り組み—普通の日本語を補助する「やさしい日本語」—

羽曳野市の取り組みは、普通の日本語と「やさしい日本語」を併記する外国籍住民向け生活情報冊子であるが、本稿の巻末の資料にて当該冊子の1ページを示す。取り組みの目的である「来日して日本語に不慣れな外国人住民に日本語に慣れてもらうため」の通り、

⁸⁷ 「みのお生活（せいかつ）ガイド」のHPのアドレスは次の通りである。（2010年11月30日確認）
<<http://www.city.minoh.lg.jp/j:nken/kokusai/guidebook/jcontents.html>>

羽曳野市の取り組みにおける「やさしい日本語」は、独立した多言語の一つとしてではなく、普通の日本語の補助、つまり普通の日本語への橋渡しのような役割を果たしていることが分かる。

また、「外国人住民に日本語に慣れてもらう」ことが取り組みの目的であるため、外国籍住民が普通の日本語に慣れた場合、「やさしい日本語」は不用になりかねないが、日本語以外に冊子が韓国語版、中国語版と英語版しかない現状では、韓・中・英語以外の外国語話者は不完全な形ではありながら、カバーされているのではないかと考える。

6.2.3 箕面市の取り組み—多言語の一つとしての「やさしい日本語」—

箕面市の取り組みは外国籍住民を対象とした生活情報を掲載するホームページ「みのお生活（せいかつ）ガイド」である。上記の羽曳野市とは異なり、「やさしい日本語」は英語と共に多言語の一つとして用いられている。ホームページであるがゆえ、改定も出版物より手軽にできるようで、ホームページのレイアウトやルビの位置がアンケート調査を行った当時のものと比べるとだいぶ変化している。ホームページの例を資料で示す。

6.3 「やさしい日本語」の取り組みを行っている他の地方自治体

「やさしい日本語」の定義にあてはまり、かつ取り込みを行っているとは回答した地方自治体は上記で述べたが、ここでは、「やさしい日本語」の定義に部分的にあてはまり、かつ取り組みを行っているとは回答した地方自治体について述べていく。『「やさしい日本語」の定義に部分的にあてはまる』とは、「難解な単語を分かりやすい単語に言い換え、漢字にルビ、複雑な文の構造を簡単に」のいずれかが行われていることを指す。

表 6.2 「やさしい日本語」を取組んでいる地方自治体—その二

No.	地方自治体名	取り組みとその内容
1	池田市	「多言語版生活ガイド」冊子ルビ付き日本語
2	大阪市	・ ホームページ ⁸⁸ 運営 ・ 広報案内の漢字にルビ
3	柏原市	日本語教室案内の漢字にルビ
4	堺市	・ ホームページ運営 ・ 『大阪生活必携・堺市版』の漢字にルビ
5	四條畷市	・ 市役所の組織表示 ・ 刊行物の漢字にルビ
6	泉南市	子供向けパンフレットの漢字にルビ
7	高石市	日本語教室案内の漢字にルビ
8	阪南市	市の封筒に書かれている住所の漢字にルビ
9	東大阪市	ホームページ運営：国際情報プラザの漢字にルビ
10	枚方市	日本語教室案内の漢字にルビ

表 6.2 にある 10 地方自治体のうち、池田市、柏原市、泉南市、高石市、阪南市の計 5 地方自治体から冊子やパンフレットなどを送付してもらった。残りの地方自治体については、ホームページを閲覧するなど、確認した。その殆どは、漢字にルビを振ったものであったが、「無料」を「お金はいりません」と言い換えているように、難解な単語を分かりやすい単語に言い換える作業を行っていた。

6.4 「やさしい日本語」の取り組みを行っていない地方自治体

アンケートの回収ができた 24 の地方自治体の中、取り込みを行っていないと回答した地方自治体の数は 11 であった⁸⁹。この 11 の地方自治体のうち、4 地方自治体がコメントとして、今後「やさしい日本語」の取り組みを検討するという関心を示した。「やさしい日

⁸⁸ 大阪市が所管する財団法人大阪国際交流センターのホームページである。その内容の詳細は本稿の文献一覧にある〈ウェブサイト〉を参照されたい。

⁸⁹ アンケートに協力を依頼する時点で協力を得られなかったが、「やさしい日本語」の取り組みを行っていないと文書と電子メールで知らせてくれた地方自治体が二つあった。この地方自治体は上記の 11 地方自治体に加算されていない。

本語」の取り組みを行っていないと回答した 11 の地方自治体のうち、豊中市の取り組みについて紹介しておきたい。

豊中市はアンケートにおいて「やさしい日本語」の取り組みを行っていないと回答したが、市役所が市民向けの書類などを作成する際に以下のことに留意して作成作業を行っているという。これは、市民から行政文書が分かるにくいという意見への対応であるという。

- ・ 難しい表現をさける
- ・ まわりくどい表現をさける
- ・ 長い文は短くする
- ・ カタカナ語・外来語の使用を控える
- ・ 漢字の使い方に気をつける
- ・ 読む人の立場に立った文書作成を心がける

この六点は、実務担当者が協議し、検討した結果であるとのことであり、冊子としてまとめたものもある。1998年に基本編、2000年に応用編、更に2003年に応用編を内部向けで発行している。これらの冊子は現在でも新人研修で使用されている。

「難しい表現をさける」、「長い文は短くする」など、「やさしい日本語」の定義と重なっているものがかなりあるため、「やさしい日本語」と同じ範疇にいれても問題はなかろう。

6.5 まとめ

本稿は行政レベルにおいて、外国籍住民と直に接している地方自治体がいかに「やさしい日本語」に取り組んでいるかを調べることを目的とし、アンケート調査を通じてこれまで調査対象とされなかった大阪府の各地方自治体における言語サービスとしての「やさしい日本語」の使用実態を調べた。

今回の調査を通じて、「やさしい日本語」に取り組んでいるのは調査に応じてくれた 24 地方自治体のうちの 3 地方自治体であったことが確認できた。取り組みの開始はここ数年のことであり、その担当者的人数も多いとはいえない。予算に関しては、数十万円の予算を計上している地方自治体もあれば予算が全く組まれていない地方自治体もあった。また「やさしい日本語」を用いた資料を作成する際の参考資料については、取り組みを行っている 3 つの地方自治体のうち 2 地方自治体に共通の冊子が用いられていることが分かった。

これらの 3 つの地方自治体においては、「やさしい日本語」は諸外国語を含む多言語の一つとしての役割および、翻訳のソース言語としての役割、2 つの異なる機能を持ち合わせていることが明らかになった。

6.6 おわりに

河原 (2007:16) は「外国人に分かりやすいということは、日本人にも分かりやすい」と述べ、言語サービスの対象言語の一つとして「やさしい日本語」に類似した「平易な日本語」を推奨している。これは外国籍住民だけでなく、日本人も「やさしい日本語」の受益者になる可能性を示唆している。

筆者は、外国籍住民の母語による言語サービスを主としながらも、それを補完するものとして「やさしい日本語」を捉え、両者が相互補完することによって言語サービスを更に充実していくことを理想的な言語政策として目指すべきであると考えている。もちろん、地方自治体における「やさしい日本語」の推進が外国籍住民の母語による言語サービスの提供およびその充実化を怠ることの口実になることは避けねばならない。

解決待ちの課題は多くあるが、筆者は地方自治体における言語サービスとしての「やさしい日本語」の可能性を感じ、「やさしい日本語」による言語サービスの提供が推進されていくべきことと考える。

第7章 「やさしい日本語」の問題点

「やさしい日本語」は公的機関である地方自治体をはじめ、NPO など多様な主体によって、情報提供を主要目的とする様々な取り組みの中で用いられている。「やさしい日本語」が災害時のみならず、平常時においても活用されていることは、「多言語化」が十分に整備されていない状況の中で、ホストである日本社会が年々増加傾向にある日本語に不慣れた外国人とのコミュニケーションを「多言語化」以外の方法で再考していることの表れだといえよう。このことから、「やさしい日本語」の持つ潜在的な重要性が窺える。

「やさしい日本語」が考案されてから、十年以上経過している。現在は弘前大学人文学部社会言語研究室が主要な発信地となり、「やさしい日本語」の作成ルールといった基準が示されているが、必ずしも従われているとは限らない。そのため、多様な主体によって使用されている「やさしい日本語」の実態を把握する必要がある。

本章は公的機関などで実際に使われている様々な「やさしい日本語」の分析を行い、その分析結果を参考に、より良い「やさしい日本語」を目指す。

7.1 公的機関などで用いられている「やさしい日本語」の分析

7.1.1 「やさしい日本語」の概要⁹⁰

文字・表記：使用する漢字やその使用量に注意。漢字にはルビを振る。ローマ字は使わない。

語彙：日本語能力試験 3 級までの語彙（1500 語）と漢字（300 字）が目安となる。災害時によく使われる言葉や知っておいた方が良いと思われる言葉はそのまま使う。外来語は原語と意味や発音の異なるものが多いため、使用する時は気をつける。擬態語や擬音語は非日本語母語話者に伝わりにくいため使用を避ける。

文：1 文を短くし、文の構造を簡単にする。分かち書きにする。動詞を名詞化したものは分かりにくいため、できるだけ動詞文にする。

⁹⁰ 本節の記述は弘前大学人文学部社会言語研究室HPの「『やさしい日本語』の作成ルール」を参考に書きなおしたものである。

文章表現:「おそらく...」「...したりしている」のようなあいまいな表現は、使用しない。二重否定の表現は避ける。可能表現は動詞の可能形ではなく「動詞原形+することができます」にし、指示表現は「~しましょう」ではなく「~てください」にする、というように文末表現は統一する。

その他: 時間は12時間表記で書き、時間を表す助詞は、記号「~」ではなく、「から」にする。年月日の表記にはスラッシュ「/」を使わない。元号は使わず、西暦で書く。

「やさしい日本語」の文例

今日 朝 7時21分、大きい 地震が ありました。気をつけて ください。
火を 使わないで ください。火事に 気をつけて ください。

普通の日本語の文例

けさ7時21分頃、強い地震がありました。引き続き厳重に注意してください。
ガス臭いようなところがありましたらマッチを擦ったり、照明のスイッチをつけたり、消したり、ということはありませんでください。

7.1.2 分析のデータについて

分析データ⁹¹は出版物（冊子）とウェブサイト（HP）に二分する⁹²。詳細は以下の通りである。

ア) 出版物

- i) 羽曳野市（2007）『ようこそ はびきのへ！』大阪府羽曳野市市民人権部市民協働ふれあい課
- ii) 福生市（2009）『外国人のための生活便利帳 やさしい日本語版』東京都福生市

⁹¹ 多様性を表すため、異なるテーマの文章を分析のデータにする。

⁹² データのうち、羽曳野市（2007）及び大阪府箕面市「みのお生活ガイド」はWOO（2009）の調査にて入手した。

イ) ウェブサイト

iii)大阪府箕面市「みのお生活ガイド」

(<http://www2.city.minoh.osaka.jp/JINKEN/KOKUSAI/GUIDEBOOK/jcontents.html>)

iv)埼玉県県民生活部国際課「新型インフルエンザについて」

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A12/BF00/influenza.htm>)

v)阪神地域「在住外国人のための多言語生活ガイド (やさしいにほんご)」

(http://www.hyogo-ip.or.jp/livingguide/ml_top/ej-top.html)

vi)行政書士・社会保険労務士永井弘行事務所「『やさしい日本語』によるじょうほう」

(<http://www.anshinnavi.com/category/1221991.html>)

7.2 分析

7.2.1 羽曳野市 (2007)

文字・表記：基本的に漢字を使わず、かな書きである。ローマ字は使われていない。

語彙：日本語能力試験1、2級の語彙が使われているが、言い換えが当該語彙の直後にしている。例：つうやく (通訳→あなたの くのにの ことばで はなしてくれる) サービスを している ところも あります。日本語能力試験1、2級の語彙にある外来語が使われているが、日常生活において聞きなれているものとする。例：サービス。動詞の名詞化が使われている。例：たかい ビルに いるとき ゆれは おおきいが、あわてないで テーブルの したに かくれる。

文：1文が短く、分かち書きされている。

文章表現：可能表現を「することができる」ではなく、動詞の可能形で使われている単語がある。例：ねんきんが もらえます。

その他：時間は12時間表記ではなく、24時間表記が使われている。西暦が使用されている。

7.2.2 福生市 (2009)

文字・表記：漢字の使用制限はなされていないが、総ルビである。単語の読みかたとしてローマ字が使われている。例：火事 (KAJI)

語彙：日本語能力試験1、2級の語彙が使われている。言い換えがある場合とない場合がある。言い換えありの例：初期対応 (始めに やる こと)。言い換えなしの例：様子

をつたえます。日本語能力試験の語彙にない外来語が使われているが、日常生活において聞きなれているものとする。例：コンビニ。

文：1文が短く、分がち書きされている。

文章表現：可能表現を「することができる」ではなく、動詞の可能形で使われている単語がある。例：お金を ^{かね}たくさん ^も持っている ^{ひと}人は **もらえません**。

その他：時間は12時間表記ではなく24時間表記が使われている。

7.2.3 大阪府箕面市「みのお生活ガイド」

文字・表記：漢字の使用制限がなされていないが、ほとんどの漢字にルビが振ってある。ローマ字は使われていない。

語彙：日本語能力試験1、2級の語彙が使われている。言い換えがない。例：職場。^{しょくば}日常生活において聞きなれている外来語が使われている。例：コピー。

文：1文は短い、分がち書きはされていない。

文章表現：可能表現を「することができる」ではなく、動詞の可能形で使われている単語がある。例：容器での排出、ビニール袋^{はいしゅつ}や、黒い袋^{びにーるぶくろ}、紙袋^{くろ}のような袋^{ふくろ}で**だ**せません。

その他：時間は12時間表記である。

7.2.4 埼玉県県民生活部国際課「新型インフルエンザについて」

文字・表記：漢字の使用制限がなされており、読みかたはルビではなく漢字の直後につく。カタカナで表記されている単語にひらがなによる読み方がつく。例：テレビ（てれび）ローマ字は使われていない。

語彙：日本語能力試験1、2級の語彙が使われている。言い換えがない。例：発生（はっせい）。日本語能力試験の語彙にない外来語が使われているが日常生活において聞きなれているものとする。例：インフルエンザ

文：1文が短く、分がち書きされている。

文章表現：適切なデータがない。

その他：適切なデータがない。

7.2.5 阪神地域「在住外国人のための多言語生活ガイド（やさしいにほんご）」

文字・表記：基本的に漢字を使わずかな書きである。ローマ字は使われていない。一般

的にカタカナで表記される単語がひらがな表記になっている。例：あばーと

語彙：日本語能力試験 1、2 級の語彙が使われている。言い換えがある場合とない場合がある。言い換えなしの例：かいしゃや こじんが かす いえ。

文：1 文が短く、分がち書きされている。

文章表現：可能表現が「することができる」で表現されている。例：おかねが たりなくて どうしても せいかつ できない とき、せいかつほごほう（生活保護法）と いう ほうりつに よって、おかねを うけとる ことが できます。

その他：時間は 12 時間表記ではなく 24 時間表記が使われている。

7.2.6 行政書士・社会保険労務士永井弘行事務所『やさしい日本語』によるじょうほう

文字・表記：漢字の使用制限がなされており、漢字にルビが不振である。一般的にカタカナで表記される単語がひらがな表記になっている。例：ぼーなす。ローマ字は使われていない。

語彙：日本語能力試験 1、2 級の語彙が使われている。言い換えがある場合とない場合がある。例：ないよう、しはらい、^{ごうけい}合計。動詞の名詞化が使われている。例：しはらい

文：1 文は短い、分がち書きはされていない。

文章表現：可能表現を「することができる」ではなく、動詞の可能形で使われている単語がある。例：あなたが^{くに}国にもどったあとに、てつづきをすると もらえます。

その他：西暦表記が用いられている。

7.3 分析のまとめ

7.3.1 文字レベル

ひらがな、カタカナ、漢字、ローマ字、計 4 種類の文字が使われている。かな書きを中心とするものもあれば、漢字制限がなされていないものも確認できる。外来語をカタカナではなく、ひらがなで表記するものもあった。「漢字にルビ」が基本になっている。

7.3.2 語彙レベル

日本語能力試験 3 級までの語彙が目安となるが、1、2 級の語彙、更に範囲外の語彙が使われていることが分かった。1、2 級の語彙が使われている場合でも、言い換えが

必ずしも行われているとは限らない。

7.3.3 文レベル

かな書き中心のものは分かち書きされている。全体的に二重否定や「～たりしている」は使われていない。また、可能表現は「することができる」で表現せずに、動詞の可能形を用いるものが確認できた。

7.4 より良い「やさしい日本語」を目指して

7.4.1 平常時における「やさしい日本語」の基準の作成

「やさしい日本語」は日本語能力試験3級までの語彙と漢字を目安としているが、分析を通じてこの目安以外の語彙と漢字が多く使われていることが明らかになった。日本国際教育支援協会によると、日本語能力試験は日本語を母語としない人を対象として、日本語能力を測定し、認定することを目的としている試験⁹³ではあるが、日本で生活するための日本語能力を測定するための試験ではない。従って、定住化が進む外国人を対象とした、平常時における「やさしい日本語」の目安を日本語能力試験から求めることは適切ではない。つまり、新しい目安となる語彙（生活のための語彙）などを改めて選定する必要がある。その際、「基礎日本語」と「簡約日本語」の語彙が参考になると考えられる。

7.4.2 中国語母語話者を中心とする漢字圏出身の外国籍住民向けの「やさしい日本語」の作成

新しい目安となる語彙を改めて選定する以外に、外国籍住民の母語に注目し、「やさしい日本語」を考えなおす必要もあるかもしれない。例えば、外国籍住民のうちの約30%を占めている中国語を母語とする外国籍住民⁹⁴には、漢字が多用された「やさしい日本語」が有効ではないか。漢字を多く使う方が理解度が増すであろう。しかし、二字熟語などはともかく、「書く」、「着る」、「食べる」など、基本的な動詞に使われる漢字は要注意である。例えば、「名前を書いてください」の「書」は、現代中国語では「書」という字を使わず「写」を使う。また、「暖かい服を着てください」の「着」も同様に、現

⁹³ 日本国際教育支援協会より引用。

⁹⁴ 法務省入国管理局「平成20年末（2008年末）現在外国人登録者数」を参照。

代中国語では「着」という字を使わない⁹⁵。

動詞に使われる漢字の他に、「駅」、「名前」、「部屋」のような当て字、或いは「写真」のような和製漢語も生活上よく使われる語彙ではあるが、中国語では異なる漢字で表現される場合が多いため、「漢字」とはいえ、安易に使うべきではない。また、日本語漢字の字体と中国語漢字の字体の差異も考慮に入れるべきである。

7.4.3 漢字とかなの両方が読めない場合への対応

「やさしい日本語」の発信地である弘前大学人文学部社会言語学研究室では、ローマ字の使用を推奨してはいないが、漢字とかなの両方が読めない外国人への対応として、ローマ字の使用が効率的ではないかと考える。文化庁による 2001 年調査では、非調査者である外国人の 600 人中約 52%はローマ字が読め、約 49%はローマ字が書けることが明らかになっている⁹⁶。

日本語のローマ字表記は複数あるが、実際の発音に最も近い表記のヘボン式を採用すべきである。しかし、ヘボン式は英語をベースにしているため、他にはポルトガル語式、スペイン語式、ベトナム語式などについても考慮すべきかもしれない。

ラテン文字以外の表音文字を使用する言語もあるため、これ以外の文字で「やさしい日本語」を書くことも考えなければならない。例えば、アラビア文字、キリル文字、タイ文字、ハングルなどが挙げられる。しかし、ここまでくると、現段階において「やさしい日本語」の主要な作成者であろう日本語母語話者に、ラテン文字以外の馴染みの薄い表音文字を駆使する能力を要求することは酷かもしれない。インターネット上には、「名前を〇〇文字に変換する」というサイトがいくつかあり、これらのサイトを活用することもできる。「やさしい日本語」で書かれた文章全体は難しいが、見出しやキーワードだけでもラテン文字以外の文字に変換することができれば、「情報を伝達する」という目的は達成されるであろう。

7.5 おわりに

「やさしい日本語」が果たして本当にやさしいかどうかは、受け皿である外国籍住民が

⁹⁵ 現代標準語である北京方言に限るとする場合の例。広東方言では、「着」、「食」などが単独で動詞として使われる。

⁹⁶ 文化庁「平成13年(2001年)地域の日本語教室に通っている在住外国人の日本語に対する意識等について」を参照。

らのフィードバックが不可欠である。しかし、「日本人が日本語を話す」という図式とは異なり、外国人であっても全員が同じ「外国語」という言語を話すわけではなく、多種多様な言語が話されていることを忘れてはならない。「やさしい日本語」に対するフィードバックも、それぞれの母語によって異なってくると考えられる。従って、外国人の母語別に「やさしい日本語」を考えなおせなければならないかもしれない。「やさしい日本語」に対するフィードバックをインタビュー、或いはアンケート調査で外国人から得て、「やさしい日本語」を改善していく必要があることを最後に改めて強調しておきたい。

第8章 漢字で表記される語彙

法務省のデータによると、2009年未現在において登録している約2百万人の外国籍住民のうち、漢字圏出身者の中で代表的な中国籍だけでも30%強を占めている。一般的には、漢字圏出身者に対しては、非漢字圏出身者とは異なり、むしろ漢字を積極的に使用するべきである、と考えられているが、果たしてそうなのであろうか。これを検証するには、日本語と中国語⁹⁷で、十分理解できる漢字と、理解できないものを分類し、それらがどのように分布しているかを調べる必要があると考える。

日中両言語に漢字が使用され、文字の面において「視覚的同一性」⁹⁸がある。本稿は、この「視覚的同一性」を生かすべく、漢字の意味と形に注目して日中両言語における「漢字で表記される語彙」の差異を検討したのち、その異同に基づいて分類を行う。その際、先行研究の成果を踏まえた上で分類に「品詞」と「形」という新たな視点も加える。漢字圏出身者向けの言語サービスとしての新たな「やさしい日本語」に漢字を多用する場合、「漢字で表記される語彙」がどの程度理解されているかを考慮しなければならない。この理解度を提示することが本稿の主たる目的である。

8.1 用語について－「漢字で表記される語彙」－

本稿における「漢字音読語」⁹⁹は、音読みされる語彙のことをさし、「安全」のような主に漢字二文字から¹⁰⁰なる語のことを意味する。他の名称として「字音語」、「漢字語」、「漢語語彙」、「漢字語彙」などがある。一方、「漢字訓読語」は、訓読みされる語彙のことをさし、名詞の「頭」や「雨」、または、動詞の「会う」、「書く」や形容詞の「安い」、「悪い」など、和語に漢字を当て、かなでその活用を表す語彙をさす。

「漢語音読語」と「漢字訓読語」の総称として、日本語の文章において漢字による表記が可能な日本語の語彙を「漢字で表記される語彙」¹⁰¹とする。

⁹⁷ 比較基準の明確化と辞書等の参考資料の制約上、本稿における「中国語」は中華人民共和国の現代標準語とする。

⁹⁸ 荒川（1979）より借用した用語。

⁹⁹ 文化庁（1978,1983）、武部（1979）では用語として使用されているが定義されていない。本稿は用語として借用し、定義を加えた。「漢字訓読語」も同様である。

¹⁰⁰ もちろん、「駅」のように一文字からなる語、或いは「地下鉄」のような三文字の語も「漢字音読語」とする。

¹⁰¹ 本稿において、「重箱読み」と「湯桶読み」は「漢字音読語」と「漢字訓読語」のいずれにも属さな

8.2 先行研究および言語サービスにその成果を応用する際の問題点

8.2.1 「やさしい日本語」と漢字圏出身者

「やさしい日本語」を漢字圏出身者と関連して論じるものとして、馬場・米田（2007）と鹿嶋（2007）が挙げられる。馬場・米田（2007）は、「やさしい日本語」の有効性を示すために、日本語を母語とする小学生と日本語を母語としない留学生¹⁰²の両者を被験者として扱った実証実験の主要な結果を記したものである。その結果によると、日本語の表現をやさしくするために漢字ではなく、ひらがなを用いると、場合によっては漢字圏出身者には却って分かりにくくなるため、誤解を招く可能性があるとのことが明らかにされている¹⁰³。一方、鹿嶋（2007:122）は中国語の知識による類推が利かない漢字訓読語¹⁰⁴に伴う誤解と、漢字音読語の日中両言語における意味の差異に起因する誤解、という2つの誤解があると指摘し、この2つの誤解が漢字圏出身者を悩ませると述べている。

上記の先行研究のいずれにおいても、非漢字圏出身者のみならず、漢字圏出身者にとって分かりやすい「やさしい日本語」の必要性は主張されているが、具体的に漢字圏出身者向けの「やさしい日本語」がどうあるべきかは言及されていない。

8.2.2 「漢字で表記される語彙」に関する先行研究

漢字圏出身者を対象とする日本語における漢字音読語の学習に注目した研究は数多く存在するものの、言語サービスではなく、主に言語教育に関連して論じられている。例えば、大村（1965）、文化庁（1978,1983）、武部（1979）、李（1989）、樊（1993）、王（2007）などが挙げられる。一方、視点は異なるが、日本語母語話者向けの中国語-日本語の同形漢字語の研究として、張（1987）や上野・魯（1995）などがある。これらの研究のうち、武部（1979）と張（1987）は文化庁（1978,1983）で用いられる「S、O、D、N」¹⁰⁵という分類をそのまま踏襲している。

8.2.3 先行研究を言語サービスに応用する際の問題点

上記の先行研究において、文化庁（1978,1983）、武部（1979）、張（1987）は漢字音読

いが、「漢字で表記される語彙」の範疇内には収まるものとする。

¹⁰² 漢字圏（53人）と非漢字圏（35人）を含む合計88人。

¹⁰³ 馬場・米田（2007:97）。

¹⁰⁴ 鹿嶋（2007）でいう「漢字訓読語」は「（手を）拭く」のことである。

¹⁰⁵ 「S、O、D、N」については、次節で詳述する。

語にしか注目しなかった。一方、李（1989）、樊（1993）、王（2007）では漢字訓読語を取り上げてはいるものの、その数は漢字音読語と比べると十分とは言いがたい。大村（1965）に関しては、漢字音読語と漢字訓読語の両方を対等に扱っているが、まだ研究の途上にあり、不十分である。張（1987）と上野・魯（1995）に関しては、中国語からの視点のため、日本語からの視点のものとは分けて論じる必要がある。

漢字音読語の差異に関する研究成果を言語サービスとしての「やさしい日本語」に応用することはもちろん重要であるが、漢字音読語だけでは不十分と言わざるを得ない。漢字訓読語も漢字音読語に劣らず、「視覚的同一性」の働きによって文章の理解度が左右されることを考えると、漢字訓読語の重要性は決して看過すべきものではない。従って本稿では、漢字音読語に止まらず、漢字訓読語にも十分に注目し、両者を併せた「漢字で表記される語彙」を取り上げることとする。

8.3 研究方法

8.3.1 データについて

「やさしい日本語」の目安となる日本語能力試験¹⁰⁶旧 3 級¹⁰⁷までの語彙を本稿で扱う。分析データを旧 3 級の語彙に設定することに次の意義がある。第一に、旧 3 級が外国籍住民の実際の日本語能力を必ずしも反映していないと指摘する先行研究¹⁰⁸はあるものの、本稿のように検証を行う先行研究は見当たらない。第二に、今まで「やさしい」と思われている「目安」への検証を行うことによって、「やさしい」語彙と「やさしくない」語彙の具体的な割合が明らかになる。

旧 3 級は日常会話のできる初級後半のレベルである。旧 3 級の語彙は 1500 語であり、その中から名詞¹⁰⁹、形容詞・形容動詞、動詞を抽出して分類作業を行った。本稿では、漢字で表記しない、つまり「漢字で表記される語彙」に属さないカタカナ語は除外した¹¹⁰。その結果、1343 語が対象となった。一方、漢字訓読語動詞の異字同訓は、同じ意味範囲に

¹⁰⁶ 日本語能力試験は日本語を母語としない学習者の語学能力を測定し、認定する試験である。2009年に認定級が従来の4段階（4級～1級）から5段階（N5～N1）に変わった。認定内容等については「日本語能力試験『新旧試験の比較：認定の目安』」を参照されたい。

¹⁰⁷ 新しい5段階の認定級の語彙等の出題基準が未公開のため、本稿は旧3級を扱う。これ以降、日本語能力試験旧3級を「旧3級」と略する。

¹⁰⁸ 例えば鹿嶋（2007:121）がある。

¹⁰⁹ 漢字で表記可能な代名詞と指示詞は名詞に含む。

¹¹⁰ 但し、「アフリカ」や「アメリカ」といった地名で漢字による表記が存在する語に関してはデータとして用いる。

収まるものであれば、5つまで単語ごとに別データとして扱った¹¹¹。

8.3.2 分類法について

本稿における分類法は、大村（1965）から大きな示唆を得たため、その分類法に部分的修正を加えているものの、ほぼそのまま踏襲した。大村の分類法を採用する前に、文化庁（1978,1983）の分類法を用いてみたが、漢字音読語のみであったため、漢字訓読語には不適切と見なした。但し、文化庁（1978,1983）の分類は分類の煩雑さを減らすための上位分類として十分に機能すると思われるため、本稿に採用することとした¹¹²。この分類法について、大村（1965）、文化庁（1978,1983）、と本稿との比較を表 8.1 に示す。

表 8.1 分類法の比較^{113,114}

大村（1965）	文化庁（1978,1983）	本稿
(1)全く同一、または極めて近いもの	S (Same) 意味が同じか、または、極めて近いもの。	S1
(2)古代中国語と同じ。或いは、現代中国語では、一字では使われないうが、理解できるもの。		S2
(3)中国語では他の意味も併せ持つもの。またその逆。	O (Overlap) 意味が一部重なってはいるが、両者の間にずれがあるもの。	O1
(4)似てはいるがかなり異なるもの。		O2
(5)中国語にはないが理解可能なもの。	N (Nothing) 日本語の漢語と同じ漢字語が中国語に存在しないもの。	NO
(6)中国語にはなく理解不可能なもの。		N×
(7)意味が異なるため誤解されやすいもの。	D (Different) 意味が著しく異なるもの。	D1(左記(7)とDの細分化)
		D2(左記(7)とDの細分化)
(該当なし。本稿の新設)		N△

¹¹¹ 例えば、「あう」→「合う」、「会う」、「逢う」、「遭う」、「遇う」が挙げられる。

¹¹² 文化庁（1978）に対する批判は、例えば荒川（1979）などあるが、分類法そのものに対する批判ではなかった。

¹¹³ 文化庁（1983）では、「O」が「SD」になっている。これは名称の変更のみで、分類の内容の変更ではない。

¹¹⁴ アルファベットおよび数字と記号の意味は図8.1を参照されたい。

本稿では、抽出した名詞、形容詞・形容動詞、動詞をその語源に従って「音読」と「訓読」と「音訓混合」に分けたのち、「視覚的同一性」を重要視するため、更に「同形」か「異形」のいずれかに二分した。「同形」とは、「漢字で表記される語彙」が日中両言語において全く同じ組み合わせを持つ語彙のことをさす。一方、「異形」とは、同じ組み合わせを持たない語彙のことである。なお、本稿では字体¹¹⁵と字形¹¹⁶の差異は考慮しない。

「同形」か「異形」に二分するのは次のような理由があるからである。漢字圏出身者は日本語の「漢字で表記される語彙」を目にした時、「同形」は形が同じであるため、異なる言語であるということを意識しない。一方、「異形」は形が同じではないため、異なる言語であると意識する。「漢字で表記される語彙」を「同形」か「異形」に二分したのち、表 7.2 のように更なる細分化を行った。

表 8.2 本稿における「漢字で表記される語彙」の分類法

「漢字○読語」：品詞								
同形						異形		
S		O		D		N		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×

上記の表 8.2 の「同形」と「異形」は、漢字の組み合わせの差異にのみ注目した分類で、意味の領域には踏み込んでいない。いわば「形の分類」である。一方、アルファベットの段より下は、漢字の組み合わせの差異ではなく、それぞれの語彙の意味的差異による分類である。いわば、「意味の分類」である。先行研究の多くは、「形の分類」もみられるが、「意味の分類」が主となっている。本稿のように、「意味の分類」の他に、品詞と形による分類を加えることによってより複眼的に理解できる漢字と、理解できないものがどのように分布しているかを知ることができる。

¹¹⁵ 日本語の旧字体・新字体（例：賣・売）、中国語の繁体字・簡体字（例：賣・卖）。

¹¹⁶ 例えば、（日→中）点の有無「対・対」や突き抜けるか否か「汚・汚」など。

S1	: 日中両言語においてほぼ同形同義。(音読名詞例：以下、訓読名詞例：味)
S2	: 同形で意味領域は同じだが、中国語では古典の用法に近い固い表現。または、同形で現代標準中国語では、一字(単独)では用いないが、漢字圏出身者が見れば、意義内容だけは理解できるもの。(音：～時、訓：足)
O1	: 同形で日本語と同じ意味を持つが、中国語では同時に他の意味を併せ持つもの。或いは逆に中国語では日本語の持つ意味領域の一部分しか持たないもの。(音：以上、訓：内)
O2	: 同形で意味的には類似だが、日本語と中国語では、意義内容または語感がかなりずれるもの。(音：講義、訓：男の子)
D1	: 同形であるが、日本語と中国語ではその意味が著しく異なり、漢字圏出身者に容易に誤解を生じさせるもの。(音：奥さん、訓：お菓子)
D2	: 同形であるが、日本語と中国語ではその意味が著しく異なるうえ、古典に限った表現で、現代では用いられないため、理解がほぼ不可能なもの。(音：挨拶、訓：鞆)
NO	: 異形で日本語の造語構造を分解再構成し、類推によって漢字圏出身者にもほぼ正確に理解できるもの。(音：急行、訓：昨日)
N△	: 異形で日本語の造語構造を分解再構成し、類推によって漢字圏出身者にも大体の意味を理解できるが、正確さに欠けるもの。(音：映画、訓：売り場)
N×	: 異形で日本語の造語構造を分解再構成しても、類推によって漢字圏出身者には理解できないもの。(音：運転手、訓：受付)

図 8.1 「S1、S2、O1、O2、D1、D2、NO、N△、N×

本稿では、漢字圏出身者の漢字で表記される語彙に対する理解度を分類の種類によって示すと図 2 のようになる。

S1>S2>NO>O1>O2>N△>D1>D2>N×

図 8.2 分類の種類による理解度

誤解を招かずに理解できる語彙、或いは誤解を招く可能性が最低限に抑えられた理解可能な語彙は分類 S1、S2、NO、O1 の 4 分類までであると考え。その理由は次の通りである。

まず、S1 は日中両言語においてほぼ同形同義だからである。次に、S2 は日中両言語において同形で意味領域は同じであるが、中国語では古典の用法に近い固い表現、或いは現代標準中国語では、単独では用いないが、漢字圏出身者が見れば、意味内容だけは理解できるからである。NO は日中両言語において異形で日本語の造語構造を分解再構成し、類推によって漢字圏出身者にもほぼ正確に理解できるからである。最後に、O1 は日中両言語において同形で日本語と同じ意味を持ち、中国語では同時に他の意味を併せ持つもの、或いは逆に中国語では日本語の持つ意味領域の一部分しか持たないものであるが、代表的な意味が同じ場合が多いからである。O1 以降の分類は、日中両言語の間に意味的にかなりずれがあるものであったり、意味が著しく異なったりするものであるため、本稿ではこれらの分類に属する語彙を理解可能な語彙としては認めない。

8.3.3 分類作業に用いる辞書について

実際の分類作業においては、次の辞書を使用した。まず、「同形」か「異形」を判断するために、漢語大詞典出版編纂委員会『現代漢語大詞典』と愛知大学中日大辞典編纂処『中日大辞典』を使用した。一方、意味の分類作業を行う際には、上記 2 冊の他に、新村編『広辞苑』を使用した。更に、特に一字の漢字訓読語を分類するにあたり、杉本ほか『外研社一三省堂 日漢一漢日詞典』と孫『現代漢語学習詞典』を用いた。

8.4 漢字で表記される語彙－語源、品詞、形からその理解度をみる－

8.4.1 分類の結果

語源別、品詞別、形別における各分類の結果と例を表 7.3 から表 7.6 で示す。理解可能な語彙を太枠で囲む。表の最下段の数字は当該分類に属する語の総数を示す。

表 8.3 漢字音読語 (488) ^{117,118}

名詞 (404)								
同形 (292)						異形 (112)		
S		O		D		N		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
亜細亜	駅	意見	(運転)	一番	挨拶	医者	阿弗利加	案内
164	20	59	13	35	1	28	40	44
形容・形容動詞 (26)								
同形 (21)						異形 (5)		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
安全		綺麗	丁寧	(大勢)				残念
6	0	7	1	7	0	0	0	5
動詞 (58)								
同形 (45)						異形 (13)		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
運動	下宿	安心	運転	遠慮	挨拶	退院	紹介	案内
20	1	12	4	7	1	1	4	8

表 8.4 漢字訓読語 (826)

名詞 (355)								
同形 (277)						異形 (78)		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
脚	間	後	青	嘘	鞆	明後日	彼方	赤ん坊
86	120	22	7	41	1	12	31	35
形容・形容動詞 (115)								
同形 (109)						異形 (6)		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
浅い	赤い	温かい	青い	(上手い)			真っ直ぐ	面白い
44	36	11	3	15	0	0	2	4
動詞 (356)								
同形 (335)						異形 (21)		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
遇う	明く	合う	拳がる	謝る		取替える	思い出す	片付ける
72	154	43	13	53	0	2	3	16

¹¹⁷ 括弧内の数字は語の合計を示すものである。以降同様。

¹¹⁸ 日中両言語において、当該する語が異なる品詞に属する場合は括弧で囲んで示す。

表 8.5 漢字音訓混合語：重箱読み (14)

名詞 (12)								
同形 (1)						異形 (11)		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
毎年						毎朝	茶色	気持ち
1	0	0	0	0	0	2	1	8
形容・形容動詞 (2)								
同形 (1)						異形 (1)		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
				(上手)				(駄目)
0	0	0	0	1	0	0	0	1

表 8.6 漢字音訓混合語：湯桶読み「名詞」(15)

同形 (3)						異形 (12)		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
		場所		(火事)		朝ご飯	彼女	友達
0	0	1	0	2	0	4	3	5

8.4.2 語源から理解度をみる

まず、語源による旧 3 級の語彙の内訳をみる。多い順に並べると、漢字訓読語が 826 語 (61.50%)、漢字音読語が 488 語 (36.34%)、漢字音訓混合語「重箱読み」が 14 語 (1.04%)、「湯桶読み」が 15 語 (1.12%) という割合である。

次に、上述の順に各々の漢字で表記される語彙の理解度¹¹⁹をみる。漢字訓読語は 72.88% (602 語)、漢字音読語は 65.16% (318 語)、漢字音訓混合語「重箱読み」が 21.43% (3 語)、「湯桶読み」が 33.33% (5 語) である。

8.4.3 品詞から理解度をみる

品詞による旧 3 級の語彙の内訳は、多い順に並べると、名詞が 786 語 (58.53%)、形容・形容動詞が 143 語 (10.65%)、動詞が 414 語 (30.83%) である。上述の順に各々の漢字で

¹¹⁹ S1、S2、No、O1に属する語の割合をいう。以降同様。

表記される語彙の理解度をみると、名詞は 66.03% (519 語)、形容・形容動詞は 72.73% (104 語)、動詞は 73.67% (305 語) である。

8.4.4 形から理解度をみる

形による旧 3 級の語彙の内訳は、同形が 1084 語 (80.71%)、異形が 259 語 (19.29%) である。各々の漢字で表記される語彙の理解度は、同形が 81.00% (878 語)、異形が 19.31% (50 語) である。

8.5 考察

以上、旧 3 級の語彙の漢字で表記される語彙のうち、S1、S2、NO、O1 に属する理解可能な語彙の割合を語源、品詞、形の順に検討してきた。以下、理解可能な語彙の割合を総合的に考察する。

まず、語源からみると、漢字訓読語は理解度が最も高かった。漢字訓読語は中国由来の漢字音読語に比べると理解度が低いであろうと一般的に思われているが、本稿の分析では異なっていた。これは、漢字音読語にある理解不可能な異形の語 (N△とN×に属する語) の割合の高さが関係する。N△とN×に属する語は漢字音読語では約 21% (101 語)、漢字訓読語では約 11% (91 語) を占めており、音読であっても中国語の知識では類推できないため、理解度を低下させることになる。

次に、品詞からみると、名詞は最も大きな割合を占めているが、理解度が他の品詞より低い。上記の語源と同様、名詞にあるN△とN×に属する語の割合の高さが関係する。N△とN×に属する語は形容・形容動詞と動詞のいずれも 10%以下に対し、名詞が 21.25% (167 語) を占めている。本稿では形容・形容詞と動詞の語尾変化を考慮せずに¹²⁰、漢字で表記される部分のみ注目した。語尾変化が伴う場合、理解度がどう変化するのも考慮せねばならないが、「漢字で表記」の範疇を越えているため稿を改めて論じたい。

理解度を全体的にみると、漢字音訓混合語と比べて、漢字音読語と漢字訓読語のいずれも理解度が高い。しかし、漢字音読語のうち約 34%、漢字訓読語のうち約 27%が漢字圏出身者にとって理解できない語彙であるということに注目すべきである。同じことが品詞と形 (同形の語に限る) においても言える。異形の語については、漢字音読語、漢字訓読

¹²⁰ 語尾変化は漢字で表記されないためである。

語¹²¹のいずれにおいても、約 19%~28%という、低いとはいえない割合を占めている。しかも、その中に理解可能な語彙が多いとはいいがたい。また、漢字音訓混合語における異形の語は 80%以上という非常に高い割合を占めており、理解可能な語彙は僅かである。このことから、漢字圏出身者向けの言語サービスとしての「やさしい日本語」に漢字を用いる際、異形の語に関しても注目に値する点として留意しなければいけない。

一方、本稿で採用した大村（1965）における理解度はどうであろうか。大村（1965:73）は、日中両言語において、意味的にかなり近いもの（分類 1 と 2）、ずれがあるもの（3,4,5）、全く違うもの（6,7）がそれぞれ約 1/3 であると述べている。語彙数等の違いはあるが、「全く違うものが 1/3」という結果は、本稿の「理解できない語彙が約 3 割」であるという結果に一致している。

この理解できない語彙の 3 割という数値は一見それほど大きな値とは感じられないかもしれない。しかし、その 3 割に属する語がときに誤解を招きかねないものであるという事実は無視できない。表 7.7 は、「中国語で相談出来る」という一文において誤解がいかにか起こりうるかを示したものである。

表 8.7 誤解の例

漢字で表記される語彙	中国語（で）	相談	出来る
分類	異形：N△	異形：N△	同形：D1
説明	対応する中国語は「漢語」か「中文」である。	「対談」という意味と類推されてしまう。	「出て来る」と理解されてしまう。

8.6 おわりに

本稿は、日中両言語における文字的「視覚的同一性」があることから、言語サービスの中に漢字を多く用いた方が漢字圏出身者にとっては理解度が増すであろうという一般的な考え方が果たして妥当かどうかを検証することを目的とする。そのため、「やさしい日本語」の目安となる旧 3 級までの漢字で表記される語彙を分析し、分類を行った。本稿で行った分析から、漢字圏出身者向けの言語サービスとしての「やさしい日本語」に漢字を多用することが必ずしも理解度を増すことにつながるとは限らないことが言える。それは、

¹²¹ 漢字訓読語の場合、名詞以外は異形の語の割合が低いため除く。

理解できない漢字で表記される語彙の割合が約3割を占めており、決して低くはないためである。従って、漢字圏出身者向けの言語サービスとしての新たな「やさしい日本語」に漢字を多用する場合、漢字圏出身者にも理解できない漢字があることに留意する必要がある。

最後に、今後の課題について述べる。まず、語彙に関する課題については、災害時とはもかく、平常時における言語サービスとしての「やさしい日本語」の目安として、旧3級までの語彙が果たして有効であるかどうかは更なる議論が必要であるが、本稿の範囲を超えているため、今後の課題とする。次に、本稿では「やさしい日本語」の目安となる旧3級までの語彙を分析して分類を行ったが、より上級の語彙（旧2級6000語、旧1級10000語）も分析し、旧3級の結果と比較する。また、本稿では名詞、形容・形容動詞、動詞に絞って分析と分類を行ったが、他の品詞類を増やすことも重要であろう。最後に、これらの課題を克服したのちに例文¹²²を作成し、日本語を母語としない外国籍住民¹²³に聞き取り調査を行い、フィードバックを収集し、改善を試みたい。

¹²² 例文の中で用いられる前後の漢字によって全体的な理解度を上げる（下げる）ことも考えられる。

¹²³ もちろん、日本語母語話者が「やさしい日本語」の受け皿になる可能性は考えられるが、本稿では日本語非母語話者にのみ焦点を当てる。

第9章 漢字の字体

9.1 漢字圏出身者と漢字を使用する言語サービスについて

ニューカマーといっても出身地や母語は多種多様である。いうまでもないが、それぞれの必要とする「やさしくされた」日本語による言語サービスも一律であるはずがない。文字情報に限っていえば、ニューカマーを母語別に分けてみると、漢字を用いるグループと漢字を用いないグループに分類することができる。漢字を用いるグループは漢字圏を指し、漢字圏出身者であれば漢字が分かるため、日本語の漢字も通じる、という一般的な考え方があるが、果たしてどうであろうか。

中国では、漢字の簡略化が1950年代に本格的に始まって以来、60年以上が経っている¹²⁴。30年を一代とすれば、60年は二世代になり、簡略化された漢字（簡体字）の使用が根付いているのも理解しがたいことではなかろう。上掲の法務省のデータを参照すると、外国人登録が行われている中国籍外国人680,518人のうち、本籍が台湾の44,072人と香港の4,033人を合わせた計48,105人が占める割合は7.07%であり、中国各省の出身者が絶対的多数であることがわかる。台湾および香港は簡略化されていない漢字（繁体字）を使用する地域であるのに対し、その他の中国各省では簡体字が使用されている。一方、日本においても漢字の簡略化は行われているが中国でのものとは異なる¹²⁵。日中の漢字に差異があることは想定できるため、漢字圏出身者への言語サービスという立場から比較を行うことが有益であると考えられる。

9.2 研究目的

ウー（2011）¹²⁶では、漢字圏出身者向けの言語サービスとしての「やさしい日本語」を考えるにあたり、日中同形語について「やさしい日本語」のやさしさの目安である日本語能力試験旧三級の語彙（1500語）を題材に検討を行ったが、日中の漢字の字体の差異は取り上げなかった。従来の日中両言語の対照研究では、漢字で表記される語彙にひきかえ、漢字の字体の相違は大きな比重を占めていない。しかし、「頭」と「头」や「書（く）」と

¹²⁴ 簡体字化を含む中国における文字改革については張（1998）や呉（2009）が詳しい。

¹²⁵ 日中（シンガポールを含む）における漢字の簡略化については謝（1989）が極めて詳しい。

¹²⁶ ウー・ワイシェン（2011）「漢字圏出身者向けの新たな言語サービスとしての『やさしい日本語』—漢字で表記される語彙に注目して—」『大阪大学言語文化学』第20号、大阪大学言語文化学会、pp.117-128

「书」のように、視覚的にかなり異なっている漢字が基本的な単語に使われているようにもかかわらず、字体の違いを無視して意味ばかりに注目しており果たして理解に支障を来たさないのであろうかと疑問を感じざるをえない。従って字体の差異も検討すべき側面であるため、本稿において取り上げることにする。比較対象の範囲は、同試験の旧四級から旧一級までの 2040 字までとする。日本語能力試験の漢字を取り上げることにした理由は二つある。第一に、世界諸国で日本語能力試験が幅広く参照されており、教育の分野をはじめ、広く浸透した基準のためである。第二に、日本語能力試験は生活者を念頭に作られた試験ではないが、日本語の難易度を示す指標の一つになるためである。

9.3 先行研究

日中の両言語における漢字の字体の差異について数多くの研究がなされているが、言語教育（日本語教育、中国語教育）という視点からの研究がほとんどである。例えば、日本語教育の視点からの先行研究として、阿久津（1991）が挙げられる。阿久津（1991）では漢字圏出身者に対する日本語の漢字を指導する際に、「音」、「形」、「義」の三点から指導の注意点が論じてられており、日中両言語における漢字の字体の違いについては「形」の節で、形が似ていて紛らわしい約 80 字を取り上げている。一方、中国語教育の視点からは向野・向野（2008）がある。向野・向野（2008）は日本語母語話者向けの中国語簡体字の学習法について論じており、日中両言語における漢字の字体の違いをみる際に、日本語の漢字を基準にし、「字形が微妙に異なるもの」（対・対を含む 34 例）、「日本漢字の一部を除いた中国簡体字」（開・开を含む 30 例）、「日本漢字の一部を拡張させた中国簡体字」（習・习を含む 15 例）というように簡体字を分類した。

言語教育の視点を持ちながら、漢字の字体の差異により焦点を当てた先行研究としては次の 3 点が挙げられる。まず、張（1998）は日中両言語における簡略化した漢字の字体の違いを 8 分類にまとめた。一方、馮（2005）および馬（2009）は日中両言語における簡略化した漢字の字体の違いを 7 分類にまとめた。上記三者における分類は共通する部分が大きく、まとめると次のようになる。①日中で全く同様な簡体字（例：暗・暗）②画数は同じで、字形が少々異なる簡体字（例：辺・边）③日中で一画違いの簡体字（例：変・变）④日中で画数の差異が大きい簡体字（例：弁・辨）⑤中国は簡略化した但日本はしなかった字（例：飛・飞）⑥日本は簡略化した但中国はしなかった字（例：仏・佛）⑦中国の異体字を日本が正対字にしたもの（例：氷・冰）⑧中国が新字体、日本が旧字体を用いた字

(例：吳・呉) ⑨日本の国字 (働・辻)。

最後に、先行研究の中でやや特殊なものもある。天沼(1980)は簡体字を常用漢字(1945字)から引くことができるように、一字ずつに対比リストをまとめた。実用性は極めて高いが字体の違いの分類は行われていない。

上述の先行研究における分類は示唆深いものばかりである。しかし、言語サービスでは、言語教育ほど細分化する必要はなく、それらを「字体の差異が顕著なもの」¹²⁷と「字体の差異が顕著ではないもの」に大きく分けることができると考える。言語サービスとしての「やさしい日本語」は、現在は主に視覚(即ち文字)情報で提供されている。日中両言語における漢字のうち、「字体の差異が顕著ではないもの」は誤解を招く可能性が低いため、取り上げる必要性が高くないと思われる。一方、「字体の差異が顕著なもの」は理解に支障を来たしかねないため、その取り扱いに留意すべきである。従って、言語サービスとしての「やさしい日本語」における日中両言語の漢字の字体の違いを考える際に、「字体の差異が顕著なもの」に重点を置けば十分ではないかと考えられる。

9.4 字体の差異を判断する基準

本稿における「字体の差異が顕著なもの」と「字体の差異が顕著ではないもの」の判断基準は、先行研究の中で分類に最も詳細な分類である張(1998)、馮(2005)、馬(2009)に従う。まず、張(1998)は字体の差異が顕著なものとして次の4種類を挙げている。

- ・日中で画数の差異が大きい簡体字(例：弁・辨)
- ・中国は簡略化したが日本はしなかった字(例：飛・飞)
- ・日本は簡略化したが中国はしなかった字(例：仏・佛)
- ・中国の異体字を日本が正対字にしたもの(例：氷・冰)

次に、馮(2005)は以下3種類を挙げている。

- ・差異の比較的大きいもの(例：豊・丰)
- ・中国は簡略化したが日本ではしていないもの(例：長・长)
- ・日本は簡略化したが中国ではしていないもの(例：仮・假)

最後に、馬(2009)では次の5種類が挙げられている。

- ・中国は簡略字となり、日本では従来のままのもの(例：補・补)

¹²⁷ 張(1998)、馮(2005)、馬(2009)の分類の④、⑤、⑥、⑦、⑨にあたる。

- ・日本では簡略化され、中国では従来のままのもの（例：缶・罐）
- ・異体字（例：線・线） ・簡略化の形式が異なるもの（例：婦・归）
- ・日本の国字（例なし）

9.5 日本語能力試験級別における日中常用漢字の字体の差異

9.5.1 旧四級

旧四級における漢字の数は計 103 字である¹²⁸。張（1998）、馮（2005）、馬（2009）の分類を用いて分析を行った結果、103 字中のうち 7 字が字体の差異が顕著なものと認められた。字体の差異が顕著なものの全体に占める比率が 6.80%である。

以下、旧四級において日中の漢字の中で字体の差異が顕著なものを表 8.1 にまとめて示す¹²⁹。

表 9.1 旧四級における字体の差異が顕著なものの日中比較

日	駅	円	週	書	電	読	買
中	驿	圆	周	书	电	读	买

9.5.2 旧三級¹³⁰

旧三級における漢字の数は計 284 字である。張（1998）、馮（2005）、馬（2009）の分類を用いて分析を行った結果、284 字中のうち 27 字¹³¹が字体の差異が顕著なものと認められた。字体の差異が顕著なものの全体に占める比率が 9.51%である。以下、旧三級において日中の漢字の中で字体の差異が顕著なものを表 8.2 にまとめて示す。

表 9.2 旧三級における字体の差異が顕著なものの日中比較¹³²

日	運	遠	開	楽	漢	婦	業	県	産	姉	質	習	図	鳥
中	运	远	开	乐	汉	归	业	县	产	姊	质	习	图	鸟
日	転	頭	働	売	発	薬								
中	转	头	X	卖	发	药								

¹²⁸ 字数などのデータは（独）国際交流基金・（財）日本国際教育支援協会編著（2002）による。以降同様。

¹²⁹ 上段は日本語の漢字、下段は中国語の漢字。配列は音読みと画数による。以降同様。

¹³⁰ 旧四級と重複するものは除く。

¹³¹ 旧四級の7字を含む。

¹³² 「x」は国字または日本語においてしか用いられない字を示す。以降同様。

9.5.3 旧二級¹³³

旧二級における漢字の数は計 1023 字である。張 (1998)、馮 (2005)、馬 (2009) の分類を用いて分析を行った結果、1023 字中のうち 127 字¹³⁴が字体の差異が顕著なものと認められた。字体の差異が顕著なものの全体に占める比率が 12.51%である。

以下、旧二級において日中の漢字の中で字体の差異が顕著なものを表 8.3 にまとめて示す。

表 9.3 旧二級における字体の差異が顕著なものの日中比較

日	圉	偉	違	園	煙	塩	応	億	仮	価	過	階	乾
中	围	伟	违	园	烟	盐	应	亿	假	价	过	阶	干
日	関	環	観	願	機	議	喫	協	競	極	係	芸	劇
中	关	环	观	愿	机	议	吃	协	竞	极	系	艺	剧
日	欠	権	個	鉦	構	講	込	採	歳	際	咲	殺	雑
中	缺	权	个	矿	构	讲	X	采	岁	际	X	杀	杂
日	誌	兒	識	捨	術	準	昇	勝	職	製	積	節	專
中	志	儿	识	舍	术	准	升	胜	职	制	积	节	专
日	戦	線	選	窓	層	総	臓	孫	達	恥	遅	築	適
中	战	线	选	窗	层	总	脏	孙	达	耻	迟	筑	适
日	導	認	農	濃	畑	髮	飛	備	筆	氷	標	婦	膚
中	导	认	农	浓	X	发	飞	备	笔	冰	标	妇	肤
日	複	弘	仏	並	補	報	豊	務	無	夢	郵	優	予
中	复	拂	佛	并	补	报	丰	务	无	梦	邮	优	豫
日	葉	陽	裏	陸	療	涙	類	歴	録				
中	叶	阳	里	陆	疗	泪	类	历	录				

¹³³ 旧三級及び旧四級と重複するものは除く。

¹³⁴ 旧三級までの27字を含む。

9.5.4 旧一級¹³⁵

旧一級における漢字の数は計 2040 字である¹³⁶。張（1998）、馮（2005）、馬（2009）の分類を用いて分析を行った結果、2040 字中のうち 289 字¹³⁷が字体の差異が顕著なものと認められた。字体の差異が顕著なものの全体に占める比率が 14.17%である。以下、旧一級において日中の漢字の中で字体の差異が顕著なものを表 8.4 にまとめて示す。

表 9.4 旧一級における字体の差異が顕著なものの日中比較

日	為	緯	壹	陰	韻	衛	憶	華	渦	禍	箇	塊	壞	懷
中	为	纬	壹	阴	韵	卫	忆	华	涡	祸	个	块	坏	怀
日	殼	獲	穫	勸	幹	歛	還	艦	鑑	幾	棄	偽	義	儀
中	壳	获	获	劝	干	欢	还	舰	鉴	几	弃	伪	义	仪
日	戲	擬	犧	窮	脅	鄉	響	驚	啓	慶	鷄	擊	傑	潔
中	戏	拟	牺	穷	胁	乡	响	惊	启	庆	鸡	击	杰	洁
日	憲	繭	顛	懸	嚴	誇	顧	碁	護	溝	興	購	穀	墾
中	宪	茧	显	悬	严	夸	顾	棋	护	沟	兴	购	谷	垦
日	懇	齋	傘	諮	璽	執	穢	衆	襲	從	洩	獸	縱	粧
中	恳	斋	伞	咨	玺	执	释	众	袭	从	涩	兽	纵	妆
日	傷	衝	鐘	孃	讓	織	尋	聖	隻	遷	薦	織	疎	礎
中	伤	冲	钟	娘	让	织	寻	圣	只	迁	荐	纤	疏	础
日	莊	創	隊	態	淹	扞	沢	濁	奪	嘆	壇	弔	彫	徵
中	庄	创	队	态	泮	择	泽	浊	夺	叹	坛	吊	雕	征
日	聽	懲	墜	塚	敵	徹	燈	膳	鬪	峠	式	寧	廢	範
中	听	惩	坠	冢	敌	彻	灯	誉	斗	X	贰	宁	废	范

¹³⁵ 旧二級、旧三級及び旧四級と重複するものは除く。

¹³⁶ (独) 国際交流基金・(財) 日本国際教育支援協会編著 (2002:42-43) によると、この2040字とは、「第一水準漢字」(1926字)と「第二水準漢字」よりの114字を合わせたものである。なお、「第一水準漢字」とは『常用漢字表』より次の19字が削除されたものである。翁、虞、嚇、且、候、勺、爵、薪、帥、鍾、畝、銑、但、脹、朕、奴、婆、夕、隸、以上19字。「第二水準漢字」よりの114字については参考文献後の付録1を参照されたい。

¹³⁷ 旧二級までの127字を含む。

日	盤	罷	賓	墳	奮	併	塤	幣	弁	砲	僕	撲	脈	滅
中	盘	罢	宾	坟	奋	并	X	币	辨	炮	仆	扑	脉	灭
日	網	躍	癒	猶	憂	養	擁	羅	欄	離	獵	糧	隣	靈
中	网	跃	愈	犹	忧	养	拥	罗	栏	离	猎	粮	邻	灵
日	麗	歴	粹 ¹³⁸	樽 ¹³⁹	岡	嘩	籠	鞆	繡	眩	井	撫	匂	視
中	丽	历	X	X	冈	哗	笼	X	绣	X	X	抚	X	X
日	呪	這	筈	腫	闇	蘇	脇	湧	僅					
中	X	这	X	肿	X	苏	X	X	仅					

9.6 考察

まず、各級における字体の差異が顕著なもの比率について述べる。旧四級から旧一級の中で、字体の差異が顕著なもの比率が旧四級は最も低く 6.80%である。それに対し、旧一級は 14.17%で最も高い比率を占めている。

次に、旧四級から旧一級まで、全体を通して字体の差異が顕著なもの比率について述べる。旧四級から旧一級のうち、旧四級以外、字体の差異が顕著なもの比率が約 1 割から 1.5 割弱である。これには、「働・込」のような国字や、国字ではないが「鞆・井」のような日本語においてしか用いられない字など、互いに通用しないものが多いことが理由として考えられる。特に、字体の差異が顕著なもの全体に占める比率は最も高い旧一級には、国字および日本語においてしか用いられない字の多く含まれている。なお、旧四級には国字はない。前出の表 2 から表 4 における国字を抽出して下記の表 9.5 にまとめて示す。

表 9.5 旧三級から旧一級までの国字一覧

級	国字一覧 (文字数)
旧三級	働 (以上 1 字)
旧二級	込、畑 (以上 2 字)
旧一級	峠、塤、粹、匂 (以上 4 字)

¹³⁸ ここまでが「第一水準漢字」のうちの字体の差異が顕著なもの。

¹³⁹ これよりは「第二水準漢字」のうちの字体の差異が顕著なもの。

「第二水準漢字」のうち日本語においてしか用いられない字については、下記の図 1 にまとめて示す。

咲、噂、鞆、呷、井、覗、呪、筈、闇、脇、湧 (以上 11 字)

図 9.1 日本語においてしか用いられない字¹⁴⁰

9.7 おわりに

9.7.1 まとめ

本稿は、漢字圏出身者向けの言語サービスとしての「やさしい日本語」を考えるにあたり、日本語能力試験の旧四級から旧一級までの 2040 字を対象に中国語の簡体字と比較したうえ、字体の差異が顕著なものを選出し、その比率を算出した。結果として、同試験の旧四級を除き、字体の差異が顕著なもの比率は約 1 割から 1.5 割弱であることが明らかになった。この約 1 割から 1.5 割弱は国字や日本語においてしか用いられない字などからなるものである。

9.7.2 今後の課題

最後に、今後の課題として以下の 3 点を挙げて本章を閉じることにする。第一に、字体の差異が顕著なもの比率は旧四級を除き、約 1 割であるが、よく使われるものがこの 1 割の中に含まれるかどうか、とりわけ言語サービスの観点からの考察が必要であると考え¹⁴¹。第二に、漢字 1 字ではなく、語彙、つまり 2 字や 3 字の組み合わせで全体を見た場合に、1 字の場合と比べて視覚的な差異の顕著さがどう変化するか、ということも検討しなければならない。例えば、「電話・电话」や「日本産・日本产」などが挙げられる。第三に、繁体字を比較の対象に加える必要性も考えられる。「豊・豐・丰」や「賣・売・卖」¹⁴²のように、日本の漢字は繁体字と簡体字の中間点のようなものである場合もある。日本在住の漢字圏出身者の繁体字使用者および簡体字使用者のそれぞれの日本の漢字に対するリテラシーの調査も課題であろう。

¹⁴⁰ 「咲」は旧二級、それ以外は旧一級。

¹⁴¹ 現行の言語サービスにおける簡体字の使用例を付録にて示す。

¹⁴² 繁体字、日本語の漢字、簡体字の順。

第10章 異なる意味となる日中同形語－中国語を母語とする外国籍住民への聞き取り調査を通じて－

10.1 はじめに

10.1.1 背景説明および聞き取り調査の目的

国境を越える人の移動が、ある国・地域の多言語状況を生み出し、多言語化を促進させる原因の一つとされる。様々な理由によって人は国境を越えて移動するが、行き着いた先で用いられる言語が自らの母語と異なれば、その人は多言語使用を余儀なくされることが多い。無論、自らの母語が現地の言語より強勢である場合は、多言語使用の必要性が生じないことも考えられる。

多言語使用はそれぞれの国・地域における言語間のパワーバランスによって多様な相を成している。本稿では、日本在住の中国語を母語とする外国籍住民¹⁴³に焦点を当て、受動的な多言語使用の観点から、彼らのための「やさしい日本語」はどのようなものが有効的なのか、そのヒントとなりうるものを聞き取り調査を通じて考察する。

10.1.2 日本における中国語を母語とする外国籍住民

受動的な多言語使用や「やさしい日本語」の説明に先立ち、日本における中国語を母語とする外国籍住民について概観しておきたい。まず、人口についていうと、法務省の統計データによれば、2010年現在登録外国人の総数が2,134,151人である。そのうち中国籍の外国人登録者数は687,156人であり、総数の32.20%¹⁴⁴を占めている。中国¹⁴⁵を中心とする漢字圏出身者¹⁴⁶が、長年に亘って外国人登録者数の首位を占めていた韓国・朝鮮籍を上回って外国人登録者数のトップに躍り出た。次に、中国語を母語とする外国籍住民の属性について、法務省の在留資格を参照しながら略述するならば、各種在留資格のうち、留学や技能、技術などの人数が特に多いが、日本人の配偶者や定住者といった定住型の人数も8

¹⁴³ 「外国籍住民」という表現は、あくまでも便宜上の呼称であり、日本に帰化した者や中国帰国者を除外するものではない。

¹⁴⁴ 本稿では、統計数字は小数第三位を四捨五入し、小数第二位までで表示する。

¹⁴⁵ 中華人民共和国（中国大陸、香港）や中華民国（台湾）を含む東アジア諸地域を指す。なお、中華人民共和国や中華民国といった国名（または地域名）は参照資料によるものであって筆者の自らの政治的立場を表すものではないことを断っておく。以降同様。

¹⁴⁶ 母語において漢字を用いる者のことを指す。中国語を母語とする外国籍住民がその代表格である。

万人強を占めており、少ないとはいえない。

10.1.3 中国語を母語とする外国籍住民のための「やさしい日本語」

「やさしい日本語」とは、阪神淡路大震災以後に考案された日本語の表現法のことである。日本語に不慣れな外国籍住民に情報を発信する際、難解な単語を分かりやすい単語に言い換え、漢字の使用を制限し、漢字を使用する場合はルビを振り、或いは複雑な文の構造を簡単にしたものである。「やさしい日本語」には複数の変種があり、様々な研究がなされてきているが、弘前大学人文学部社会言語学研究室の「やさしい日本語」が代表的である。

母語や出身地域等の差異で「日本語に不慣れな外国籍住民」は様々であり、それぞれの必要とする「やさしい日本語」も多様なはずである。日本語には表意文字の漢字と表音文字のかなが使われており、この文字の特徴によって、「日本語に不慣れな外国籍住民」は漢字圏出身者¹⁴⁷と非漢字圏出身者の二者に大別することができる。中国語を母語とする外国籍住民のための「やさしい日本語」として漢字を多用するものが考えられる。

文字とは別の類似性として、文法的類似性を考えた場合、非漢字圏出身者の母語が日本語に近いこと¹⁴⁸が多々あるが、本稿では文字に重点を置くため文法的類似性については議論しないこととする。

10.1.4 受動的多言語使用

受動的な多言語使用とは、コミュニケーション上全く問題がないとはいえないが、異なる母語を使用するもの同士が相手の言語を習得したりせず、能動的にそれぞれ自分の母語を使用し、受動的に相手の母語を理解しようとすることである。それに加え、「受動的な多言語使用が可能になるためには、両言語がなんらかの意味で十分似ていること」も前提とされる（ライネルト 2011:37¹⁴⁹）。

¹⁴⁷ 本稿における漢字圏出身者とは前述のように、中華人民共和国（中国）、中華民国（台湾）、東南アジアの華人社会などの出身者で、生活の中で漢字を用いる者を意味する。一方、非漢字圏出身者とは、これら以外の国（地域）の出身者で、生活の中で漢字を用いない者のことをさす。

¹⁴⁸ 例えば日本語と同様、文の構成がSOV型、言語形態が膠着語であることといった特徴をもつドラヴィダ語族のタミル語やアルタイ語族のトルコ語など。

¹⁴⁹ ライネルト（2011）では、Braunmüller & Zeevaert（2001）Semikommuniktion, rezeptive Mehrsprachigkeit und verwandte Phänomene. Eine bibliographische Bestandsaufnahme. Arbeiten zur Mehrsprachigkeit Folge B, nr.19. Universität Hamburgから引用されている。本文がドイツ語で書かれており、筆者にはドイツ語の読解力がないため、ライネルト（2011）から日本語のままで引用した。

ライネルト (2011) では、受動的多言語使用における相互理解に影響を与える要因として、四技能別の考察によって測定される言語間の距離、相手の母語話者に対する態度、言語接触の3つが挙げられている。この3つの要因のうち、四技能について触れておきたい。

中国語を母語とする外国籍住民のために作成された漢字を多用する「やさしい日本語」について考えるにあたり、四技能を読み書きの文字言語レベルと聞き話しの音声言語レベルに分けることができる。

まず、文字言語レベルについて考えるならば、読むことが他の三技能を差し押さえて最も重要な技能だと思われる。というのも、表記体系に漢字が使用され、語彙の借用による共通語彙が存在するからである。同じく文字言語レベルでの書くことは産出型であるため受動的多言語使用の観点からは異なるアプローチで論じる必要がある。

次に、音声言語レベルに移る。先述のように日中両言語で借用による共通語彙はあるが、とりわけ現代中国語の標準語のもととなっている北方変種の音韻変化によって語彙の発音の差異が大きいため、音声言語レベルにおける受動的多言語使用は困難だと思われる。

しかしながら、中古漢語の音韻特徴がよく保たれている現代中国語の南方の粵変種は日本の漢字音と類似するところが北方変種より多い。例えば、中古漢語の閉音節の末子音の k や t が現代中国の北方変種では消失しているが粵変種では保たれていることや(国^{こく}→粵: guok¹⁵⁰、北: guo) (鉄^{てつ}→粵: tit、北: tie)、中古漢語の軟口蓋破裂音が北方変種では硬口蓋破裂音化したのに対し粵変種では軟口蓋破裂音のまま(国家^{こっか}→粵: guokga、北: guojia) といった例が挙げられる。これについては今後の更なる研究により受動的多言語使用にも応用できる結果が期待できるかもしれない。

10.1.5 先行研究

ヨーロッパでは、欧州連合が政策的に異母語話者間の交流を容易にするために受動的多言語使用をサポートしており、研究もされているようだが¹⁵¹、本稿では、日本における研究について触れることにする。

日本における受動的多言語使用に関する研究としては、前述のライネルト (2011) が挙げられる。ライネルト (2011) は漢字圏における受動的多言語使用について、日本語母語話者に中国語、中国語母語話者・韓国語母語話者に日本語のテキストを与え、読解(穴埋

¹⁵⁰ 粵変種のアルファベット表記は藤塚 (1993) よる。声調は省略。以降同様。

¹⁵¹ 例えば、Thije & Zeevaert (2007)がその一例である。

めテスト) によるパイロット調査を行った¹⁵²。その結果、与えられたテキストの言語を習得しなくても 80%に近い理解度を示し、漢字圏言語の話者は互いの言語を多少なりとも学習なしで(読解)理解することができた、ということが明らかになった。

10.2 日本在の住中国語を母語とする外国籍住民と受動的多言語使用

10.2.1 日本在住の中国語を母語とする外国籍住民の多様性について

日本在住の中国語を母語とする外国籍住民は登録外国人のうち約 3 割(70 万人弱)¹⁵³を占めており、その多くが中華人民共和国出身者(およそ 93%)であり、簡体字の使用者である。一方、少数ではありながら、繁体字使用者(主に台湾や香港)の者もいる。

日本在住の中国語を母語とする外国籍住民の滞日歴には大きなバラつきがあり、それが「受動的多言語使用」に影響を及ぼす要因の一つと考えられる。従って、日本在住の中国語を母語とする外国籍住民における受動的多言語使用も必然的に多種多様なのである。

10.2.2 日本在住の中国語を母語とする外国籍住民の言語生活について

上述のように、日本在住の中国語を母語とする外国籍住民が多様であるため、その言語生活も多様なはずである。しかし、その言語生活について詳細な調査が行われていないため、その実状は不明である。

また、日本在住の中国語を母語とする外国籍住民の日本語の使用率も受動的多言語使用に影響を与える要因と考える。日本語の使用率(または接触度)が低ければ低いほど受動的多言語使用は難しくなると思われる。日本語の使用率の高い者は[漢字+かな]で「受動的多言語使用」を行い、いわば「ゆるい読み方」ができる。それに対し、日本語の使用率の低い者は漢字にのみ頼ると考え、つまり「厳しい読み方」しかできない。

10.3 中国語を母語とする外国籍住民への聞き取り調査

10.3.1 調査の概要

聞き取り調査は 2011 年 12 月 1 日から同 10 日まで行った。先行研究との相違点は、言語テストではなく、調査実施者による質問に答えることによって調査協力者が自ら内省を行う、ということにある。

¹⁵² ライネルト(2011)では、日→中、中・韓→日以外の組み合わせもあったがここでは省略する。

¹⁵³ 本稿における統計データ法務省の統計資料によるものである。

本調査の目的は、中国語を母語とする外国籍住民が、日本での生活の中で日中同形異義語や漢字の字形の違いについてどのように感じ、どのようにそれらを受容しているのかを明らかにすることである。

調査対象は、幅広く様々な意見を採集するため、日本在住の中国語を母語とする外国籍住民（国籍・性別・年齢不問）とする。以下、調査協力者3名について表1にまとめた。

表 10.1 調査協力者について

	年齢	滞日歴	日本語力	繁体字	中国語の使用	日本語の使用
A	50代	9年	初級	読めるのみ	話す ¹⁵⁴ 、読む	話す、読む
B	20代	2ヶ月	中級	読めるのみ	話すのみ	話す、読む
C	30代	16年	上級	読めるのみ	話すのみ	話す、読む、聞く、書く

調査協力者のいずれも中華人民共和国出身者であり女性である。Aは吉林省、Bは山東省、Cは遼寧省の出身である。日本語能力に関しては調査協力の自己申告であるが、聞き取り調査の時間外で筆者との日本語による会話や日本語能力試験の合格状況も併せて総合的に勘案した上で表のようにした。

10.3.2 調査方法

調査は半構造化インタビューで中国語を用い、同時に録音する、という形式で行われた。調査における主な質問項目¹⁵⁵は下記の通りである。

①日中同形語をどのように意識し、受容しているのか。

日本在住の中国語を母語とする外国籍住民が受動的多言語使用を行う際に最も重要なこと。具体的には、意味領域が異なるグループの語彙、意味領域が重なるグループの語彙（以上同形）、異形グループの語彙のそれぞれに属するいくつかの例を協力者に提示して意見を述べてもらうと同時に他の例も協力者から聞き出す。

¹⁵⁴ 本稿における「話す」と「聞く」が具体的にどのような事柄を指すのかを付録に記載した。以降同様。

¹⁵⁵ 質問項目の詳細は付録を参照されたい。

②言語サービスの享受について。

日本在住の中国語を母語とする外国籍住民の受動的な多言語使用が様々な場面で行われるが、その一つとして、行政などによる言語サービスを享受することが挙げられる。広義的には行政のみならず、公共交通機関などの準公的機関による言語サービスも重要ではあるが、本稿では取り上げない。なお、言語サービスの内容は多岐に渡るが、本稿では主に「読む」・「見る」に限定する。

③漢字を多用する「やさしい日本語」について。

いくつかの自治体の生活ガイドブックのようなものに用いられている様々な「やさしい日本語」を協力者に見せ、それについての感想を求める。

10.4 調査結果

調査結果を①日中同形語をどのように意識し、受容しているのか、②言語サービスの享受について、③漢字を多用する「やさしい日本語」について、という順に協力者ごとにまとめていく。

10.4.1 調査協力者 A

調査協力者 A は日本人の配偶者として来日しパートとして働いていたが、現在は専業主婦である。聞き取り調査の結果は下記の通りである。

①日中同形語をどのように意識し、受容しているのか。

- ・漢字で表記される語彙のうち、意味領域が重複するものが最も難しい。
- ・異義のものうち「娘」が最も印象的である。(中国語では、「娘」の一文字の場合は「母親」を意味する。親族関係の名詞で親子の関係が漢字表記において日中両言語が反対になるところがおもしろい)
- ・異形¹⁵⁶ (例：案内・受付) のものは意識するため、最初は戸惑うが、覚えやすい。

¹⁵⁶ 本稿における「異形」は挙げられた例のように、同じ漢字の組み合わせが存在しないことをいう。

②言語サービスの享受について。

- ・中国語のものもあるが少ない。
- ・配偶者が日本人のため、納税など複雑なことはやってもらう。

③漢字を多用する「やさしい日本語」について。

- ・漢字+ふりがながいい。読み方が分からないことが生活の中で最も困惑。

10.4.2 調査協力者 B

調査協力者 B は中国の大学を卒業したのち、大学院に進学するために来日した。現在は大学院での研究生であり、研究テーマは第二言語としての中国語教育である。以下はその聞き取り調査の結果である。

①日中同形語をどのように意識し、受容しているのか。

- ・漢字で表記される語彙のうち、意味領域が重複するものが最も難しい。
- ・異義のもののうち「心中」が最も印象的である。(中国語では「心中」が「心の中」という意味で一文節であるのに対し、日本語では一つの名詞)
- ・異形のもの意識するため、最初は戸惑うが、覚えやすい。

②言語サービスの享受について。

- ・滞日歴がまだ短いため大きな問題はない。

③漢字を多用する「やさしい日本語」について。

- ・普通の日本語がいい。ふりがなは非漢字圏のためのものと思う。

10.4.3 調査協力者 C

調査協力者 C は中国の大学を卒業し来日して日本語を習うため日本語学校生になった。その後大学院生になり、大学院終了後会社員として勤めていたのち、再び大学院生となって現在に至る。研究テーマは中国語の文法である。聞き取り調査は次の通りである。

①日中同形語をどのように意識し、受容しているのか。

- ・漢字で表記される語彙のうち、意味領域が重複するものが最も難しい。
- ・意味領域が重複するもののうち「青」が最も印象的である。（「信号が青になった」というところを「信号が緑になった」と来日して数年経過しても言うてしまう）
- ・異形のもは意識するため、最初は戸惑うが、覚えやすい。

②言語サービスの享受について。

- ・日本語が堪能なためほとんど問題ない。
- ・会社勤めの時は会社にお任せ。
- ・言語が問題ではなく、なじみのない制度が問題。

③漢字を多用する「やさしい日本語」について。

- ・漢字+ふりがながいい。ふりがなが勉強になる。

10.5 聞き取り調査のまとめ

まず、漢字で表記される語彙については、意味領域が重複するものが最も難しいことと、異形のもは意識するため、最初は戸惑うが、覚えやすいことが共通する。例えば、調査協力者 A によると、「案内」や「受付」といった語彙は中国語にはない漢字の組み合わせで印象に残ると述べていた。その上、市役所や銀行などの窓口などでよく目にするため、覚えやすいのである。

次に、言語サービスの享受については、滞日歴の長い調査協力者からは制度の分かりにくさが指摘された。国民健康保険や所得税の納付などが例として調査協力者の談話から挙げられた。これらの例からは滞日歴にかかわらず制度を分かりやすく説明する必要性が示唆されたのではないかと思われる。

一方、漢字を多用する「やさしい日本語」については、漢字+ふりがな、という形式が望まれる。これは、中国語を母語とする外国籍住民にとっては、漢字の意味は分かるが読み方は分からない、または中国語で類推して間違えてしまうというためだと思われる。ふりがなが非漢字圏出身者のためのものという意見を滞日歴の短い調査協力者 B から得たが、滞日歴の長い調査協力者 A と C が異なる意見をもつところは興味深いものである。

最後に、日中漢字の字体の差異が読む際にはそれほど問題ではないことが明らかになった。これは、調査協力者によると、中国の学校教育では簡体字が教えられるが、商店の看

板や出版物の題名などが繁体字が使用されており、頻繁にはではないものの、それに接する機会があるため、繁体字が生活から断絶されたものではないとのことから繁体字のリテラシーが培われたのであろう。

10.6 考察—中国語を母語とする外国籍住民のための言語サービス

調査結果に鑑み、中国語を母語とする外国籍住民のための「やさしい日本語」を考えるにあたり、次のことを考慮にいれるべきである。

まず、漢字で表記される語彙については、意味領域が重複するものが最も難しいため、異形のものに比べて取り扱う際により注意を払わなければならない。

次に、日中漢字の字体の差異が受動的多言語使用に支障を来たすと思われたものの、それと相反する結果が得られたため、字体の差異についてはそれほど重要な課題ではないことがいえよう。

最後に、日本語上級者であってもふりがなを希望するため、「やさしい日本語」にふりがなをふることは中国語を母語とする外国籍住民が受動的多言語使用をよりスムーズに行うのに重要な要素の一つだと思われる。

10.7 今後の課題

本調査に向けての今後の課題として、次のことが考えられる。まず、調査形式と内容を改善することである。協力者の内省から言語テストでは得られない情報を入手できるが、より複眼的に受動的多言語使用をみるために、内省のみならず、言語テストを加えることが重要だと考える。

次に、日本在住の中国語を母語とする外国籍住民の日本語の使用率も受動的多言語使用に影響を与える要因と考えられるが、本稿ではその相関関係についての考察には至らなかったため今後の課題の一つとしたい。

最後に、協力者の人数を増やし、属性を多様化させることも重要であることはいうまでもない。

第 11 章 漢字圏出身者のための言語政策について

本章では、漢字圏出身者のための言語政策についての考察を行う。具体的には、漢字圏出身者向けの漢字を多用する「やさしい日本語」を構築するにあたり、問題点や注意点を文字表記レベル、語彙レベル、文章レベルに分けて述べ、具体的な構築を試みる。

11.1 漢字を多用する「やさしい日本語」の構築

漢字圏出身者向けの「やさしい」日本語を構築する際、文字表記、語彙、文章の書き方に関しては本稿独自の視点による提案を示すが、文法レベルと作成ルールに関しては弘前大学人文学部社会言語学研究室を拠点とする「減災のための『やさしい』日本語研究会」が提唱しているものを参考にする。それは、「減災のための『やさしい』日本語研究会」が作成した「やさしい日本語」の有効性が実験で立証されたためである。

この実験は 2005 年 10 月 23 日に「災害時に市町村報道で使われる日本語と『やさしい日本語』」と比べ、災害時に「やさしい日本語」が有効であることを検証するという目的で行われ、小学生低学年の日本人生徒 30 人と、漢字圏・非漢字圏の各国の非日本語母語話者の外国人留学生 85 人が被験者として参加している。実験の詳細は【「やさしい日本語」の有効性検証のための『本実験解説書』】で読むことができる¹⁵⁷。実験は聴解と読解の 2 部に分かれており、それぞれに普通の日本語と「やさしい日本語」による 3 つずつの指示文が使用され、被験者がそれらを聴き・読み、正しく行動できたか否かを測った。読解の「やさしい日本語」は全ての漢字にルビがふられている。実験の結果から、「やさしい日本語」は普通の日本語に比べ、外国人留学生で約 1.4 倍、小学生低学年日本人生徒で約 4 倍の正答率であることが分かった。

「減災のための『やさしい』日本語研究会」の「やさしい日本語」は日本語能力試験旧 3 級をやさしさの目安にしており、以下の 12 項目の作成ルールに従って作成されている。各項目の詳細な説明は出典のホームページで記述されているためここでは省略する。

- (1) 難しいことばを避け、簡単な語を使ってください。
- (2) 1 文を短くして文の構造を簡単にします。文は分かち書きにしてことばのまとまりを

¹⁵⁷ <http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/kaisetsusyohtml/kai-mokuji.html> (2012年11月25日閲覧)

認識しやすくしてください。

(3) 災害時によく使われることば、知っておいた方がよいと思われることばはそのまま使ってください。

(4) カタカナ・外来語はなるべく使わないでください。

(5) ローマ字は使わないでください。¹⁵⁸

(6) 擬態語や擬音語は使わないでください。

(7) 使用する漢字や、漢字の使用量に注意してください。すべての漢字にルビ(ふりがな)を振ってください。

(8) 時間や年月日を外国人にも伝わる表記にしてください。

(9) 動詞を名詞化したものはわかりにくいので、できるだけ動詞文にしてください。

(10) あいまいな表現は避けてください。

(11) 二重否定の表現は避けてください。

(12) 文末表現はなるべく統一するようにしてください。

(出典:「やさしい日本語」にするための12の規則¹⁵⁹)

本稿の漢字圏出身者向けの漢字を多用する「やさしい日本語」は第5項および第7項の前半を除き、基本的にはこれらを参照に作成することを可能と考える。

一方、非漢字圏出身者向けの「やさしい日本語」に関しては、非漢字圏出身の留学生を含めた実験で有効性が立証された「減災のための『やさしい』日本語研究会」が作成した「やさしい日本語」が適切ではないかと考えている。すなわち、日本語能力試験旧3級の語彙と文法を目安にし、上記の12項目を参考に作成した「やさしい日本語」が非漢字圏出身者のニーズに合っているであろうと考えているが、本稿は漢字圏出身者向けの「やさしい日本語」に焦点を当てているため、詳細に論じることを別稿に譲る。

11.2 文字表記レベル

文字表記レベルにおいては、漢字の使用に制限を加えない。これは、日本語の漢字と中国語の漢字に字体の差異はあるものの、中国語を母語とする外国籍住民への聞き取り調査

¹⁵⁸ ローマ字の使用の是非に関しては、「減災のための『やさしい』日本語研究会」の消極的な立場とは異なり、本稿は第7章第7.4.3節で述べているように、積極的である。

¹⁵⁹ <http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/EJ9tsukurikata.ujie.htm> (2012年11月25日閲覧)

で明らかになったように、字体の差異は読む際にはそれほど大きな問題ではなかったためである。但し、漢字にふりがなをふることは必要である。それは、「漢字+ふりがな」という組み合わせが望まれると、日本在住の中国語を母語とする外国籍住民への聞き取り調査で明らかになったためである。

第8章でも既に言及したが、漢字の字体の複雑さは日中によって異なっている。それに加え、中国語ににおいては更に簡体字と繁体字がある。その難易度をいくつかの例を以って簡体字・日本語漢字・繁体字という順に並べると次の表11のようになる。

表11 日中漢字の字体の比較

字体／意味	中国語簡体字	日本語漢字	中国語繁体字
駅	驿	駅	驛
売る	卖	売	賣
書物	书	書	書
台風	台风	台風	颱風
外国人	外国人	外国人	外國人

表11で示したように、簡体字、日本語漢字、繁体字のいずれも字体が大きく異なるものがある。一方、日本語漢字の字体と繁体字は同じであるが、簡体字の字体は異なるものもある。また、簡体字の字体と日本語漢字の字体は同じであるが、繁体字の字体は異なる、という逆の場合もある。

いずれの場合にせよ、視覚的に大きく異なる字があっても前後にある文字で推測することができるため、字形の違いはあるものの、読む際の意味の理解においては致命的な妨げにはならないと考えても差し支えない。

11.3 語彙レベル

語彙レベルにおいては、漢字の使用によって、意味の類推が可能であるため、文字表記レベルと同様に、基本的には制限しない。但し、抽象的な概念を表す名詞などは、意味的なオーバーラップがあるため、注意が必要である。とりわけ、第8章で言及した「十分に理解できないもの」を取り扱う際に、言い換えや短い説明を付け加える必要がある。「十分に理解できないもの」は、第8章で示した図に囲いで囲んで下記にて示す。

<p>S1：日中両言語においてほぼ同形同義。(音読名詞例：以下、訓読名詞例：味)</p> <p>S2：同形で意味領域は同じだが、中国語では古典の用法に近い固い表現。または、同形で現代標準中国語では、一字(単独)では用いないが、漢字圏出身者が見れば、意義内容だけは理解できるもの。(音：～時、訓：足)</p> <p>O1：同形で日本語と同じ意味を持つが、中国語では同時に他の意味を併せ持つもの。或いは逆に中国語では日本語の持つ意味領域の一部分しか持たないもの。(音：以上、訓：肉)</p> <p>O2：同形で意味的には類似だが、日本語と中国語では、意義内容または語感がかなりずれるもの。(音：講義、訓：男の子)</p> <p>D1：同形であるが、日本語と中国語ではその意味が著しく異なり、漢字圏出身者に容易に誤解を生じさせるもの。(音：奥さん、訓：お菓子)</p> <p>D2：同形であるが、日本語と中国語ではその意味が著しく異なるうえ、古典に限った表現で、現代では用いられないため、理解がほぼ不可能なもの。(音：挨拶、訓：鞆)</p> <p>NO：異形で日本語の造語構造を分解再構成し、類推によって漢字圏出身者にもほぼ正確に理解できるもの。(音：急行、訓：昨日)</p> <p>N△：異形で日本語の造語構造を分解再構成し、類推によって漢字圏出身者にも大体の意味を理解できるが、正確さに欠けるもの。(音：映画、訓：売り場)</p> <p>N×：異形で日本語の造語構造を分解再構成しても、類推によって漢字圏出身者には理解できないもの。(音：運転手、訓：受付)</p>

図 11 漢字で表記されている語彙のうちの「十分に理解できないもの」

文章を作成する際に、ある語彙が「十分に理解できないもの」であるかどうかを判断するものとして一覧表が必要である。その一覧表を第8章で得られた結果に基づいて名詞、形容詞・形容動詞、動詞の順に次に示す。最終的には、一覧表に止まらず、データベースを作成し、簡単に検索できるようにすることが目標である。

11.3.1) 名詞

ア) 音読名詞 (五十音順、以下同様)

O2 同形 ¹⁶⁰ 意義内容がかなり ずれる		D1 同形 意味が著しく異な り容易に誤解する		D2 同形 意味が著しくこと なりほぼ理解不能		N△ 異形 ¹⁶¹ 類推で理解可能だ が正確さに欠ける		N× 異形 類推でも理解でき ない	
日	中	日	中	日	中	日	中	日	中
運転	運送、 回る	遠慮	遠くお もんば かる	挨拶	押し進 む	阿弗利加	非洲	案内	向导、 通知
警官	警察の 官僚	階段	段階	一番	一度、 一つ	亜米利加	美国	一緒	一起、 一样
～軒	車の前 部の高 い所	奥さん	奥			映画	电影	一生懸命	拼命、 用心
講義	プリント	学部	清朝、全 国の教 育事務 を統括 する機 関			映画館	电影院、戏 院	運転手	司机
質問	詰問	汽車	自動車			屋上	屋顶	格好	外表
写真	写真	気分	体質			～箇月	个月	家内	妻子
招待	接待	県	省より小 さい行政 単位			課長	科长	火曜日	星期二

¹⁶⁰ 日中同形語に関しては、代表的な中国語の意味を示すにとどまる。以降同様。

¹⁶¹ 日中異形語に関しては、代表的な中国語訳を示すにとどまる。以降同様。

先輩	模範と すべき 先人	喧嘩	騒がし い			喫茶店	咖啡厅	興味	兴趣
茶碗	茶飲み	高校	下記の 略			近所	附近	金曜日	星期五
病院	専門病 院	高等学校	大学と 高等専 門学校 の総称			高校生	高中生	空港	机场
本	もと	ご主人	主人公			交差点	十字路 口	～君	小～
		邪魔	悪魔			再来月	后个月	怪我	受伤
		十分	非常に			再来週	后个星 期	月曜日	星期一
		親切	親しい			再来年	后年	見物	游览
		新聞	ニュース			自転車	脚踏车	交番	派出所
		水道	水路			自動車	汽车	ご存知	您知道
		先生	～さん			社長	老板	ご馳走	佳肴
		大事	大ごと			～週間	～个星 期	今度	下次, 这次
		暖房	暖かい 部屋			紹介	介绍	財布	钱包
		～町	田地の 境界			小学校	小学	残念	可惜
		道具	劇の大 道具・ 小道具			承知	同意	支度	准备
		人形	人の形			食事	饮食	自分	自己
		部長	大臣			食料品	食品	授業	课

		勉強	無理に			神社	庙宇	宿題	作业
		方	四角い			生徒	学生	心配	担心
		～本	～冊			相談	商量	水曜日	星期三
		約束	制約			煙草	香烟	石鹸	肥皂
		様	様子			中学校	中学	世話	照顾
		用	用いる			～日	～天	卒業	毕业
		用意	意図			～人	～个人	大切	重要
		留守	皇帝巡幸 時に大臣 が留守を 務める			番号	号码	大変	辛苦
						病気	病	沢山	很多
						洋服	衣服	多分	可能
						来月	下个月	丁度	刚
						来週	下个星期	都合	情况, 方便
						来年	明年	土曜日	星期六
						両親	父母	日曜日	星期日
						両方	双方	～番	第～位
						冷蔵庫	冰箱	番組	节目
						冷房	冷气	半分	一半
								布団	被褥
								返事	回答
								木曜日	星期四
								廊下	走廊

イ) 訓読名詞

O2 同形 意義内容がかなり ずれる		D1 同形 意味が著しく異な り容易に誤解する		D2 同形 意味が著しくこと なりほぼ理解不能		N△ 異形 類推で理解可能だ が正確さに欠ける		N× 異形 類推でも理解でき ない	
日	中	日	中	日	中	日	中	日	中
青	緑	嘘		鞆	皮なめ し職人	五日	五号	赤ん坊	婴儿
田舎	村の家	赤ちゃん	赤			色々	各種	貴方	您
お嬢さん	「娘」 (母親) の旧字	お菓子	果実、 果物			売り場	柜台	受付	询问处
男の子	男性	お金	金			お手洗い	洗手间	上着	外套
女の子	女性	お釣り	釣る			一昨日	前天	お蔭	托您福
風邪	風疾の 病因	大人	立派な 人物			一昨年	前年	押入れ	壁橱
靴	長靴	お祭り	祭る			買い物	买东西	お風呂	浴室
門	ドア	お巡りさん	巡回			金持ち	富有	お見舞い	探望, 慰问
		鍵	鍵盤			彼	他	片仮名	
		方	四角い			着物	和服	切手	邮票
		君	君主			九日	九号	切符	车票
		～位	～人			此方	这里	靴下	袜
		塵	ほこり			品物	货物	言葉	语言
		頃	面積の 単位			背中	背后	子供	小孩
		畳	折り畳 む、積み 重ねる			建物	建築物	此の間	前些时 候

		～建て	建てる			手袋	手套	此の頃	最近
		棚	粗末な 小屋			十日	十号	～様	～先生
		楽しみ	楽			七日	七号	下着	內衣, 内裤
		愉しみ	愉快			名前	名字	其処	那边
		一寸	1センチ			飲み物	飲料	其方	那边
		一日	1日			乗り物	交通工 具	其の	那个
		机	機械			二十日	二十号	其れ	那
		手紙	トイレット ペーパー			二人	两个人	台所	厨房
		通り	通じる			二日	二号	玉子	蛋
		時々	～時			真ん中	正中	床屋	理发店
		泥棒	泥の棒			三日	三号	何方	哪
		臭い	くさい			六日	六号	匂い	气味
		引き出し	引き出 す			指輪	戒指	荷物	行李, 货物
		外	そと			四日	四号	花見	赏花
		僕	しもべ			忘れ物	忘了东 西	平仮名	
		程	道程					部屋	房间
		殆ど	危うい					息子	儿子
		町	面積の 単位					八百屋	卖菜店
		娘	母親					夕方	傍晚
		～目	目					割合	比率
		～屋	家						
		湯	スープ						

		訳	翻訳						
		私	私的						

ウ) 音訓混合名詞：重箱読み

N△ 異形 類推で理解可能だが正確さに欠ける		N× 異形 類推でも理解できない	
日	中	日	中
茶色	褐色	気持ち	心情
		具合	状況
		試合	比赛
		仕方	做法
		字引	字典
		灰皿	烟灰缸
		本棚	书架
		味噌汁	豆酱汤

エ) 音訓混合名詞：湯桶読み

D1 同形 意味が著しく異なり容易に誤解する		N△ 異形 類推で理解可能だが正確さに欠ける		N× 異形 類推でも理解できない	
日	中	日	中	日	中
野菜	山菜	火事	火灾	友達	朋友
		彼女	她	値段	价钱
		時計	时钟	寝坊	睡迟了
		豚肉	猪肉	葉書	明信片
				勿論	当然

--	--	--	--	--	--

11.3.2) 形容詞・形容動詞

ア) 音読形容詞・形容動詞

O2 同形 意義内容がかなり ずれる		D1 同形 意味が著しく異な り容易に誤解する		N× 異形 類推でも理解でき ない	
日	中	日	中	日	中
丁寧	懇ろに 頼む	大勢	大局	残念	可惜
		結構	構成	大切	重要
		邪魔	悪魔	大変	辛苦
		丈夫	夫	本当	真的
		大事	大ごと	立派	堂皇, 优秀
		親切	親しい		
		変	変わる		
		無理	道理が ない		

イ) 訓読形容詞・形容動詞

O2 同形 意義内容がかなり ずれる		D1 同形 意味が著しく異な り容易に誤解する		N△ 異形 類推で理解可能だ が正確さに欠ける		N× 異形 類推でも理解でき ない	
日	中	日	中	日	中	日	中
青い	緑	上手い	手をつける	真っ直ぐ	筆直	面白い	有趣
煩い	煩わしい	辛い	苦しむ			素晴らしい	极好

眠い	寝る	淋しい	浴びる			大好き	非常喜欢
		好きな	良い			不味い	不好吃
		凄い	痛ましい				
		賑やか	救済				
		太い	とても				
		下手	手を下す				
		真面目	正体				
		丸い	団子				
		優しい	優秀				
		安い	安らか				
		若い	もし				

ウ) 音訓混合形容詞・形容動詞：重箱読みのみ

D1 同形 意味が著しく異なり容易に誤解する		N× 異形 類推でも理解できない	
日	中	日	中
上手	手をつける	駄目	不行

11.3.3) 動詞

ア) 音読動詞

O2 同形 意義内容がかなりずれる		D1 同形 意味が著しく異なり容易に誤解する		D2 同形 意味が著しくことなりほぼ理解不能		N△ 異形 類推で理解可能だが正確さに欠ける		N× 異形 類推でも理解できない	
日	中	日	中	日	中	日	中	日	中
運転 ¹⁶²	運送	遠慮	遠く慮る	挨拶	押し進む	紹介	介绍	案内	带路

¹⁶² 本来は「運転する」のように「名詞+する」と表記するが、ここでは「する」を省略する。以降同様。

質問	詰問	喧嘩	騒がしい			承知	同意	怪我	受伤
招待	接待	邪魔	悪魔			食事	飲食	見物	游览
拜見		勉強	無理に			相談	商量	支度	准备
		約束	制約					心配	担心
		用意	意図					世話	照顾
		留守	皇帝巡幸 時に大臣 が留守を 務める					卒業	毕业
								返事	回答

イ) 訓読動詞

O2 同形 意義内容がかなり ずれる		D1 同形 意味が著しく異な り容易に誤解する		N△ 異形 類推で理解可能だ が正確さに欠ける		N× 異形 類推でも理解でき ない	
日	中	日	中	日	中	日	中
挙がる	手を挙 げる	謝る	感謝	思い出す	想起	片付ける	收拾
上げる	上	致す	与える	乗換える	转车, 换车	頑張る	努力, 奋斗
行く	歩く	頂く	支える	働く	工作	御座る	有
討つ	求める	戴く	被る			込む	拥挤
写す	書く	伺う	仕える			咲く	开花
落とす	落ちる	唄う	語気助詞			差上げる	献给
貸す	お金を 貸す	お出で になる	出る			出掛ける	出外
着く	しつ つある	仰る	仰ぐ			手伝う	帮忙

運ぶ	移動	覚える	思う			引っ越す	搬家
走る	歩く	被る	される			間違える	弄錯
磨く	擦る	通う	通じる			間に合う	赶得及
見せる	見る	考える	試験			見付かる	见到
焼ける	燃やす	聞く	嗅ぐ			見付ける	找到
		聞こえる	嗅ぐ			召上る	您吃
		着る	しつ つある			申上げる	告诉您
		下さる	下			役に立つ	有用
		呉れる	姓の1つ				
		混む	混ぜる				
		下げる	下				
		差す	間違う				
		閉まる	閉じる				
		閉める	閉じる				
		知らせる	知る				
		足す	足りる				
		出す	出る				
		楽しむ	楽				
		愉しむ	愉快				
		頼む	責める				
		違う	従わない				
		掴まえる	平手打ち				
		勤める	勤勉				
		連れる	連ねる				
		出来る	出てくる				
		届ける	～回				
		直す	真直ぐ				
		直る	真直ぐ				

		為さる	～の為				
		履く	実践				
		払う	はたく				
		太る	とても				
		参る	参加				
		負ける	負う				
		回る	帰る				
		戻る	罪				
		貰う	貸し出す				
		座る	座席				
		寄る	送る				
		割れる	切る				

11.4 文章レベル

文章レベルにおいては、文字表記と語彙が総合的に関与しているため複雑であるが、ここでは「表現」と「用言の活用」の2点に焦点を当てる。

11.4.1 表現

1. 指示表現:「～てください×→～て下さい」は理解度を増さない。

中国語では、「下」には依頼・指示の意味がないため、「～てください」という指示表現で「下」が使われてもプラスには機能しない。

2. 授受表現:「～てもら→～て貰う」、「～ていただく→～て頂く」は理解度を増さない。

中国語では、「貰」という字は慣用的ではなく、授受の意味も有さない。「頂」も同様である。

3. 敬意表現

・尊敬

「ご～になる」、「お～になる」などを「御～に成る」で表記しても理解度を増さない。こ

れは中国語には日本語のように敬意表現を特定の言語形式で表現しないためである。

・謙讓

「ご～いたす」、「お～いたす」などを「御～致す」で表記しても理解度を増さない。理由は尊敬表現と同様である。

11.4.2 用言（動詞・形容詞・形容動詞）の活用

1. 動詞の否定形：「書かない→書か無い」などは理解度を増さない。

「書」などのような実際的に「書物」という物として理解されうる文字に限っていうと、「書＝本」、「書か無い＝本が無い」と誤解する可能性があるため。形容詞および形容動詞の否定形の場合も同じである。

2. アスペクト：ある動作の過程（継続や完了など）を表す部分。

- ・完了、結果「～である→～て有る」は理解度を増さない。
- ・進行「～ところ→～所」も同様である。

3. ムード：話者の態度を表す部分。

- ・推測、確信「～はずだ→～筈だ」などは理解度を増さない。
- ・推量「～ようだ→～様だ」も同様である。

11.4.3 その他

- ・形式名詞：「～わけだ→～訳だ」などは理解度を増さない。
中国語では、「訳」が理由を表していない。

第12章 まとめと今後の課題

12.1 全体のまとめ

日本に在住しているニューカマーと呼ばれる外国人住民の人口が増加し、多国籍化が進み、多言語化が進行している。このような状況の中で日本語に不自由している外国人住民が行政サービスが受けられないなど、様々な場で情報弱者になり、不利益を被っていることが問題視されている。

この問題の対策として、地方自治体レベルでは、地方自治体の多言語化、すなわち多言語サービスが展開されている。一方、国レベルでは、例えば、総務省が2006年に「多文化共生推進プログラム」を打ち出しており、地方自治体において検討が必要な多文化共生施策の一つとして「コミュニケーション支援」が挙げられている。具体的には、地域における情報の多言語化と、日本語・日本社会学習支援である。しかし、多言語化が進んだとしても、言語数が不均一、少数派の言語が取り残される、といった課題は残る。そこで、多言語サービスの補完案としての「やさしい日本語」が注目されている。「やさしい日本語」は、日本語に不慣れな外国人住民に情報を発信する際、難解な単語を分かりやすい単語に言い換えたり、漢字にルビを振ったり、複雑な文の構造を簡単にしたりする、阪神淡路大震災以後に考案された日本語の表現法である。

本研究は上述の問題やそれに対して行われている対策を踏まえ、言語政策に何ができるかを考えることを主な目的としているものである。具体的には、言語政策に関する理論的考察、外国人住民を対象とした言語政策の実態・問題点、その問題点の改善に向けての考察の3本柱によって論を進めていく。それに先立ち、本研究の作業仮説および研究目的を述べる。

作業仮説として以下の2点をたてる。

- ・日本における言語政策としての言語サービスはどのような意味で外国人住民にとって役に立つものになるか。これは言語政策における席次計画・実体計画に当たる。
- ・地方自治体において言語サービスが提供されるためには、どんな戦略が必要となるのか。これは言語政策における普及計画に当たる。

一方、本研究における研究目的は次の3点とする。

- ・言語政策としての言語サービス、特に「やさしい日本語」の可能性を考える。
- ・公的機関である地方自治体における言語サービスの実態及び地方自治体の抱えている問題点を究明し、その解決策について考察する。
- ・外国人住民ばかりではなくそのほかの情報弱者に研究成果を還元するための方法を考察する。

言語政策に関する理論的考察では、まず、言語政策の定義を「地方自治体が日本語に不自由している外国人住民に理解可能な言語を用いて当該の地方自治体内で言語サービスを提供すること」とし、政策の領域は地方自治体で、内容は「選択・使用」と、「規範化」を中心とした。次に、多言語社会の分類を確認し、日本は複数の分類に該当していることを述べた。その次に、多言語化に伴う言語政策のパラダイム・シフト、国民国家型から多言語化型へと移行することを述べた。つまり、国民国家型と比較する際に多言語化型の言語政策は政策の主体と対象者は多元化しており、政策の対象言語も単一でなくなっていることに加え、コーパス計画が純化・標準化から簡易化に変わり、政策の領域も範囲が拡大していることが挙げられる。続いて、外国人に対する日本の言語政策を「標準主義と言語教育政策」、「地方自治体」、「外国籍住民への政策」、「非標準語政策の必要性」、「日本における言語レジーム」、という5つの関連分野から論じてみた。本研究では、外国籍住民の母語による言語サービスを主に、「やさしい日本語」を補完するものとする。両者が相互補完することによって言語サービスが更に充実していくことを理想的な言語政策として目指すべきものと考えている。

外国人住民を対象とした言語政策の実態・問題点を洗い出すために、まず、大阪府を事例に、地方自治体における言語サービスとしての「やさしい日本語」の取組みについての調査を行った。調査は大阪府内の24地方自治体から協力を得て2009年2月24日から同年3月末まで実施した。アンケートの項目は次の通りである。「やさしい日本語」の取組みの名称及びその内容、期間、始まった契機、目的及び対象、規模、参考モデルの有無、「やさしい日本語」を用いた資料を作成する際の参考資料の有無及びその問題点。この24地方自治体の中で、「やさしい日本語」の取組みがあると回答し、かつその取組みが「難解な単語を分かりやすい単語に言い換えたり、漢字にルビを振ったり、複雑な文の構造を簡単にしたりする」に1つ以上該当している地方自治体は3つあった。

次に、上記の大阪府内の3つの地方自治体に加え、他地域の地方自治体やNGOなどで

用いられている「やさしい日本語」を分析した。分析から、多様な主体によって作成された「やさしい日本語」に多くの変種があることが分かった。「やさしい日本語」の機能性を向上させるために、外国人住民の母語や出身地域等の差異を考慮する必要がある、日本語の表記体系を考えると、漢字圏と非漢字圏別に「やさしい日本語」を再構築すべきと考える。漢字圏の人々のために漢字を多用する「やさしい日本語」を提供する、ということが考えられる。代表的な漢字圏出身者の中国語を母語とする外国人住民を対象にした漢字を多用するやさしい日本語のメリットとして次の2点が挙げられる。

- ・日本語と中国語の文字言語の特性、つまり漢字が使用されていることによって「受動的多言語使用」が可能となる、
- ・外国人住民の人口の約 1/3 強を漢字圏出身者が占めている

しかし、漢字を多用するやさしい日本語を考えるにあたり、いくつかの問題点がある。それは漢字で表記される語彙の理解度と漢字の字体という問題である。具体的には、漢字を多用することで果たして理解度が増すのか、漢字の字形にどれぐらいの差異があるのか、ということを考えなければならない。これらを検討するために、次のいくつかの調査を行った。

まず、漢字で表記される語彙の理解度については、「やさしい日本語」の目安である日本語能力試験 3 級の漢字で表記される語彙 1343 語を、十分に理解できるものと理解できないものに分類した。全体的にみると、理解可能なものが約 7 割で、理解できないものが約 3 割を占めている。約 3 割というのは多数ではないものの、看過できる数値ではないと考えている。

次に、漢字の字体については、4 級から 1 級までの 2040 字を対象に中国語の簡体字と比較した上で、字体の差異が顕著なものを選出し、その比率を算出した。4 級以外、字体の差異が顕著なもの比率が約 1 割から 1.5 割弱ということが明らかになった。

漢字で表記される語彙と漢字の字体に関する調査結果を受け、代表的な漢字圏出身者の中国語を母語とする外国人住民が、日本での生活において、日中同形語をどのように意識し、受容しているのかを知るために、簡単な聞き取り調査を行った。その結果は次の通りである。

- ・漢字で表記される語彙については、意味領域が重複するものが最も難しいことと、異型のものは意識するため、最初は戸惑うが、覚えやすいことが共通する。
- ・漢字を多用するやさしい日本語については、漢字+ふりがな、という形式が望まれる。
- ・日中漢字の字体の差異は、読む場合においてはそれほど問題ではない。

上述の全ての調査を踏まえたうえで、漢字圏出身者向けの漢字を多用する「やさしい日本語」を構築するにあたり、問題点や注意点を文字表記レベル、語彙レベル、文章レベルに分けて述べ、具体的な構築を試みた。これは3本柱のうちの「問題の改善に向けての考察」に当たる。

まず、文字表記レベルにおいては、漢字の使用に制限を加えない。これは、日本語の漢字と中国語の漢字に字体の差異はあるものの、中国語を母語とする外国籍住民への聞き取り調査で明らかになったように、字体の差異は読むにはそれほど大きな問題ではなかったためである。但し、漢字にふりがなをふることは必要である。それは、「漢字+ふりがな」という組み合わせが望まれるということが、日本在住の中国語を母語とする外国籍住民への聞き取り調査で明らかになったためである。次に、語彙レベルにおいては、漢字の使用によって、意味の類推が可能であるため、文字表記レベルと同様に、基本的には制限しない。但し、抽象的な概念を表す名詞などは、意味的なオーバーラップがあるため、注意が必要である。とりわけ、「十分に理解できないもの」を取り扱う際に、言い換えや短い説明を付け加える必要がある。文章を作成する際に、ある語彙が「十分に理解できないもの」であるかどうかを判断するものとして一覧表が必要である。そのため、その一覧表を名詞、形容詞・形容動詞、動詞の順に作成した。一方、文章レベルにおいては、「表現」と「用言の活用」の2点に焦点を当て、漢字による表記でも理解度を増さないいくつかの例を示した。

本研究の意義は、社会言語科学会の初代会長である徳川宗賢氏が提唱した Welfare linguistics (福祉言語学) の一環としての言語政策論の構築と、外国人住民や高齢者、障害者などを含めた情報弱者の視点からの言語政策論の構築の2点にあると考えている。

12.2 漢字の差異を考慮した言語サービス

12.2.1 日本におけるホスト住民と外国籍住民 (ニューカマー) の媒介言語の現状

「媒介言語」の定義は以下の通りである。

木村・渡辺（2009:1）異なる言語をもつ人々が出会うときに使用する言語のこと。

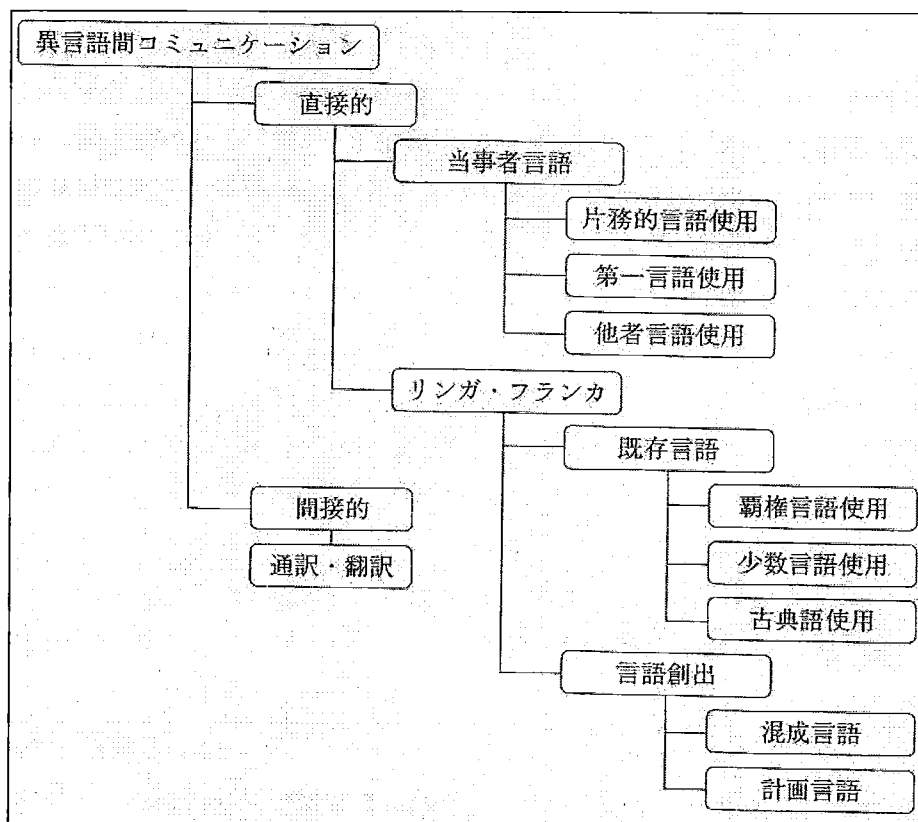


図 12.1 言語的な媒介の可能性（木村・渡辺 2009:8）

日本の媒介言語の現状は基本的には図 10.1 のように「片務的言語使用」と「覇権言語使用」にある。「やさしい日本語」は「片務的言語使用」と「覇権言語使用」ではあるが、将来の発展によって「計画言語」になる可能性もある。さて、漢字を多用する「やさしい日本語」はどのような位置づけになるのであろうか。

12.2.2 漢字を多用する「やさしい日本語」としての「媒介言語」

繰り返しになるが、日本語と中国語には、いずれにも漢字が使われており、視覚的同一性があるのみならず、語彙面においても共通するところが多い、という 2 つの特徴がある。漢字を多用する「やさしい日本語」は一見「片務的言語使用」・「覇権言語使用」のようだ

が、上記の 2 つの特徴を考えると、「第一言語使用」・「少数言語使用」として捉えることもできる。つまり、当事者言語の「片務的言語使用」・「第一言語使用」と、リンガ・フランカの「覇権言語使用」「少数言語使用」の混合形態と言えよう。この「混合形態」は木村他編（2009:8）では「中間的な例」と称されている。

漢字を多用する「やさしい日本語」は日中両言語が漢字語彙を共有しているため、「混成言語」にはならないと思われるが、その将来の発展によって混成言語になる可能性も否めない。

12.3 今後の課題

今後の課題として、主に次の 3 点が挙げられる。まず、漢字で表記される語彙をより上級の語彙、すなわち旧 2 級の 6000 語と、旧 1 級の 10000 語も分析し、旧 3 級の結果と比較する。これは、上級語彙のほうが「やさしい日本語」に適している可能性があると考えられるためである。

次に、聞き取り調査の人数増員をしなければならない。これは、受動的多言語使用という観点から、日本在住の中国語を母語とする外国籍住民の言語使用を通じて、特に異なる意味となる日中同形語について更に多くのサンプルを採集するためである。

最後に、検索可能な語彙と例文のデータベースといった、使用する際に役に立つような補助的なツールを作成し、漢字を多用する「やさしい日本語」の構築を完成させることが目標である。

<参考文献 第1章>

- カルヴェ、ルイ＝ジャン『言語政策とは何か』(和訳：西山教行) 白水社
- 河原俊昭・山本忠行編著 (2004)『多言語社会がやってきた—世界の言語政策Q&A—』くろしお出版
- 木村護郎クリストフ (2011)「私たちはどのように言語を管理するのか」山下仁・渡辺学・高田博行編著『言語意識と社会—ドイツの視点・日本の視点—』三元社、pp.61-89
- 駒井洋 (1999)『日本の外国人移民』明石書店
- 真田信治 (2005)「ドメイン」真田信治・庄司博史編著『事典 日本が多言語社会』岩波書店、pp.358-359
- 真田信治編 (2006)『社会言語学の展望』くろしお出版
- 徳川宗賢・J.V.ネウストプニー (1999)「対談：ウェルフェア・リングイスティクスの出発」『社会言語科学』第2巻第1号、社会言語科学会、pp.89-100
- 布尾勝一郎・佐藤誠子・WOO Wai Sheng(2007)「日本人の共生意識—外国人イメージ・言語意識・言語サービスに関するインタビュー調査から—」津田葵・真田信治・工藤眞由美責任編集『言語の接触と混交』大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」研究報告書2004-2006 大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」、pp.21-57
- ましこひでのり(1997)『イデオロギーとしての「日本」』三元社
- 吉富志津代 (2004)「NGO/NPO がめざす多文化共生社会」庄司博史編『多みんぞくニホン—在日外国人のくらし—』財団法人千里文化財団、pp.44-48
- ルドルフ・ライネルト (2011)「漢字圏における受動的な多言語使用」山下仁・渡辺学・高田博行編著『言語意識と社会—ドイツの視点・日本の視点—』三元社、pp.37-60

<参考文献 第2章>

- 岡戸浩子 (2002a)「第5章 オーストラリアの多文化社会と LOTE 教育」河原俊昭編『世界の言語政策—多言語社会と日本—』くろしお出版、pp.129-143
- (2002b)『「グローバル化」時代の言語教育政策—「多様化」の試みとこれからの日本—』くろしお出版
- 岡本雅享 (1999)『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社
- 亀井孝、河野六郎、千野栄一編著 (1996)『言語学大辞典』第6巻術語編 三省堂
- カルヴェ、ルイ＝ジャン (2000)『言語政策とは何か』(和訳：西山教行) 白水社
- 河原俊昭 (2007)「外国住民への言語サービスとは」河原俊昭・野山広『外国住民への言語サービス』明石書店、pp.10-27
- 河原俊昭 (2007)「第5章 多言語国家マレーシアの言語政策」山本忠行・河原俊昭編著『世界の言語政策 第2集 —多言語社会に備えて—』くろしお出版、pp.109-134
- クルマス (1987)『言語と国家』(和訳：山下公子) 岩波書店
- (2003) (桂木隆夫訳)「日本の多文化社会への道程」桂木隆夫編著『ことばと共生』三元社、pp.231-252
- 真田信治編 (2006)『社会言語学の展望』くろしお出版
- 塩田紀和 (1973)『日本の言語政策』くろしお
- 庄司博史 (1999)「ことばの二〇世紀—象徴としてのことば、商品としてのことば—」庄司博史編『ことばの二〇世紀』ドメス、pp.12-26

- (2009)「多言語化と言語景観—言語景観からなにがみえるか」庄司博史・P.バックハウス・F.クルマス編著『日本の言語景観』三元社、pp.17-52
- 砂野幸稔 (2012)「多言語主義再考」砂野幸稔編『多言語主義再考—多言語状況の比較研究—』三元社、pp.11-48
- 孫宏開 (2010) (藤井久美子訳)「中国における『調和の取れた言語社会構築』についての一考察」原聖編『言語的多様性という視座』(『ことばと社会』別冊 3)、三元社、pp.47-57
- 豊田国夫 (1964)『民族と言語の問題』錦正社
- 中尾正史 (2002)「第 8 章 少数民族言語は生き残れるか—多言語国家イギリスの言語政策と言語教育—」河原俊昭編『世界の言語政策—多言語社会と日本—』くろしお出版、pp.189-216
- ネウストプニー、J.V. (1995)「日本語教育と言語管理」『阪大日本語研究』9:1-15
- (1997)「言語管理とコミュニティ言語の諸問題」国立国語研究所編『多言語・多文化コミュニティのための言語管理』凡人社、pp.21-37
- 原聖 (2007)「多言語社会論の意義と課題」『言語政策』第 3 号 言語政策学会、pp.107-123
- 平高史也 (2003)「言語政策の枠組み—現代日本の場合を例として」梅垣理郎編『総合政策学の最先端 III—多様化・紛争・統合』慶應義塾大学出版会、pp.128-151
- 平野桂介 (1996)「言語政策としての多言語サービス」『日本語学』15 卷 12 号 明治書院、65-72
- フフバートル (2007)「第 4 章 現代中国の言語政策—普通語(プートゥンホァー)普及と少数民族語—」山本忠行・河原俊昭編著『世界の言語政策 第 2 集 —多言語社会に備えて—』くろしお出版、pp.75-108
- 安田敏朗 (2010)「日本語政策史から見た言語政策の問題点」田尻英三・大津由紀雄編『言語政策を問う!』ひつじ書房、pp.133-147
- 山下仁 (2012)「日本の多言語状況に関するいくつかの研究課題」砂野幸稔編『多言語主義再考—多言語状況の比較研究—』三元社、pp.710-744
- Cooper, Robert L.(1989) *Language Planning and Social Change*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Shohamy, Elana (2006) *Language Policy: Hidden Agendas and New Approaches*. Routledge.
- Spolsky, Bernard (2004) *Language Policy*. Cambridge University Press.
- Wright, Sue (2004) *Language Policy and Language Planning: From Nationalism to Globalisation*. Palgrave MacMillan.

<参考文献 第3章>

- クルマス・フロリアン (2003) (桂木隆夫訳)「日本の多文化社会への道程」桂木隆夫編著『ことばと共生』三元社、pp.231-252
- 田尻英三 (2010)「日本語教育政策・機関の事業仕分け」田尻英三・大津由紀雄編『言語政策を問う!』ひつじ書房、pp.51-102
- 多文化共生センター 都道府県および政令市における多文化共生施策調査チーム (2007)『多文化共生に関する自治体の取組みの現状—地方自治体における多文化共生施策調査報告書—』多文化共生センター大阪
- 西原玲子 (2010)「日本の言語政策の転換」田尻英三・大津由紀雄編『言語政策を問う!』ひつじ書房、pp.33-49
- 文化庁文化審議会国語分科会 (2010)『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的

＜参考文献 第4章＞

- 東照二 (2002) 「多言語・多文化共生社会における言語政策 Language Policies in Multilingual and Multicultural Societies」『多言語・多文化共生社会における言語問題』国立国語研究所、pp.53-62
- 関正昭 (1990) 『日本語教育史』愛知教育大学日本語教育コース
— (1997) 『日本語教育史研究序説』スリーエーネットワーク
- 河原俊昭 (2007) 「外国住民への言語サービスとは」河原俊昭・野山広『外国住民への言語サービス』明石書店、pp.10-27
- 大学英語教育学会 (JACET) 言語政策研究会 (2000) 『日本の地方自治体における言語サービスに関する研究—「21世紀多言語社会への助走」—』大学英語教育学会 (JACET) 言語政策研究会
- 建部遯吾 (1918) 「国語に対する実理政策」『日本社会学院年報』第五年第一・二・三合冊、pp.1-151
- 豊田国夫 (1964) 『民族と言語の問題—言語政策研究の課題とその考察—』錦正社
— (1968) 『言語政策の研究』錦正社
- 日本未来学会編 (1989) 『日本語は国際語になるか』TBSブリタニカ
- 野村敏夫 (2006) 『国語政策の戦後史』大修館
- 平高史也 (2003) 「第6章 言語政策の枠組み—現代日本の場合を例として」梅垣理郎編『総合政策学の最先端 III—多様化・紛争・統合』慶應義塾大学出版会、pp.128-151
— (2005) 『総合政策学としての言語政策』慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科
- 平野桂介 (1996) 「言語政策としての多言語サービス」『日本語学』1996年12月号 (Vol.15)、明治書院
- 松本潤一郎 (1942) 「言語政策から見た国語醇化の問題」『国語文化』第2巻第11号、pp.2-15
- 安井綾・平高史也 (2005) 『「ヒューマンセキュリティの基盤」としての言語政策』慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科
- 安田敏朗 (1999) 「近代化のなかの言語政策」庄司博史編『ことばの二〇世紀』ドメス、pp.78-92
— (2001) 「近代日本言語政策史概観—戦前・戦中期を中心に—」『現代日本語講座第1巻 言語情報』明治書院、pp.191-207

＜参考文献 第5章＞

出版物

- 饗場淳子 (2007) 「土居光知「基礎日本語」の資料性—選定語の変遷を中心に—」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊15-1、早稲田大学大学院教育学研究科
- 石黒修編『国語運動』第2巻第4号、国語協会 pp.18-19
—『国語運動』第2巻第12号、国語協会 p.9
- 大出正篤 (1940) 「日本語の世界的進出と教授法の研究」『文學 特輯：東亞における日本語』第8巻第4号、岩波書店
- 神戸松蔭女子学院大学国文学研究室 (1998) 「文林」第32号 (1998年3月号) 「野元菊雄先生略年譜・業績一覧」神戸松蔭女子学院大学学術研究会、pp.I-XXVII
- 国立国語研究所 (1989-1994) 『国立国語研究所年報』1989年度から1994年度まで、国立国語研究所

- 日本語教育センター第二研究室分室（1994）『簡約日本語の創成と教材開発に関する研究』
 国立国語研究所日本語教育センター第二研究室分室
- 土居光知（1933）『国語純化と基本語』明治書院
- （1934）『基礎日本語』（普及版）六星館
- （1977）『土居光知著作集 第五卷文学序説』岩波書店
- 日本語教育学会（2006）「日本語教育」131号（2006年10月号）「訃報 元日本語教育学会会長 野元菊雄氏逝去、p.1
- 野元菊雄（1988）「コラム：簡約日本語とは」金田一春彦・林大・柴田武編『日本語百科大事典 縮刷版』大修館書店、pp.1060-1061
- （1991）「国際化と日本語」小山修三編『現代日本文化における伝統と変容 7 日本人にとつての外国』ドメス出版、pp.141-153
- （1992）「簡約日本語」『文林』第26号 松蔭女子学院大学国文学研究室、pp.1-36
- （1993）『簡約日本語』への反対論『文林』第27号 松蔭女子学院大学国文学研究室、pp.101-179
- （2002）『文章・会話辞典—いい文章の書き方・会話と敬語の心得・電子メール活用術・著作権への対応』ぎょうせい
- 森由紀（2005）「共生のための日本語をめぐる考察—簡約日本語からユニバーサル＜万人向け＞日本語へ—」『三重大学留学生センター紀要第7号』三重大学留学生センター、pp.1-11
- 安田敏朗（1996）「基礎日本語の思想—戦時期の日本語簡易化の実体と思惑—」『比較文学・文化論集第12号』東京大学比較文学・文化研究会、pp.23-43
- （1997）『帝国日本の言語編制』世織書房

ウェブサイト

- 饗場淳子（2006）「土居光知『基礎日本語』の資料性」早稲田大学日本語学会2006年後期研究会発表要旨（<http://www.waseda.jp/assoc-wnihongo/200612.html>）2012年10月29日閲覧
- 梶谷純一（2004）「満鉄図書館と大佐三四五」『日本大学大学院総合社会情報研究か紀要』第5号（2008年1月10日閲覧）

<参考文献 第6章>

出版物

- 宮島達夫（1995）「多言語社会への対応—大阪1994年—」真田信治編集代表『阪大日本語研究7』大阪大学文学部日本語学科（言語系）、pp.1-21
- 羽曳野市（2007）『ようこそ はびきのへ!』羽曳野市市民人権部市民協働ふれあい課
- 平野桂介（1996）「言語政策としての多言語サービス」『日本語学』15巻12号、pp.65-72
- 河原俊昭（編著）（2004）『自治体の言語サービス—多言語社会への扉をひらく—』春風社
- 河原俊昭（2007）「外国人住民への言語サービスとは—外国人住民との共生社会をめざして—」河原俊昭・野山広（編著）『外国人住民への言語サービス—地域社会・自治体は多言語社会をどう迎えるか—』明石書店、pp.10-27
- 河原俊昭・野山広（編著）（2007）『外国人住民への言語サービス—地域社会・自治体は多言語社会をどう迎えるか—』明石書店
- 羅曉勉・山下仁（2007）「外国籍住民が抱えている生活問題について—大阪府下の地方自治体に

に対するアンケート調査および外国籍住民に対するインタビュー調査の結果をもとにした考察―津田葵・真田信治責任編集『言語の接触と混交』大阪大学 21 世紀 COE プログラム「インターフェイスの人文科学」研究報告書、大阪大学 21 世紀 COE プログラム「インターフェイスの人文科学」、pp.87-115

ウェブサイト（全ての最終閲覧日が 2010 年 11 月 30 日である）

富田林市「人口」

<http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/contents3/category02/census/jinkou.html>

羽曳野市「人口と世帯数」

<http://www.city.habikino.osaka.jp/info/036/index.html>

弘前大学文学部社会言語学研究室「やさしい日本語とは」

<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/EJ1a.htm>

法務省「プレスリリース：平成 21 年末現在における外国人登録者統計について」

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00005.html

箕面市「人口・世帯数」

<http://www.city.minoh.lg.jp/toukei/jinko/j201010.html>

<参考文献 第 7 章>

出版物

庵功雄（2009）「地域日本語教育と日本語教育文法：『やさしい日本語』という観点から」『人文・自然研究 3』一橋大学大学教育研究開発センター、pp.126-141

河原俊昭（2007）「外国人住民への言語サービスとは―外国人住民との共生社会をめざして―」河原俊昭・野山広編著『外国人住民への言語サービス―地域社会・自治体は多言語社会をどう迎えるか―』明石書店、pp.10-27

国立国語研究所日本語教育センター第二研究分室（1994）『簡約日本語の創成と教材開発に関する研究』国立国語研究所

佐藤和之（2005）「災害時だけでなく平時から有効な『やさしい日本語』という考え方」『広報』2005 年 2 月号（通号 633）社団法人日本広報協会、pp.13-17

土居光知（1934）『基礎日本語』（普及版）六星館

野元菊雄（1988）「コラム：簡約日本語とは」金田一春彦・林大・柴田武編『日本語百科大事典』大修館書店、pp.1060-1061

WOO Wai Sheng（2009）「大阪府内各地方自治体における「やさしい日本語」の取組みについて―アンケート調査を通じてその現状をみる―」大阪大学大学院言語文化研究科編『批判的社会言語学の実践』言語文化共同研究プロジェクト 2008 大阪大学大学院言語文化研究科、pp.31-43

ウェブサイト（全ての最終閲覧日は 2010 年 3 月 29 日である）

大阪府「平成 20 年末（2008 年末）府内外国人登録国籍別人数」

<http://www.pref.osaka.jp/kokusai/tourokuyasuu/index.html>

大阪府箕面市「みのお生活ガイド」

<http://www2.city.minoh.osaka.jp/JINKEN/KOKUSAI/GUIDEBOOK/jcontents.html>

行政書士・社会保険労務士永井弘行事務所「『やさしい日本語』によるじょうほう」

<http://www.anshinnavi.com/category/1221991.html>
埼玉県県民生活部国際課「新型インフルエンザについて」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A12/BF00/influenza.htm>
日本国際教育支援協会「日本語能力試験 よくある質問」
<http://www.jees.or.jp/cgi-bin/jlpt-faq.cgi>
阪神地域「在住外国人のための多言語生活ガイド（やさしいにほんご）」
http://www.hyogo-ip.or.jp/livingguide/ml_top/ej-top.html
弘前大学人文学部社会言語学研究室「『やさしい日本語』の作成ルール」
<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/EJ9tsukurikata.ujie.htm>
法務省入国管理局「平成20年末（2008年末）現在外国人登録者数」
<http://www.moj.go.jp/PRESS/090710-1/>

<参考文献 第8章>

出版物

- 愛知大学中日大辞典編纂処（1987）『中日大辞典』増訂二版 大修館書店
荒川清秀（1979）「中国語と漢語—文化庁『中国語と対応する漢語』の評を兼ねて—」『愛知大学文学論叢』62号、愛知大学文学会、pp.1(388)-28(361)
上野恵司・魯曉琨（1995）『おぼえておきたい日中同形異義語 300』光生館
王永全・小玉新次郎・許昌福（2007）『日中同形異義語辞典』東方書店
大村益夫（1965）「中国人・朝鮮人に対する漢字語彙教育について」『講座日本語教育』第1分冊、早稲田大学語学教育研究所、pp.61-77
鹿嶋彰（2007）「『やさしい日本語』を使う—よりよい『やさしい日本語』を目指して—」「やさしい日本語」研究会『「やさしい日本語」が外国人の命を救う—情報弱者への情報提供の有り方を考える—』弘前大学文学部社会言語学研究室、pp.119-125
河原俊昭（2007）「外国住民への言語サービスとは」河原俊昭・野山広『外国住民への言語サービス』明石書店、pp.10-27
漢語大詞典出版編纂委員会（2000）『現代漢語大詞典』漢語大詞典出版社
国際交流基金・日本国際教育支援協会（2002）『日本語能力試験出題基準 改訂版』凡人社
杉本達夫・牧田英二・古屋昭弘『外研社—三省堂 日漢—漢日詞典』外語教学与研究出版社、2002
武部良明（1979）「漢字国民に対する中級漢字教育」『日本語教育』37号、日本語教育学会、pp.13-23
中国社会科学院語言研究所詞典編輯室（1979）『現代漢語詞典』商務印書館
張淑榮（1987）『中日漢語対比辞典』ゆまに書房
唐磊・翟東娜（1996）『現代日中常用漢字対比詞典』北京出版社
孫全洲主編（1995）『現代漢語學習詞典』上海外語教育出版社
新村出編（1998）『広辞苑』第五版、岩波書店
馬場康維・米田正人（2007）「『やさしい日本語』の有効性を検証する—実験の結果と検証—」「やさしい日本語」研究会『「やさしい日本語」が外国人の命を救う—情報弱者への情報提供の有り方を考える—』弘前大学文学部社会言語学研究室、pp.87-99
樊婷婷（1993）『中日漢字比較及用法』河南大学出版社、
文化庁（1978）『中国語と対応する漢語』大蔵省印刷局

—— (1983)『漢字音読語の日中対応』大蔵省印刷局
李聚會 (1989)『日語漢字詞彙分類辞典』電子工業出版社

ウェブサイト (全ての最終アクセス日が 2010 年 9 月 22 日である)

大阪市外国籍住民施策有識者会議「『大阪市外国籍住民施策基本指針』の実現に向けた取組みについて」(提言)

[http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000021/21716/teigen\(honbun\).pdf](http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000021/21716/teigen(honbun).pdf)

日本語能力試験「新旧試験の比較：認定の目安」

<http://www.jlpt.jp/about/pdf/comparison01.pdf>

弘前大学人文学部社会言語学研究室「やさしい日本語」

<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/EJ3mokuji.htm>

法務省入国管理局 平成 21 年末現在における外国人登録者統計について

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00005.html

<参考文献 第9章>

出版物

阿久津智 (1991)「漢字圏の学生に対する漢字教育について」『筑波大学留学生教育センター日本語教育論集』第 6 号、筑波大学、pp.129-144

天沼寧 (1980)「日中漢字字体対照表」『大妻女子大学文学部紀要』第 12 号、大妻女子大学、pp.85-108

向野崇倫・向野康江 (2008)「簡体字の特徴に着目した中国語学習の要点」『筑波大学教育実践研究』第 27 号、筑波大学、pp.59-66

(独)国際交流基金・(財)日本国際教育支援協会編著 (2002)『日本語能力試験出題基準[改訂版]』凡人社

吳守鋼 (2009)「有關中日漢字改革的歷史和未来走向(The History and the Future of Reform of Chinese Characters in Japan and China)」『国際短期大学紀要』第 24 号、国際短期大学、pp.79-98

謝世涯 (1989[2002 再版])『新中日簡体字研究』語文出版社

張明輝 (1998)「日中簡体字の比較について」『二松学舎大学論集』第 41 号、二松学舎大学 pp.165-185

馮良珍 (2005)「漢字簡略化の歴史的根源とその現状について—あわせて日本と中国における漢字改革を比較する—」『横浜国立大学教育人間科学部紀要 II 人文科学 7』横浜国立大学、pp.65-78

馬鳳如 (2009)「日中常用漢字字形の比較研究」『山口県立大学学術情報 [大学院論集]』第 2 号、山口県立大学、pp.1-19

ウェブサイト (最終アクセス日は 2011 年 4 月 1 日である)

法務省「登録外国人統計統計表>年報>2009 年」

(リンク先は「政府統計の総合窓口：登録外国人統計>年次>2009 年」である)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001065021>

<参考文献 第10章>

出版物

藤塚将一 (1993) 『粤京日注音漢日字典』 東方書店

ルドルフ・ライネルト (2011) 「漢字圏における受動的多言語使用」 山下仁・渡辺学・高田博
行編著『言語意識と社会—ドイツの視点・日本の視点—』三元社、pp.37-60

Thije & Zeevaert (2007). *Receptive Multilingualism: Linguistic analyses, language policies and didactic concepts*. John Benjamins Publishing Company

ウェブサイト (全ての最終アクセス日が 2012 年 4 月 5 日である)

弘前大学人文学部社会言語学研究室「やさしい日本語」

<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/EJ1a.htm>

法務省「登録外国人登録統計表 2010年」

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html

<参考文献 第11章>

出版物

愛知大学中日大辞典編纂処 (1987) 『中日大辞典』 増訂二版 大修館書店

漢語大詞典出版編纂委員会 (2000) 『現代漢語大詞典』 漢語大詞典出版社

中国社会科学院語言研究所詞典編輯室 (2002) 『現代漢語詞典 (増補版)』 商務印書館

陳伯陶監修 (2003) 『新時代日漢辞典 (修訂新版)』 大新書局

ウェブサイト (全ての最終アクセス日が 2012 年 11 月 25 日である)

「やさしい日本語」の有効性検証のための『本実験解説書』

<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/kaisetsusyohtml/kai-mokuji.html>

「やさしい日本語」にするための12の規則

<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/EJ9tsukurikata.ujie.htm>

<参考文献 第12章>

木村護郎クリストフ・渡辺克義編 (2009) 『媒介言語論を学ぶ人のために』 世界思想社

<資料>

<第6章>

地方自治体における「やさしい日本語」の取組み—調査アンケート—

大阪大学大学院言語文化研究科博士後期課程に在籍中の、ウー・ワイシェンと申します。研究テーマは「日本在住外国人の言語問題」で、特に地方自治体における「やさしい日本語」への取組みについて研究しています。

「やさしい日本語」とは、日本語に不慣れな外国人に情報を発信する際、難解な単語を分かりやすい単語に言い換えたり、漢字にルビを振ったり、複雑な文の構造を簡単にしたりする、(阪神淡路大震災以後に考案された)日本語の表現法です。

現在、博士論文執筆に向けた準備として、大阪府下の各自治体で「やさしい日本語」をどのように施策に取り込んでいるのかについて調べております。このアンケートは、貴市町村の現状や「やさしい日本語」への取組みについてお尋ねすることとしています。つきましては、年度末ご多忙な時期に誠に恐縮ですが、このアンケートにご協力いただけましたら幸いです。また、本アンケートは学術研究目的以外で使用いたしません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

このアンケートに関する問い合わせ先

ウー・ワイシェン 大阪大学大学院言語文化研究科博士後期課程

〒000-0000 大阪府〇〇市〇〇〇-00-00-000号室

電子メール: xxx@xxx.xx.xx 電話番号: 000-0000-0000

1. 貴市町村では、「やさしい日本語」を用いた事業はありますか。
(医療や教育、市町村行政に関するパンフレットやホームページの記述など、どのようなものでも結構です。また、事業として取り組まれていなくても、一部の部署でのちょっとした試みのようなものでも構いませんので教えていただければと思います。)

() ある → () ない →

2. 上記1. で「ない」と回答されました場合、今後「やさしい日本語」を用いた事業を始める予定はありますか。

() ある → () ない →

3. 上記1. で「ある」と回答されました場合、その事業名をお教え下さい。また、その事業を紹介する冊子やパンフレットなどがありましたら、お手数ですが、それらの資料をご送付いただけたら幸いです。

4. その事業はいつから始まりましたか(始める予定ですか)。

_____年_____月より

(発足時の担当部署) _____

(もし変更があった場合、現在の担当部署) _____

5. その事業が始まったきっかけは何ですか。(阪神淡路大震災など)

6. その事業の目的はどのようなもので、どのような人を対象者としていますか。

7. その事業は現在も同じ目的で継続されていますか。

() はい → 9. ✓ () いいえ → 8. ✓

8. 上記7. で「いいえ」と回答された場合、どのような目的に変わりましたか。

9. その事業は、現在どれぐらいの規模で行われていますか(行われる予定ですか)。

担当部署の人員: _____

予算: _____

外郭団体との連携の有無: () ある () ない

10. 参考にしているモデル事業はありますか。

() ある → 11. ✓ () ない → 12. ✓

11. 上記10. で「ある」と回答された場合、どのようなモデル事業ですか。

12. 「やさしい日本語」を用いた資料を作成される際の参考資料は何ですか。

13. 「やさしい日本語」を用いた資料を作成される際に「ここが難しかった」というところがあればお教え下さい。

14. 今後のこの事業の予定をわかる範囲でお教え下さい。

15. このアンケートに記入いただきました方の、所属部署をご記入下さい。

所属部署: _____

16. もし、今後ご連絡させていただける場合は、ご連絡先、ご担当者のお名前をご記入下さいますようお願い致します。

電子メール： _____

電話番号： _____

お名前： _____

17. 最後にこのアンケートに関して、ご意見やコメントなどがありましたらどうぞお書き下さい。

ご協力どうもありがとうございました。

富田林市における普通の日本語から「やさしい日本語」への書き換えの例

市民の皆さまへ

新型インフルエンザ（豚インフルエンザ）への対応について

本市では、WHO（世界保健機関）の警戒レベルの引き上げによりまして、新型インフルエンザ対策本文を立ち上げ、大阪府、富田林保健所とともに電話相談窓口を設置しました。

新型インフルエンザ（豚インフルエンザ）に関するご相談は下記で受け付けております。

◇電話相談窓口

- 富田林保健所 0000-00-0000
- 大阪府（本庁）00-0000-0000
（大阪府本庁は、24時間受け付けています。）
- 富田林市立保健センター 0000-00-0000

※ 開設時間：平日・休日とともに、午前9時から午後6時まで受け付けています。

◇新型インフルエンザに備えて
《流行前》

新型インフルエンザに感染した人のせき、くしゃみ、つばなどとともに、放出されたウイルスを吸入することで感染すると考えられます。

通常のインフルエンザと同じ予防方法が、役立つと考えられます。

具体的には、帰宅されたときにうがいと手洗いを行うことです。

熱やせき、くしゃみといった症状があるときは、マスクを着用してください。

《流行しだしたら》

できる限り外出を避け、外出する時は、不織布製のマスクを着用してください。

◆正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いします。

富田林市健康推進部健康づくり推進課
電話 0000 (00) 0000

図 6.1 普通の日本語による行政文書

市民の皆さまへ

新型インフルエンザ（豚インフルエンザ）対応について

富田林市では、WHO（世界保健機関）の警戒レベルが上がったため、大阪府、富田林保健所が電話相談窓口を設置しました。

新型インフルエンザ（豚インフルエンザ）に関する相談は下記で受け付けています。

◇電話相談窓口 （毎日受け付けています）

- 富田林保健所 0000-00-0000 （受付時間 9:00～18:00）
- 富田林市立保健センター 0000-00-0000 （受付時間 9:00～18:00）
- 大阪府（本庁）00-0000-0000 （24時間受け付けています）

外国人の相談窓口・情報提供 00-0000-0000 （受付時間 9:00～18:00）

トリオフォンによる通訳を介した3者通話での対応

◇新型インフルエンザの対応
《はやる前》

- ・新型インフルエンザに感染した人のせき、くしゃみ、つばなどとともに、出されたウイルスを吸い込むことで感染すると考えられます。
- ・通常のインフルエンザと同じ予防方法が役立つと考えられます。
- ・具体的には、家に帰ったときにうがいと手洗いをすることです。
- ・熱やせき、くしゃみなど症状があるときは、マスクをしてください。

《はやり始めたら》

できるだけ外出をしないで、外出するときはマスクをしてください。

◆正しい情報を知り、冷静な対応をしてください。

富田林市健康推進部健康づくり推進課
電話 0000-00-0000

図 6.2 「やさしい日本語」に書き換えられた行政文書

（いずれの図も富田林市の提供）

羽曳野市の「やさしい日本語」の例

冊子の使い方	このほんのつかいかた
<p>この冊子は、羽曳野市に暮らす外国籍住民の方のための生活情報冊子です。日々の暮らしの中で困ったことや理解できないことを解決するための最低限の情報や、外国籍住民の方にも適用される制度等の情報を選びました。より詳しい情報が必要な方は、[問い合わせ先]に電話するか、その窓口まで行ってください。</p>	<p>このほんは はびきのし (羽曳野市) に すむ がいこくじんが せいかつするため に やくに たつことを かいています。まいにちの せいかつで、こまったことや わからないことがあるとき、これを みてください。もっと くわしく しりたいときは、【きくところ】に でんわをするか、その ばしょへ いって ください。</p>
<p>*電話では、特に記載のない限り、日本語のみの対応となっております。日本語が話せる友人・知人とともに電話をかけてください。</p>	<p>*でんわで きくときは、にほんごでだけ こたえて くれます。にほんごが はなせる ひとと いっしょに でんわを かけてください。</p>
<p>*窓口では、通訳サービスを行っているところもあります。(羽曳野市役所では行っていません。)</p>	<p>*つうやく (通訳→あなたの くのに の ことばで はなしてくれる) サービスを している ところも あります。(はびきのしやくしょでは この サービスを していません。)</p>
<p>*この冊子の情報は、特に記載のない限り 2007年4月現在の情報をもとに編集しています。</p>	<p>*このほんは 2007ねん 4がつの ないようで つくられました。</p>

図 6.3 羽曳野市『ようこそ はびきのへ!』p.1

(羽曳野市の提供)

箕面市の「やさしい日本語」の例

大阪府 箕面市
みのおし

各課のご案内・サイトマップ・お問い合わせ・携帯サイト・Multilingual

キーワードを入力 検索 検索の仕方 文字サイズ・色合いの変更

ホーム home 暮らし life ビジネス business 観光 tourism 市政 government

ホーム > 暮らし > 外国人市民向け > みのお生活(せいかつ)ガイド > 箕面市のごみの収集について

更新日: 2010年9月1日

箕面市(みのおし)のごみの収集(しゅうしゅう)について

[English\(英語\(えいご\)\)](#)

施行日(しこうじ): 平成(へいせい)15年(ねん)(2003年(ねん))10月(がつ)1日(にち)

詳細(しょうさい)は「ごみガイド」(ごみの分(わ)けかた・出(だ)しかた・減(へ)らしかたについて)というパンフレットを讀(よ)んでください。

公共(こうきょう)施設(しせつ)(例(れい)た)と)え)ば: 市役所(しやくしょ)、箕面市(みのおし)国際(こくさい)交流(こうりゅう)協会(きょうかい)でパンフレットを配(く)ばっています(箕面市(みのおし)ホームページからもダウンロードできます)。

ごみの回収日(かいしゅうじ)を知(し)りたいときは、下(した)のリストを見(み)てください(英語(えいご)で書(か)かれています)。

[ごみの回収日\(かいしゅうじ\)](#)

分類(ぶんるい)	出(だ)しかた	分(わ)けかた・出(だ)しかたについて
		燃(も)えるごみ: 紙(かみ)・台所(だいどころ)ごみ・プラスチック類(るい)などを専用(せんよう)のごみ袋(ぶくろ)に入(い)れ、所定(しよてい)の場所(ばしょ)に出(だ)してください。 燃(も)えるごみ専用袋(せんようぶくろ)以外(がい)は収集(しゅうしゅう)しません(容器(ようき)での排(は)出(しゅつ)、ビニール袋(ぶくろ)や、黒(くろ)い袋(ぶくろ)、紙袋(かみぶくろ)のような袋(ぶくろ)で出(だ)せません)。

図 6.4 「箕面市 (みのおし) のごみの収集 (しゅうしゅう) について」
(箕面市「みのお生活 (せいかつ) ガイド」より)

<第7章>

分析に用いた地方自治体の冊子

・分析データのうち、出版物は羽曳野市（2007）及び福生市（2009）の一部を載せる。ウェブサイトに関しては、アドレスより直接参照されたい。

緊急

事故・犯罪 → 「110」へ電話

● 事故・犯罪 → 警察 (police) 「110」へ電話。
(24時間 電話 できます。)

公衆電話 (外にある 電話) から 連絡する ときは、
お金を 入れなくても 連絡が できます。
・はい色の 公衆電話
→ 受話器 (話すところ) を 上げて、
「110」を 押す。
みどり色の 公衆電話
→ 赤色の 緊急ボタンを 押す。



交通事故 (Traffic Accident)

● 交通事故の とき

- ①けが人が いる ときは 応急処置 (病院に 行く 前の 手当て) を する。
- ②警察に 連絡し、伝える。 救急車 (けがや 病気の 人を 運ぶ 車 ambulance) を 呼ぶ。
- ③事故に あった 車を、じゃまに ならないように 運ぶ。
①～③のように、急がないで 動きましょう。

急な けがや 病気・火事 → 「119」へ電話

● 急な 病気で 救急車 (けがや 病気の 人を 運ぶ 車) を 呼ぶ とき、火事で 消防車 (火を 消す 車 fire engine) を 呼ぶ とき

緊急

②「火事 (KAJI)」か「救急 (KYUKYU)」かを 言います。
③住所、名前、様子を 伝えます。

救急車は 無料です。急いで いる とき だけ 使ってください。
軽い けがや 軽い 病気の ときは、自分の 車が タクシーを 使ってください。

初期対応 (始めにやること)

● 救急車 (けがや 病気の 人を 運ぶ 車) が 来るまでに 用意する もの:

- ・健康保険証 (health insurance certificate)
- ・お金

救急車が 近くに 来たら、外に 出て 案内します。

● 消防車 (火を 消す 車) が 来るまでに すること

- ・「火事だ! (KAJI DA!)」と 大きな 声を出して、近所の 人に 教える。
- ・小さい 火を 消す。
※火が 大きく なったら 危険なので、逃げましょう。
- 気をつける こと
携帯電話から 「110」と 「119」へ 電話する とき 「携帯電話 です」と 言ってください。
- ・電話を した 後に 連絡が 入る ことが あります。10分くらい 電線を 穿らなくて ください。




(出典：福生市 (2009))

(2) 国民年金

国民年金

国民年金は、20歳から60歳になるまでの人で、商売や農業をしている人、学生、会社や役所で働いている人とその配偶者など、日本に住んでいるすべての人が加入し、保険料を納めることによって、老齢・障害・死亡について国民年金から共通の年金(これを「基礎年金」といいます)が受けられる制度です。

加入するには

外国人登録を行った方で、20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入します。国民年金の加入手続きは、外国人登録申請をした市役所の国民年金担当窓口で行います。(羽曳野市の場合、外国人登録は市民課で、国民年金は保険年金課で手続きします。)

*日本の会社、工場に勤めている方は、厚生年金保険に加入することになっており、国民年金の加入手続きは不要です。厚生年金保険の加入手続きは、お勤めの会社が行いますので、会社にご相談下さい。

国民年金の加入手続きが終わりますと、「年金手帳」が後日社会保険事務所から送付されます。年金手帳は、年金を受けるときや、住所が変わったり会社などに勤めることになったりしたときには、必ず提出しなければならぬ大切なものです。

【問い合わせ先】

市民課 Tel. 072-958-1111

保険年金課 Tel. 072-958-1111

天王寺社会保険事務所 Tel. 06-6772-7531

保険料

国民年金に加入すると、保険料を納付しなければなりません。納める方法は、社会保険事務所から送付される納付書(国民年金保険料納付案内書)によって、全国の銀行、郵便局、農協、漁協、信用組合、信用金庫、労働金庫、一部のコンビニエンスストアで納めます。

*保険料の納め忘れを防ぐため、あなたの金融機関の口座から自動的に保険料が引き落とされる便利な口座振替のご利用をおすすめします。

(2) こくみんねんきん (国民年金)

こくみんねんきん

20さい から 59さいの ひとで、みせ などをして いる ひと、のうぎょうを している ひと、がくせい、かいしゃや やくしよで はたらいている ひとと その はいぐうしゃ (配偶者一つ または おっと) など、にはんに すんでいる すべての ひとが はいります。これを はらっておくと、としを とったり、けがや びょうきで からだが じゆうに うごかなくなったり、しんだときに、ねんきんが もらえます。これを 「きそねんきん (基礎年金)」と います。

はいる ためには

がいこくじんとうろく (外国人登録) を した 20さい から 59さいの ひと は こくみんねんきんには いらなければなりません。こくみんねんきんには いる てつぎは がいこくじんとうろくを した しゃくしよの こくみんねんきん まどぐちで します。くわしいことは しゃくしよに きいて ください。

*にはんの かいしゃや こうばで はたらいている ひと は こうせいねんきん (厚生年金) に はいるので、こくみんねんきんには いません。くわしいことは はたらいている ところに きいて ください。

こくみんねんきんには いると、ねんきんでちよう (年金手帳) を しゃかいほけんじむしよ (社会保険事務所) から おくってきます。ねんきんでちようは ねんきんを もらう ときや、じゆうしよが かわったり、かいしゃに つとめる ことになつたりしたときには、かならず います。

【きくところ】

しみんか ☎072-958-1111

ほけんねんきんか ☎072-958-1111

てんのうじ しゃかい ほけん じむしよ ☎06-6772-7531

ほけんりよう (保険料)

こくみんねんきんには いると、ほけんりようを はらわなければなりません。しゃかいほけんじむしよの のうあしよ (納付書) を つかつて、ぎんこう、ゆうびん きょく、のうきょう、ぎょきょう、しんようくみあい、しんようきんこ、ろうどうきんこ、コンビニエンスストアで はらって ください。

*てつぎを すれば、ぎんこうや ゆうびんきょく などであなただの こうざから ほけんりようを はらう ことができます。

<第8章>

漢字で表記される語彙の分類結果—音読語—

(名詞)

(例)：日中では異なる品詞の語彙を括弧で囲む

漢字音読語「名詞」								
同形						異形		
S		O		D		N		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
亜細亜	駅	意見	(運転)	遠慮	挨拶	医者	阿弗利加	案内
安全	～階	以上	警官	階段	一番	一日	亜米利加	一緒
以下	お礼	一度	～軒	奥さん		お弁当	映画	一生懸命
以外	下宿	意味	講義	学部		看護婦	映画館	運転手
医学	玄関	円	質問	汽車		急行	屋上	格好
椅子	子	お茶	写真	気分		牛乳	～箇月	家内
一	午後	会社	招待	県		今月	課長	火曜日
以内	午前	家族	先輩	喧嘩		今週	喫茶店	興味
～員	～時	機械	茶碗	高校		今夜	近所	金曜日
運動	～時間	教会	病院	高等学校		辞書	高校生	空港
英語	～式	教室	本	ご主人		辞典	交差点	～君
鉛筆	席	兄弟		邪魔		事務所	再来月	怪我
音楽	～町	計画		十分		住所	再来週	月曜日
～家	都	元気		親切		水泳	再来年	見物
～回	熱	講堂		新聞		～製	自転車	交番
海岸	晩	最初		水道		先月	自動車	ご存知
会議	封筒	砂糖		先生		先週	社長	ご馳走
会議室	服	産業		大事		(退院)	～週間	今度
外国	辺	時間		暖房		誕生日	紹介	財布
外国人	本	試験		～町		地下鉄	小学校	残念
会場		事故		道具		駐車場	承知	支度
会話		時代		人形		特急	食事	自分
科学		趣味		部長		晩ご飯	食料品	授業
学生		正月		(勉強)		飛行機	神社	宿題
～月		食堂		方		飛行場	生徒	心配
学校		女性		本		美術館	相談	水曜日
家庭		西洋		約束		毎日	煙草	石鹸
花瓶		説明		様		郵便局	中学校	世話
関係		掃除		(用)			～日	卒業
漢字		祖父		用意			～人	大切
簡単		祖母		留守			番号	大変
機会		～台					病気	沢山

危険		～代					洋服	多分
技術		大体					来月	丁度
季節		大抵					来週	都合
規則		男性					来年	土曜日
客		注意					両親	日曜日
九		注射					両方	～番
急		適當					冷蔵庫	番組
牛肉		天氣					冷房	半分
教育		電氣						布団
競争		電車						返事
去年		熱心						木曜日
銀行		反対						廊下
～区		～匹						
空氣		必要						
經驗		不便						
經濟		文化						
警察		文章						
景色		便利						
結婚		放送						
原因		翻譯						
研究		～枚						
研究室		輸入						
～個		輸出						
～語		料理						
公園		旅館						
郊外		連絡						
工業								
工場								
紅茶								
校長								
交通								
公務員								
国際								
故障								
今晚								
～歳								
最近								
最後								
作文								
～冊								
雜誌								
三								

散步								
四								
市								
字								
地震								
七								
失敗								
市民								
社会								
十								
~中								
自由								
習慣								
柔道								
出席								
出発								
準備								
小説								
醬油								
将来								
~人								
人口								
数学								
生活								
生産								
政治								
世界								
千								
線								
戦争								
全部								
大学								
大学生								
大使館								
台風								
地図								
~中								
地理								
点								
店員								
天気予報								
電灯								
電報								

展覧会								
電話								
～度								
動物								
動物園								
特別								
図書館								
途中								
二								
日記								
入院								
入学								
～年								
～杯								
倍								
八								
発音								
～半								
百								
ご飯								
複雑								
復習								
普通								
葡萄								
～分								
文学								
文法								
別								
貿易								
帽子								
法律								
毎晩								
万								
漫画								
問題								
有名								
予習								
予約								
理由								
留学生								
利用								
旅行								

零								
歴史								
練習								
六								

以上

(形容・形容動詞)

漢字音読語「形容・形容動詞」								
同形						異形		
S		O		D		N		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
安全		綺麗	丁寧	(大勢)				残念
簡単		(元気)		(結構)				大切
危険		適当		(邪魔)				(大変)
特別		熱心		(丈夫)				本当
複雑		必要		(大事)				立派
有名		不便		親切				
		便利		変				
				無理				

以上

(動詞)

漢字音読語「動詞」								
同形						異形		
S		O		D		N		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
運動スル	下宿スル	安心スル	運転スル	遠慮スル	挨拶スル	(戦争)	紹介スル	案内スル
競争スル		計画スル	質問スル	喧嘩スル		退院スル	承知スル	怪我スル
経験スル		生活スル	招待スル	(邪魔)			食事スル	見物スル
結婚スル		説明スル	拝見スル	勉強スル			相談スル	支度スル
研究スル		掃除スル		約束スル				心配スル
故障スル		注意スル		(用意)				世話スル
散歩スル		注射スル		留守スル				卒業スル
失敗スル		入院スル						返事スル
出席スル		放送スル						
出発スル		翻訳スル						
準備スル		輸入スル						
生産スル		輸出スル						
入学スル								
反対スル								

復習スル								
利用スル								
旅行スル								
練習スル								
連絡スル								

以上

漢字で表記される語彙の分類結果—訓読語—

(名詞)

漢字訓読語「名詞」								
同形					異形			
S		O		D		N		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
脚	間	後	青	嘘	鞆	明後日	五日	赤ん坊
味	赤	入口	田舎	赤ちゃん		贈り物	色々	貴方(女)
頭	秋	内	お嬢さん	お菓子		昨日	売り場	受付
雨	朝	腕	男の子	お金		今日	お手洗い	上着
家	足	裏	女の子	お釣り		果物	一昨日	お蔭
幾つ	明日	伯・叔父	風邪	大人		今朝	一昨年	押入れ
幾ら	遊び	伯・叔母	靴	お祭り		此处	買い物	お風呂
五つ	彼処	お土産	門	お巡りさん		食べ物	金持ち	お見舞い
絲	兄	表		鍵		夏休み	彼	片仮名
上	姉	角		方		一人	着物	切手
後ろ	跡	河		君		昼休み	九日	切符
歌	痕	気		～位		昨夜	此方	靴下
海	址	絹		塵			品物	言葉
枝	飴	国		頃			背中	子供
お酒	池	毛		畳			建物	此の間
お祖父さん	石	事		～建て			手袋	此の頃
音	何時	背		棚			十日	～様
同じ	糸	出口		楽しみ			七日	下着
お祖母さん	犬	年		愉しみ			名前	其処
玩具	今	場合		一寸			飲み物	其方
傘	妹	話		一日			乗り物	其の
風	色	船		机			二十日	其れ
黄色	絵			手紙			二人	台所
北	お祝い			通り			二日	玉子
草	お母さん			時々			真ん中	床屋
菓	お子さん			泥棒			万年筆	何方
雲	お皿			臭い			三日	匂い
車	お爺さん			(引き出し)			六日	荷物

黒	夫		外		指輪	花見
声	お父さん		僕		四日	平仮名
九つ	弟さん		程		忘れ物	部屋
心	男		(殆ど)			息子(さん)
今年	踊り		町			八百屋
小鳥	お腹		娘(さん)			夕方
米	お兄さん		～目			割合
魚	お姉さん		～屋			
塩	お婆さん		湯			
下	終わり		(訳)			
島	女		私			
白	帰り					
砂	顔					
蛋	鏡					
誰	形					
血	壁					
力	髪					
手	体					
十	川					
鳥	側					
鶏	木					
鶏肉	口					
～等	首					
七つ	曇り					
肉	答え					
西	応え					
猫	此の					
葉	此れ					
橋	頃					
二十歳	坂					
花	先					
火	少し					
東	隅					
光	外					
左	傍・側					
人	空					
一つ	縦					
二つ	例えば					
前	卵					
窓	近く					
右	父					
水	月					

湖	次				
店	妻				
三つ	寺				
緑	戸				
南	遠く				
虫	～時				
六つ	何処				
村	所				
眼鏡	隣り				
最も	中				
八つ	何故				
山	夏				
雪	何				
夢	庭				
横	喉				
四つ	齒				
	箱				
	箸				
	初め				
	初めて				
	鼻				
	母				
	林				
	春				
	晴れ				
	日				
	髭				
	久しぶり				
	昼				
	舟				
	冬				
	星				
	殆ど				
	～前				
	先ず				
	未だ				
	街				
	周り				
	右				
	道				
	皆				
	皆さん				
	港				

耳				
目				
物				
森				
休み				
指				
夜				

以上

(形容・形容動詞)

漢字訓読語「形容・形容動詞」								
同形						異形		
S		O		D		N		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
浅い	赤い	温かい	青い	(上手い)			真っ直ぐ	面白い
暖かい	暑い	嫌な	煩い	辛い				素晴らしい
新しい	危ない	薄い	(眠い)	(淋しい)				大好き
熱い	甘い	巧い		好きな				不味い
厚い	良い	可らしい		凄い				
善い	痛い	可愛い		(賑やか)				
忙しい	旨い	汚い		(太い)				
美しい	嬉しい	厳しい		下手				
美味しい	堅い	嫌いな		(真面目)				
多い	固い	細い		(丸い)				
大きい	悲しい	悪い		優しい				
大きな	哀しい			(安い)				
遅い	汚い			(若い)				
重い	穢い							
硬い	怖い							
軽い	恐い							
黄色い	盛んな							
暗い	寂しい							
黒い	寒い							
細かい	凄い							
静かな	狭い							
白い	確かな							
少ない	正しい							
涼しい	愉しい							
高い	無い							
楽しい	恥かしい							
小さい	速い							

小さな	暇な				
近い	広い				
冷たい	古い				
強い	(欲しい)				
遠い	拙い				
長い	珍しい				
苦い	易しい				
温い	柔らかい				
早い	宜しい				
低い					
閑な					
深い					
円い					
短い					
難しい					
軟らかい					
弱い					

以上

(動詞)

漢字訓読語「動詞」								
同形						異形		
S		O		D		N		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
遇う	明く	合う	挙がる	謝る		取替える	思い出す	片付ける
空く	集まる	会う	上げる	致す		取換える	乗換える	頑張る
在る	集める	逢う	行く	頂く			働く	御座る
有る	浴びる	遭う	討つ	戴く				込む
動く	歩く	上がる	写す	伺う				咲く
唱う	言う	揚がる	落とす	(唄う)				差上げる
生まれる	云う	開く	貸す	お出でになる				出掛ける
売る	謂う	開ける	着く	仰る				手伝う
選ぶ	逝く	遊ぶ	運ぶ	覚える				引越す
遅れる	(苛める)	洗う	走る	被る				間違える
起こす	虐める	生きる	磨く	通う				間に合う
推す	祈る	往く	見せる	考える				見付かる
壓す	居る	急ぐ	焼ける	聞く				見付ける
落ちる	入れる	要る		聞こえる				召上る
驚く	植える	受ける		着る				申上げる
降りる	歌う	打つ		下さる				役に立つ
買う	詠う	移る		呉れる				

還す	吟う	遷る	混む		
換える	謳う	起きる	下げる		
架かる	撃つ	置く	差す		
架ける	択ぶ	送る	閉まる		
勝つ	贈る	教える	閉める		
借りる	興す	想う	知らせる		
乾く	行う	下りる	(足す)		
渴く	怒る	折れる	出す		
変わる	押す	懸かる	楽しむ		
代わる	捺す	掛ける	愉しむ		
聴く	墮ちる	咬む	頼む		
聴こえる	踊る	決まる	違う		
比べる	愕く	切る	遣う		
来る	憶える	探す	掴まえる		
答える	思う	提げる	(勤める)		
困る	泳ぐ	空く	連れる		
壊す	居る	伝える	出来る		
壊れる	終わる	出る	(届ける)		
死ぬ	返す	飛ぶ	(直す)		
滑る	帰る	掃う	(直る)		
住む	変える	光る	為さる		
坐る	替える	弾く	履く		
倒れる	代える	踏む	払う		
足りる	掛かる	焼く	(太る)		
捉まえる	書く	渡す	参る		
造る	描く	渡る	負ける		
点く	飾る		回る		
点ける	嘯む		戻る		
漬ける	消える		貰う		
包む	聞く		(座る)		
釣る	訊く		寄る		
通る	聞こえる		割れる		
跳ぶ	決める				
留める	着る				
採る	(曇る)				
治る	(較べる)				
投げる	暮れる				
慣れる	消す				
脱ぐ	応える				
偷む	ご覧になる				
塗る	捜す				
昇る	下がる				

呑む	騒ぐ				
乗る	触る				
貼る	叱る				
冷える	締まる				
吃驚する	絞まる				
開く	締める				
吹く	絞める				
休む	知らせる				
瘦せる	調べる				
揺れる	知る				
読む	吸う				
分ける	過ぎる				
笑う	透く				
	進む				
	捨てる				
	棲む				
	育てる				
	訪ねる				
	尋ねる				
	訊ねる				
	立つ				
	建つ				
	立てる				
	建てる				
	食べる				
	使う				
	捕まえる				
	疲れる				
	作る				
	創る				
	続く				
	続ける				
	務める				
	止まる				
	泊まる				
	止める				
	泊める				
	取る				
	撮る				
	盗る				
	摂る				
	鳴く				
	泣く				

啼く				
無くす				
無くなる				
亡くなる				
習う				
並ぶ				
並べる				
成る				
鳴る				
逃げる				
似る				
盗む				
濡れる				
眠る				
寝る				
残る				
登る				
飲む				
入る				
始まる				
始める				
話す				
引く				
拓く				
拾う				
増える				
降る				
褒める				
誉める				
(曲がる)				
負ける				
待つ				
廻る				
見える				
見る				
迎える				
向かう				
申す				
持つ				
止む				
止める				
遣る				
汚れる				

呼ぶ				
詠む				
喜ぶ				
飲む				
慶ぶ				
悦ぶ				
沸かす				
別れる				
沸く				

以上

漢字で表記される語彙の分類結果—音訓混合語—

(名詞)

漢字音訓混合語：重箱読み「名詞」								
同形						異形		
S		O		D		N		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
毎年						毎朝	茶色	気持ち
						毎月		具合
								試合
								仕方
								字引
								灰皿
								本棚
								味噌汁

以上

漢字音訓混合語：湯桶読み「名詞」								
同形						異形		
S		O		D		N		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
		場所		(火事)		朝ご飯	彼女	友達
				野菜		歯医者	時計	値段
						昼ご飯	豚肉	寝坊
						夕飯		葉書
								勿論

以上

(形容・形容動詞：重箱読みのみ)

漢字音訓混合語：重箱読み「形容・形容動詞」								
同形						異形		
S		O		D		N		
S1	S2	O1	O2	D1	D2	○	△	×
				(上手)				(駄目)

以上

(動詞：重箱読み・湯桶読みのいずれも該当なし)

<第9章>

日本語能力試験旧一級 第2水準漢字 114字の日中字形比較

説明：

- 1) 上段は日本語、下段は中国語。
- 2) 字形の差異が顕著な字 計9字
- 3) 日本語においてしか用いられない字 計10字
- 4) 国字 計1字

挨	垢	懂	宛	嵐	或	伊	椅	炒	嘘	嬉	囃	餌	於	厶	俺	擘	鍵
挨	垢	懂	宛	嵐	或	伊	椅	炒	嘘	嬉	×	餌	于	冈	俺	擘	鍵

崖	賭	籠	霞	曾	鞣	釜	嚙	瓦	稽	蹴	喧	梢	此	頃	沙	匙	搽
崖	賭	笼	霞	曾	×	釜	啮	瓦	稽	蹴	喧	梢	此	顷	沙	匙	搽

爽	叱	繡	醬	尻	芯	腎	隙	淒	裾	咳	噌	袖	其	剝	揄	汰	忠
爽	叱	绣	酱	尻	芯	腎	隙	淒	裾	咳	噌	袖	其	剥	揄	汰	忠

叩	忽	溜	誰	旦	蛋	馳	蝶	眩	壺	爪	吊	藤	頓	井	那	奈	謎
叩	忽	溜	谁	旦	蛋	驰	蝶	×	壶	爪	吊	藤	顿	×	那	奈	谜

撫	鍋	勺	賑	睨	濡	狙	視	喉	呪	這	箸	筭	貼	厶	髭	膝	肘
抚	锅	×	賑	睨	濡	狙	×	喉	×	这	箸	×	贴	肿	髭	膝	肘

瞳	紐	蓋	吠	頰	惚	殆	撒	蒔	枕	股	眉	稀	勿	尤	貫	闇	茹
瞳	纽	盖	吠	颊	惚	殆	撒	蒔	枕	股	眉	稀	勿	尤	贯	×	茹

蘇 呂 協 湧 僅 碗

苏 吕 × × 仅 碗

現行の言語サービスにおける簡体字の使用例 1 (街角表示)

説明：

公園の周囲で見られる多言語表示である。簡体字はルビ付きの日本語および英語の下段に書かれており、日本語の「災」「害」「時」「避」「難」「所」のそれぞれに相当するものである。



(出典：大阪府豊中市内某所の公園にて筆者自身が撮影したもの。)

現行の言語サービスにおける簡体字の使用例2 (案内板)

説明：

公共施設などで見られる多言語の案内板である。簡体字はルビ付きの日本語および英語の下段に書かれており、日本語の「豊中市公共公益施設へのご案内」の中国語訳である。



(出典：大阪府豊中市内某所の公共施設にて筆者自身が撮影したもの。)

<第10章>

1～12はインタビューを行う際に用いた質問項目である。

- 1) 「愛人」や「手紙」のように、漢字は同じですが意味は全然違う言葉があります。それについてあなたはどのように感じていますか。
- 2) 「病院」や「青」のように、漢字は同じですが意味は少し違う言葉があります。それについてあなたはどのように感じていますか。
- 3) 「案内」や「受付」のように、日本語にしかない言葉があります。それについてあなたはどのように感じていますか。
- 4) 「讀書・読書・读书」のように、中国語と日本語で形が違う漢字があります。それについてあなたはどのように感じていますか。
- 5) 中国語にも日本語にも漢字が使われています。日本で生活して漢字を知ってることで便利だったことと困ったことを教えてください。
- 6) 市役所からごみの出し方などの生活に役に立つガイドブックをもらったことがありますか。
- 7) ごみの出し方などの生活に役に立つガイドブックなどを読んだことがありますか。
- 8) 市役所からの税金の支払いといった通知などの文章をもらったことがありますか。
- 9) 通知などの文章を読んだことがありますか。
- 10) ガイドブックや通知の文章などは何語で書かれたものですか。
- 11) 中国語で書かれたものがもらえない場合はどうしているのですか。
- 12) 中国人のために、市役所からごみの出し方などの生活に役に立つガイドブックなどで使われる日本語は、文法を簡単にし、漢字をたくさん使うものが今考えられています。このようなものは必要だと思いますか。なぜですか。

13～25は調査協力に記入してもらおう項目である。実際に使用したのは中国語版である。

日本語版

あなたについて教えてください。

13) 性別 男 女

14) 年齢 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上

15) 簡体字 読める 読めない 読めるが書けない 書ける

- 16) 繁体字 読める 読めない 読めるが書けない 書ける
- 17) 出身_____省
- 18) 職業_____
- 19) 日本滞在歴 約 () 年
- 20) 日本語をどれぐらい勉強しましたか。
3ヶ月未満
3ヶ月くらい
6ヶ月くらい
9ヶ月くらい
1年～2年くらい
2年以上
- 21) あなたの日本語能力を教えてください。
日本語がほとんど分からない
日本語で簡単な会話ができる
日本語で日常会話はほぼ問題なくできるが、複雑な物事を述べるには難しい
日本語をほぼ問題なく使っている
日本語を全く問題なく使いこなしている
- 22) どこで日本語を勉強しましたか。該当するもの全てチェックしてください。
日本に来る前に中国で
(どこでしたか。書いてください。_____)
日本に来てから日本語学校で
日本に来てからボランティア教室で
日本に来てから日本人の友達に教えてもらった
その他 (書いてください) _____
- 23) 今でも日本語を勉強していますか。
はい いいえ
- 24) 日常生活の中で中国語を使いますか。該当するもの全てチェックしてください。
家族としか話さない
家族以外に友人とも話す
中国語の読み物を読む
中国語の放送を視聴する
中国語で文章を書く
- 25) 日常生活の中で日本語を使いますか。該当するもの全てチェックしてください。
家族と話す
家族以外に友人とも話す

- 日本語の読み物を読む
- 日本語の放送を視聴する
- 日本語で文章を書く

中国語版

请您填写以下各项目。

1) 性别 男 女

2) 年龄

- 未满 20 岁
- 20~30 岁
- 30~40 岁
- 40~50 岁
- 50~60 岁
- 60~70 岁
- 70~80 岁
- 80 岁以上

3) 简体字

- 认识 (会念)
- 不认识 (不会念)
- 认识但是不会写
- 会写

3) 繁体字

- 认识 (会念)
- 不认识 (不会念)
- 认识但是不会写
- 会写

4) 您来自_____省 5) 职业_____ 6) 来了日本大约 () 年

7) 您日语学了多久?

- 3 个月未滿
- 大约 3 个月
- 大约 6 个月
- 大约 9 个月
- 大约 1 年至 2 年
- 2 年以上

8) 您的日语程度是?

- 几乎不会日语
- 只会一些简单的日语
- 能用日语进行日常会话

- 能用日语进行一般交谈，但还不能对复杂的话题表达自我意见
- 日语几乎没问题
- 日语完全没问题

9) 您日语是在哪学的？请把相关的项目都勾上。

- 来日本之前，在国内学了
(在国内您是在什么地方日语的？请填写_____)
- 来日本以后，在日语学校学了
- 来日本以后，在免费教室学了
- 来日本以后，向日本人的朋友学了
- 其它(请填写)_____

10) 您现在还继续学日语吗？

- 是 不是

11) 您在日本的日常生活中有用汉语吗？请把相关的项目都勾上。

- 和家人说汉语
- 和朋友说汉语
- 念汉语的书报
- 看汉语的电视和听汉语的电台
- 用汉语写书信

12) 您在日本的日常生活中有用日语吗？请把相关的项目都勾上。

- 和家人说日语
- 和朋友说日语
- 念日语的书报
- 看日语的电视和听日语的电台
- 用日语写书信

13) 若您对这次的调查有什么看法或提议的话请把一下空栏填上。

非常感激您费宝贵时间协助我进行调查。

質問項目の意図説明

- ・質問1～6は、日中の漢字の異同と漢字を多用する「やさしい日本語」についての問題。前案では、言語サービスの質問を先だったが、中国語を母語とする外国籍住民にとってなじみのある日中同形語から聞いたほうが進みやすいと思われる。
- ・質問1～3は、日中同形異義語がどのように意識されているのかを調べるものである。質問4は日中漢字の字形の異同がどのように意識されているのかを調べるものである。
- ・質問5は、日常生活において日中同形異義語および漢字字形の異同が具体的にどのように作用しているのかを知るためのものである。
- ・質問6～12は言語サービスについての問題である。
- ・質問6と8は、自治体が提供する異なる文章に接する機会があるか否かを問うものである。質問6は生活に密着するごみについて、質問8は6に比べてやや生活の密着性が薄い。インタビューの時は実物を、アンケートの時はイラスト／写真をつける。
- ・質問6と8に対し、接触がないと回答された場合、文章の代わりに街角の多言語表示について問う。
- ・質問7と9は、実際にそれらの文章を利用するか否かを問うものである。
- ・質問10は言語サービスの言語種を知るためのものである。
- ・質問11は、なじみのある言語で言語サービスが受けられない時の対処を調べるものである。
- ・質問12は漢字を多用するやさしい日本語の必要性を問うものである。
- ・質問13～25は、回答協力者自身および日中両言語の使用についての問題である。
- ・質問15と16は、簡体字と繁体字のリテラシーを問うものである。
- ・質問21と22は、「受動的多言語使用」を大きく影響する要素である日中両言語の使用率について調べるものである。

日本における外国人に対する言語政策の諸問題並びにその改善策について

WOO WAI SHENG

正誤表

ページ	行	誤	正
ii	上 11	第 6 章 地方自治体に <u>けおる</u>	第 6 章 地方自治体 <u>における</u>
v	上 2	is to <u>indentify</u> the	is to <u>identify</u> the
vii	上 8	is not <u>appearently</u> distinctive;	is not <u>apparently</u> distinctive;
vii	上 9	2,040 kanji <u>charcaters</u> .	2,040 kanji <u>characters</u> .
vii	下 11	with a <u>pronuncition</u> guide	with a <u>pronunciation</u> guide
vii	下 4	this <u>disseration</u> is	this <u>dissertation</u> is
5	右端	(出典：注 13 を参照)	(出典：注 12 を参照)
22	下 5	国語を浸透をもつて	国語 <u>の</u> 浸透をもつて
118	上 1	出版物の題名などが繁体字が使用	出版物の題名などに繁体字が使用

以上